第6編　資料編

１．災害関係一般資料

（１）地形の概要

江津市は、島根県の海岸部中央やや西寄りにあり、中国地方最大の川である江の川の河口部に位置する。東は大田市及び川本町、西は浜田市、南は邑南町に接し、日本海に面する海岸部の延長は約 19km、北西から南東へ 16km、総面積は 268.24k ㎡で、その約８割を森林が占めている。

また市域からは良質な粘土が産出され、古くから窯業が栄えており「石州瓦」の産地として知られ、全国２位の粘土瓦の産出量を誇っている。

国道 9 号線は市街地をつらぬいて海岸部を東西に走り、国道 261 号線は江の川に沿って走り、近郊の市町と連絡している。

（２）山系

本市の山系は、海岸部に並行して北東から南西に連なる階段構造であり、県境をなす中国山系が 1,200m 級、中山山系が 800m 級、最も海岸寄りに 500m の連山からなり、いずれも中生代以後の火成岩体である。

市内で最も高い西山で 593m であり、比較的高い山は市の南東部の大田市温泉津町境及び桜江地域に集まっている。これらの前山として、島の星山を中心とする連山及び大久保山を中心とする連山が乱立している。これらの山は概して急であり、集落間を離間する交通の障害ともなっている。

（３）河川

本市には、江の川をはじめ都治川、敬川など大小合わせ 120 余の河川がある。

江の川は、その水源を広島県山県郡北広島町大朝阿佐山に発し、三次市において馬洗川、西城川及び神野瀬川を合わせ西流し、本県に入り出羽川を合わせ北流する。邑南町において再び西流に転じ八戸川、都治川などを合わせ本市において日本海に注ぐ。幹川の流域延長 194km うち島根県側約 86km（本市内約 31.5km）、流域面積 3,870k ㎡（島根県 1,250k ㎡）に及ぶ中国第 1 の河川である。流域は幅が狭く特に両岸はＶ字型のため局部的な災害が過去連続的に発生している。

・八戸川

八戸川は、流域延長 36.0km 流域面積 296.2k ㎡で水源は邑南町北西部の広島県との県境付近に発し北流し、石見街道とともにやや西寄りに流れていく。浜田市旭町で来尾川、谷川を合し、桜江町に入ると八戸ダムを経て東流に転じて家古屋川、日和川を合し、川戸で江の川に注ぐ。

流域の幅の広さと比較して江の川との合流点の幅は狭く、緩やかな勾配とあいまって災害時には鉄砲水(急激な増水・出水)を起こしやすく、下流域は、江の川の水位上昇による逆流れ(バックウォーター)が生じやすい。昭和 47 年災害、昭和 58 年災害、平成 25 年災害の際も市山・川戸地区において大規模な浸水被害をもたらしている。

・都治川

都治川は、流域延長 15.2km、流域面積 51.8k ㎡で水源を大田市温泉津町井田三子山に発し西流し本市に入る。岩滝寺滝をなし、波積町本郷二川地内で南川を合わせ、都治町上都治で北川を合わせ、慈恩寺付近で大きく屈曲し、南流に転じ、松川町下河戸で江の川に注ぐ。都治町下都治付近から江の川合流点まで流域勾配はほとんどなく出水時の江の川の水位の上昇によりしばしば災害に見舞われる。

・敬川

敬川は、流域延長 14.5km、流域面積 52.2k ㎡でその水源は弓張峠に発し西流し、跡市町小田地内で目田川を合し、旧跡市中学校付近で大きく南流し、金口地内で本明川を有福温泉町堂庭地内で湯路川を合し、浜田市下有福地内を経て敬川町で日本海に注ぐ市西部で最大の河川である。流域は幅が狭くＶ字型のため災害が多発し、昭和 58 年 7 月 23 日の豪雨の際、跡市、有福、敬川の各地で大きな災害が発生している。

位置

区　分	経　度	緯　度	距　離
東　端	132°　28′　05″		東西 29.0km 南北 15.4km
西　端	132°　08′　45″		
南　端		34°　53′　28″	
北　端		35°　01′　35″	
市役所の位置	132°　13′　24″	35°　00′　29″	

主な山岳

名　　称	標　　高
西　　山	593.3m
国　時　山	573.5m
島　星　山	470.1m
本　明　山	417.2m
空　　条	505.3m
田　平　山	501.7m
奥　寺　山	521.4m
甘南備寺山	522.4m

主な島しょ

名　　称	面　　積
大　　島	0.08km^2

主な河川

名　称	区分	河川延長	上　流　端	下　流　端
江の川	１級	194.0km	広島県山県郡北広島町	江津市　日本海
都治川	１級	15.2km	大田市温泉津町	江津市　江の川
敬　川	２級	18.0km	跡市町	江津市　日本海
八戸川	１級	32.6km	邑智郡邑南町	江津市　江の川

主な池

名　称	所　在　地	周　囲	満水面積	最　深
菰沢池	江津市浅利町	2.0km	71.000m^2	8.0m

（４）　地質

中生代末期白亜紀後期の火山活動によって中国地方の原形が形成され、本市域もほとんどの今日の姿を呈するに至った。

本市の基盤は、大部分が石英流紋岩、石英斑岩、石英緑岩で直接地表に露出したものである。

耕土は、沖積土を除いて母岩が風化され、浸食されると微個な細屑物となり、加水分解して定積土ができる。本市の土壌分布状態は周辺部の壌土地帯と沿岸部の砂質地帯に大別できる。

（５）　気候

気温、降水量とも穏やかで、山陰型気候のなかでも比較的北九州気候に近く温和であるが、冬期は北西の季節風がかなり強く、曇りがちな天気が続く。

気温は、年平均が 19.8℃、月平均の最高は８月の 27.9℃、最低は１月の 5.2℃となっている。年平均降水量は、1,900㎜前後となっている。また、降雪量に関しては県内でも少ない。

災害気象

本市に災害をもたらす気象現象は、梅雨末期の豪雨、台風及び冬の季節風に加え、主に夏から秋にかけて発生するゲリラ豪雨があげられる。

梅雨はオホーツク海付近に源をもつ冷気塊と太平洋の暖気塊との境界の前線上を 1000km 位の間隔で低気圧が東進し、平均的には６月 10 日頃からほぼ１ヶ月間で期間中の雨量はほぼ 400㎜であるが、年によって遅速、長短と雨量の多少がある。昭和 58 年７月 22 日 19 時から 23 日 15 時までに 321㎜という豪雨に見舞われて市の西部で大きな被害を出した。

また、昭和 63 年７月にも、14 日から 15 日 16 時までに 394㎜という豪雨に見舞われ、市の中心部から西部にかけて浸水及び山腹崩壊による大きな被害を出した。

台風は太平洋域で発生する熱帯性の低気圧で内形で渦巻状の荒天域を形成し、中心付近で気圧が急に深まることから小さくても強い風雨を伴う。年間に発生する数は平均して 28 個位とされている。日本で台風に見舞われるのは８～９月が多い。７月までは中国大陸に向かうものが多く、10 月になると日本の南海上を通過することが多い。一般に台風が東側を通過するときは、北風が強く大雨になるが西側を通過するときは南風が強く平成３年９月 27 日台風 19 号が本市の日本海沖を通過したため、瞬間最大風速 47.8 メートルを記録し、市内海岸部に暴風による大きな被害をもたらせた。

寒候期に日本海で低気圧が発生すると、猛烈な風が吹き船舶に与える影響は大である。

２ 月になると「春一番」と呼ばれる強風がある。これも日本海で低気圧が発達するときに起こるものである。

気象状況の推移

単位：℃、mm、日

年　次	気　温			降水量	最　大 降水日	最　大 降水量
	最　高	最　低	平　均			
昭和 63 年	31.4	-1.0	15.3	1,526.5	—	—
平成 元 年	34.4	-0.3	15.5	1,686.5	8/7	98.0
平成 02 年	34.6	-3.2	16.3	1,234.0	6/15	55.0
平成 03 年	34.7	-5.1	15.4	1,499.5	6/2	93.0
平成 04 年	34.5	0.5	15.5	1,161.5	7/15	59.0
平成 05 年	31.4	-2.0	14.8	1,860.0	7/25	90.5
平成 06 年	37.7	-4.3	17.0	926.0	9/16	62.0
平成 07 年	36.9	1.7	18.3	1,286.0	8/31	116.5
平成 08 年	33.8	-4.1	15.4	1,195.5	6/25	80.5
平成 09 年	34.1	-3.5	15.5	1,786.0	8/15	97.0
平成 10 年	33.0	-4.5	16.2	1,264.0	9/25	78.0
平成 11 年	34.9	-3.7	15.5	1,174.0	6/29	99.0
平成 12 年	34.7	-2.2	15.2	1,202.5	9/22	132.0
平成 13 年	33.8	-4.7	15.1	1,396.0	6/19	91.0
平成 14 年	35.8	-2.2	15.3	1,044.5	4/15	43.5
平成 15 年	33.0	-5.5	14.7	1,442.0	7/10	66.5
平成 16 年	33.6	-5.8	15.6	1,215.0	10/20	117.5
平成 17 年	33.4	-6.0	15.6	1,030.5	9/6	61.0
平成 18 年	34.2	-1.7	15.8	1,597.5	7/18	143.0
平成 19 年	36.4	1.0	16.6	1,238.0	8/3	66.0
平成 20 年	33.5	0.0	16.0	1,082.5	9/26	48.5

資料：江津邑智消防組合「消防年報」

単位：℃、mm、日

年　次	気　温			降水量	最　大 降水日	最　大 降水量
	最　高	最　低	平　均			
平成 21 年	33.1	-1.4	15.6	1,609.0	6/22	104.5
平成 22 年	37.7	-1.8	16.0	1,512.0	7/14	114.0
平成 23 年	36.1	-4.3	15.6	1,571.5	5/11	153.0
平成 24 年	36.8	-4.0	15.5	1,349.5	7/5	75.0
平成 25 年	34.5	-2.6	16.0	2,134.5	8/24	253.5
平成 26 年	34.7	-0.9	15.3	1,626.5	12/4	64.5
平成 27 年	34.1	-2.4	15.7	1,568.0	11/17	64.0
平成 28 年	34.4	-5.0	16.4	1,940.0	9/8	106.5
平成 29 年	38.5	-0.7	15.9	1,656.5	8/15	90.0
平成 30 年	37.7	-3.5	16.0	1,969.0	9/1	119.5
令和 元 年	35.5	1.0	16.4	1,353.5	8/28	87.5

資料：松江地方気象台「浜田観測所データ」

（６）　江津市の既往の主な災害

①　風水害

年月日	種別	被害状況
昭和46年	大雨	江の川流域氾濫・浸水箇所 （長田、郷田、千金、太田、八神、田野村、都治、松川、久坪、櫃原、中長良、長良、瀬尻、小松、大口、仁万瀬、谷住郷各地区）
昭和47年 7月10日～12日	大雨	江の川流域浸水・氾濫箇所 （渡津、高浜、長田、千金、太田、八神、田野村、市村、久坪、櫃原、中長良、長良、瀬尻、小松、大口、仁万瀬、川戸、谷住郷、下の原、市、船津、妙見谷、天神郷、元折、榎谷、久井谷、田津、和田、大貫、渡田、川越、坂本、鹿賀各地区） 八戸川流域浸水・氾濫箇所 （志谷、小田、三田地、今田、市山、江尾、八戸各地区）
昭和58年	大雨	江の川流域浸水・氾濫箇所 （渡津、高浜、長田、本町、千金、太田、八神、田野村、市村、久坪、櫃原、中長良、長良、瀬尻、大口、仁万瀬、谷住郷、元折、榎谷、久井谷、田津、和田、大貫、渡田、川越、坂本、鹿賀各地区） 八戸川流域浸水・氾濫箇所 （志谷、小田、三田地、今田、市山、江尾、八戸各地区）
昭和63年	大雨	江の川流域浸水・氾濫箇所 （小松、大口、仁万瀬、川戸、谷住郷、下の原、市、船津、妙見谷、天神郷、本町、市東、元折、榎谷、久井谷、田津、和田、大貫、渡田、川越、坂本、鹿賀、志谷、） 八戸川流域浸水・氾濫箇所 （志谷、小田、三田地、今田、市山、江尾、八戸各地区）
平成5年 6月28日～30日	梅雨前線 降雨	川平観測所 総雨量 121mm、時間最大雨量 19mm/h
平成5年 7月2日～3日	梅雨前線 降雨	川平観測所 総雨量　91mm、時間最大雨量 22mm/h
平成5年 7月27日～29日	台風5号に よる降雨	川平観測所　　総雨量 105mm、時間最大雨量 12mm/h 吉田観測所　　総雨量 283mm、時間最大雨量 22mm/h
平成5年 8月16日～18日	低気圧通過 の降雨	川平観測所 総雨量　82mm、時間最大雨量 13mm/h
平成5年 9月2日～5日	台風13号に よる降雨	川平観測所 総雨量 160mm、時間最大雨量 41mm/h
平成7年 7月2日～4日	梅雨前線 降雨	川平観測所　　総雨量 160mm、時間最大雨量 20mm/h 吉田観測所　　総雨量 318mm、時間最大雨量 22mm/h
平成9年 8月4日～6日	梅雨前線 降雨	川平観測所 総雨量 106mm、時間最大雨量 21mm/h
平成10年 10月16日～18日	台風10号に よる降雨	川平観測所 総雨量 148mm、時間最大雨量 44mm/h
平成11年 6月29日～30日	梅雨前線 降雨	川平観測所 総雨量 164mm、時間最大雨量 29mm/h
平成18年6月 29日～30日	梅雨前線 降雨	総雨量 526 ㎜、時間最大雨量 43 ㎜/h（上津井観測所）
平成22年 7月11日～15日	梅雨前線 降雨	総雨量 275 ㎜（有福観測所）、時間最大雨量 42 ㎜/h（川戸観測所）
平成25年 8月23日～24日	大雨	総雨量 474 ㎜ 敬川流域の浸水・氾濫箇所(有福温泉湯町・堂庭、跡市町目田) 八戸川流域の浸水・氾濫箇所(志谷、小田、三田地、今田、市山、江尾、八戸各地区)
平成30年 7月5日～8日	大雨	総雨量 158.5 ㎜（桜江観測所）、370.3 ㎜（津名観測所（広島県）） 浜原ダム　最大放流量　毎秒 7,260 トン　江の川本流のバックウォーター現象により、八戸川・小谷川・田津谷川・都治川流域等で浸水・氾濫

②　地震災害

＜過去に島根県で発生した（若しくは影響を及ぼした）主な地震、津波災害＞

発震年月日		震源			規模	記　事
西暦	日本歴	震源地	北緯	東経	(M)	
880.11.23	元慶 4.10.14	出雲	35.4	133.2	7.4	神社、仏閣、家屋転倒す
1026.6.16	万寿 3.5.23	石見	不明	不明	不明	万寿の大津波、石見地方沿岸に大被害
1748.6.18	寛延 1.5.23	松江	不明	不明	不明	雲州地震
1778.2.14	安永 7.1.18	石見	34.6	132.0	6.5 程度	波佐村で石垣倒壊 三隅川沿いで潰家あり
1823.1.14	文政 5.12.3	石見	不明	不明	不明	美濃村で潰家 10 戸
1835.3.12	天保 6.2.14	石見	35.1	132.6	5.5	高畑村で墓石等倒壊
1859.1.5	安政 5.12.2	石見	34.8	131.9	6.2± 0.2	地裂け、潰家あり、周布村で数戸、美濃村で潰家 10
1859.10.4	安政 6.9.9	石見	34.5	132.0	6.0～6.5	周布村で家屋倒壊数戸
1872.3.14	明治 5.2.6	浜田 (石見浜田地震)	35.15	132.1	7.1	死者 600 余、家屋 5,000 戸以上、津波あり
1904.6.6	明治 37.6.6	島根県東部	35.3	133.2	5.8	能義郡内堤防亀裂、瓦落下　最大震度 5：境
1914.5.23	大正 3.5.23	島根県東部	35.35	133.2	5.8	能義、八束、大原郡で壁の亀裂
1941.4.6	昭和 16.4.6	山口県北部	34°31.6	131°38.1	6.2	山口県北部県境小被害
1943.9.10	昭和 18.9.10	鳥取県東部	35°28.4	134°11.0	7.2	小被害
1946.12.21	昭和 21.12.21	紀伊半島沖 (南海地震)	32°56.1	135°50.9	8.0	平田、大社で民家倒壊
1950.8.22	昭和 25.8.22	島根県西部	35°10.2	132°38.7	5.2	壁に亀裂、墓石転倒
1964.6.16	昭和 39.6.16	新潟県沖 (新潟地震)	38°22.2	139°12.7	7.5	住家床下浸水 1、一部破損 8
1977.5.2	昭和 52.5.2	島根県東部	35°09.0	132°42.0	5.6	住宅被害 107 棟
1978.6.4	昭和 53.6.4	島根県東部	35°05.0	132°42.0	6.1	住家半壊 29 棟、一部損壊 39 棟、非住家全壊 2 棟、半壊 2 棟、一部損壊 33 棟
1983.5.26	昭和 58.5.26	秋田県沖（日本海中部地震）	40°21.6	139°04.4	7.7	津波により負傷者 5 人 床上浸水 152 棟、床下浸水 279 棟など
1991.8.28	平成 3.8.28	島根県東部	35°19.4	133°11.2	5.9	壁に亀裂、ヒビ、ガラス割れ、瓦落下など
1993.7.12	平成 5.7.12	北海道南西沖 (北海道南西沖地震)	42°46.9	139°10.8	7.8	津波により、床上浸水 5 棟、床下浸水 78 棟など
1997.6.25	平成 9.6.25	山口県北部	34°26.5	131°40.0	6.6	益田市で震度 5 強 小被害
2000.10.6	平成 12.10.6	鳥取県西部 (鳥取県西部地震)	35°16.5	133°20.9	7.3	安来、宍道、仁多で震度 5 強 重症 2 名、軽症 9 名、住家全壊 34 棟、半壊 576 棟など
2001.3.24	平成 13.3.24	安芸灘 (芸予地震)	34°07.5	132°42.5	6.7	羽須美、桜江、三隅で震度 5 弱 軽傷 3 名、一部損壊 10 棟 文教施設 9 など
2018.4.9	平成 30.4.9	島根県西部	35°11.0	132°35.2	6.1	大田市大田町で最大震度 5 強 負傷者 4 名、住家全壊 18 棟、大規模半壊 8 棟、半壊 52 棟、一部損壊 572 棟など

（資料：松江地方気象台、大田市東部を震源とする島根県西部地震記録誌）

③　火災災害（資料：江津邑智消防組合）

＜年別火災発生状況＞

（単位　火災件数：件　損害額：千円）

年別＼種別		合計	火災種別				
			建　物	林　野	車　両	船　舶	その他
48 年	件　数	40	12	14			14
	損害額	116,066	115,477	576			13
49 年	件　数	31	14	13			4
	損害額	11,084	10,147	792			145
50 年	件　数	23	13	8			2
	損害額	29,278	28,461	806			11
51 年	件　数	17	13	4			
	損害額	8,066	8,019	47			
52 年	件　数	16	6	5			5
	損害額	5,691	4,816	873			2
53 年	件　数	26	14	9	1		2
	損害額	21,422	21,202	215	5		0
54 年	件　数	35	10	10	1		14
	損害額	36,588	35,575	223	750		40
55 年	件　数	21	8	2	1		10
	損害額	217,467	217,140	293	11		23
56 年	件　数	25	13	2	1	1	8
	損害額	29,747	29,188	285	84	190	0
57 年	件　数	29	6	7			16
	損害額	18,283	18,030	144			109
58 年	件　数	24	11	2		1	10
	損害額	22,280	22,260	0		20	
59 年	件　数	33	4	8			21
	損害額	8,740	8,630	78			32
60 年	件　数	35	19	7			9
	損害額	50,067	48,432	1,027			608
61 年	件　数	22	10				12
	損害額	37,297	37,297				
62 年	件　数	26	13	4	1		8
	損害額	16,947	16,799	15	126		7
63 年	件　数	20	17	1			2
	損害額	64,968	64,968	0			0
1 年	件　数	25	7	5			13
	損害額	25,067	24,840	227			0
2 年	件　数	35	14	6			15
	損害額	18,021	17,851	170			0
3 年	件　数	20	8	1			11
	損害額	43,155	43,155	0			0
4 年	件　数	24	9	5	3		7
	損害額	22,286	20,208	0	2,078		0
5 年	件　数	19	10	3			6
	損害額	15,319	15,319	0			0
6 年	件　数	39	10	8			21
	損害額	14,255	13,982	273			0
7 年	件　数	27	6	9			12
	損害額	60,851	60,570	281			0

年別＼種別		合計	火災種別				
			建　物	林　野	車　両	船　舶	その他
8 年	件　数	32	6	3	2		21
	損害額	3,670	2,253	139	1,160		118
9 年	件　数	17	8	3			6
	損害額	14,187	14,172	0			15
10 年	件　数	18	9	2	1		6
	損害額	27,564	27,433	131	0		0
11 年	件　数	20	5	2	1		12
	損害額	18,229	17,960	156	113		0
12 年	件　数	29	9	3	1		16
	損害額	14,325	13,589	130	600		6
13 年	件　数	22	6	9			7
	損害額	15,062	14,989	73			0
14 年	件　数	21	7	4			10
	損害額	7,404	4,482	2,682			60
15 年	件　数	17	8		1		8
	損害額	5,559	4,977		537		45
16 年	件　数	20	9	2			9
	損害額	91,662	85,251	0			6,411
17 年	件　数	16	7		1		8
	損害額	11,818	11,818				0
18 年	件　数	20	9	1	2		8
	損害額	28,337	26,971	0	1,366		0
19 年	件　数	16	6		2		8
	損害額	19,084	11,846		7,233		5
20 年	件　数	14	5		1		8
	損害額	8,791	8,764		17		10
21 年	件　数	17	5	4			8
	損害額	20,774	20,612	0			162
22 年	件　数	29	15	2	1	1	10
	損害額	130,742	107,910	220	1,226	60	2,003
23 年	件　数	17	7	2	1		7
	損害額	26,907	26,133	0	771		3
24 年	件　数	19	7	1			11
	損害額	7,514	7,487	22			5
25 年	件　数	19	7	2	1		9
	損害額	7,780	7,618	0	90		72
26 年	件　数	12	6	1	1		4
	損害額	5,830	5,693	3	132		2
27 年	件　数	19	7	3	2		7
	損害額	19,901	19,331	64	171		335
28 年	件　数	12	3	1	1		7
	損害額	7,484	5,081		2,100		303
29 年	件　数	15	7		1		7
	損害額	36,454	36,357		26		71
30 年	件　数	24	10	2	2		10
	損害額	32,942	29,390	33	1,953		1,566

④　雪災害

＜過去に江津市で発生した雪災害＞

<table>
<tr><th>年　月　日</th><th colspan="2">被　害　状　況</th><th>記　　事</th></tr>
<tr><td>昭和 38 年 2 月</td><td colspan="2">江津地区
家屋の倒壊　　8 戸
家屋の半壊　　18 戸
非住家の全半壊　13 戸
被害金額　　45,000 千円
(昭和 38 年 2 月 20 日現在)

桜江地域
被害金額　　75,000 千円</td><td>波積、松川、川平、井沢、清見、福田、本明などでは最高 3.5m ないし 4.0m の積雪となった。

雪の重みにより、破損する家屋が続出し、2 月 15 日災害救助法を適用された。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">昭和 57 年 1 月 16 日
～1 月 19 日</td><td colspan="2">(金額単位　千円)</td><td rowspan="7">17 日県下全域にわたって 0.3m～1.0m の大雪となり、さらに、19 日朝にかけ 0.3m～0.4m の積雪となった。</td></tr>
<tr><td>農　作　物</td><td>9,524</td></tr>
<tr><td>果樹等樹体</td><td>8,343</td></tr>
<tr><td>農　業　施　設</td><td>500</td></tr>
<tr><td>畜　　産</td><td>600</td></tr>
<tr><td>造　林　木</td><td>3,638</td></tr>
<tr><td>合　　計</td><td>22,605</td></tr>
</table>

（７）過去の代表的災害の内容

① 昭和 46 年災害

■災害の内容

・災害箇所　　江の川流域

・災害を受けた月日　　昭和 46 年 7 月

・災害内容

家屋の被害	住　　家			
64,748 千円	全　壊	半　壊	床上浸水	床下浸水
	18 戸	40 戸	247 戸	1,053 戸

農地等の被害	冠水埋没等面積	農業用施設等被害	林業関係等被害	水産関係等被害	土木関係等被害
121,100 千円	610ha	241,930 千円	72,100 千円	―　千円	498,286 千円
水道関係等被害	教育関係等被害	商工関係等被害	公共関係等被害	その他	
2,800 千円	13,600 千円	167,500 千円	―　千円	18,400 千円	

・浸水・氾濫箇所　　下図に示す

【46 年災　浸水･氾濫箇所図】

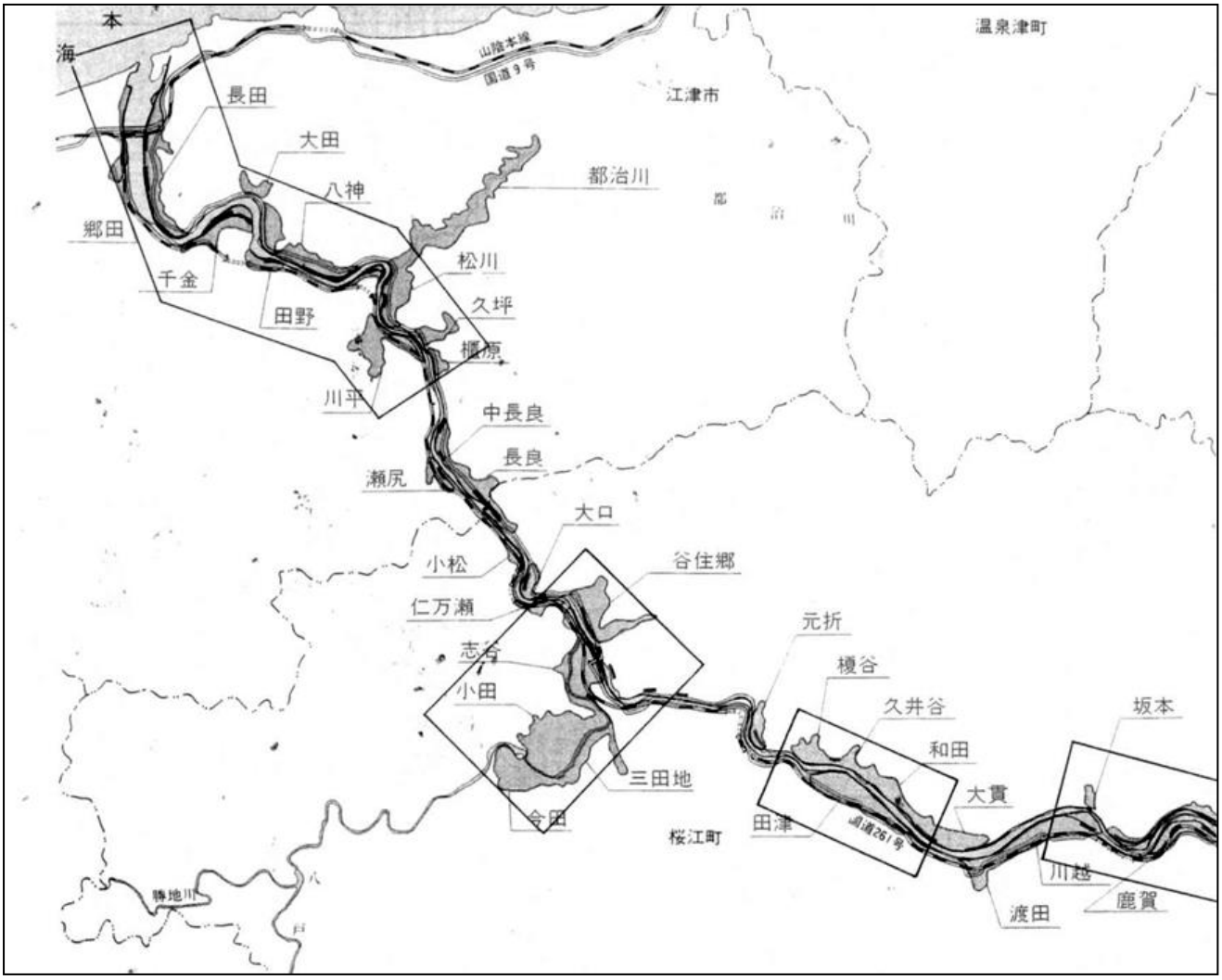

;浸水域

②　昭和 47 年災害

■災害の内容

・災害箇所　　江の川流域

・災害を受けた月日　　昭和 47 年 7 月 10 日～7 月 12 日

・災害内容

家屋の被害	住　　家			
1,230,300 千円	全　壊	半　壊	床上浸水	床下浸水
	63 戸	146 戸	739 戸	402 戸

農地等の被害	冠水埋没等面積	農業用施設等被害	林業関係等被害	水産関係等被害	土木関係等被害
671,060 千円	469.9ha	184,500 千円	198,500 千円	3,590 千円	161,436 千円
水道関係等被害	教育関係等被害	商工関係等被害	公共関係等被害	その他	
4,070 千円	34,528 千円	280,969 千円	80,787 千円	430,199 千円	

・浸水・氾濫箇所　　下図に示す

【47 年災　浸水・氾濫箇所図】

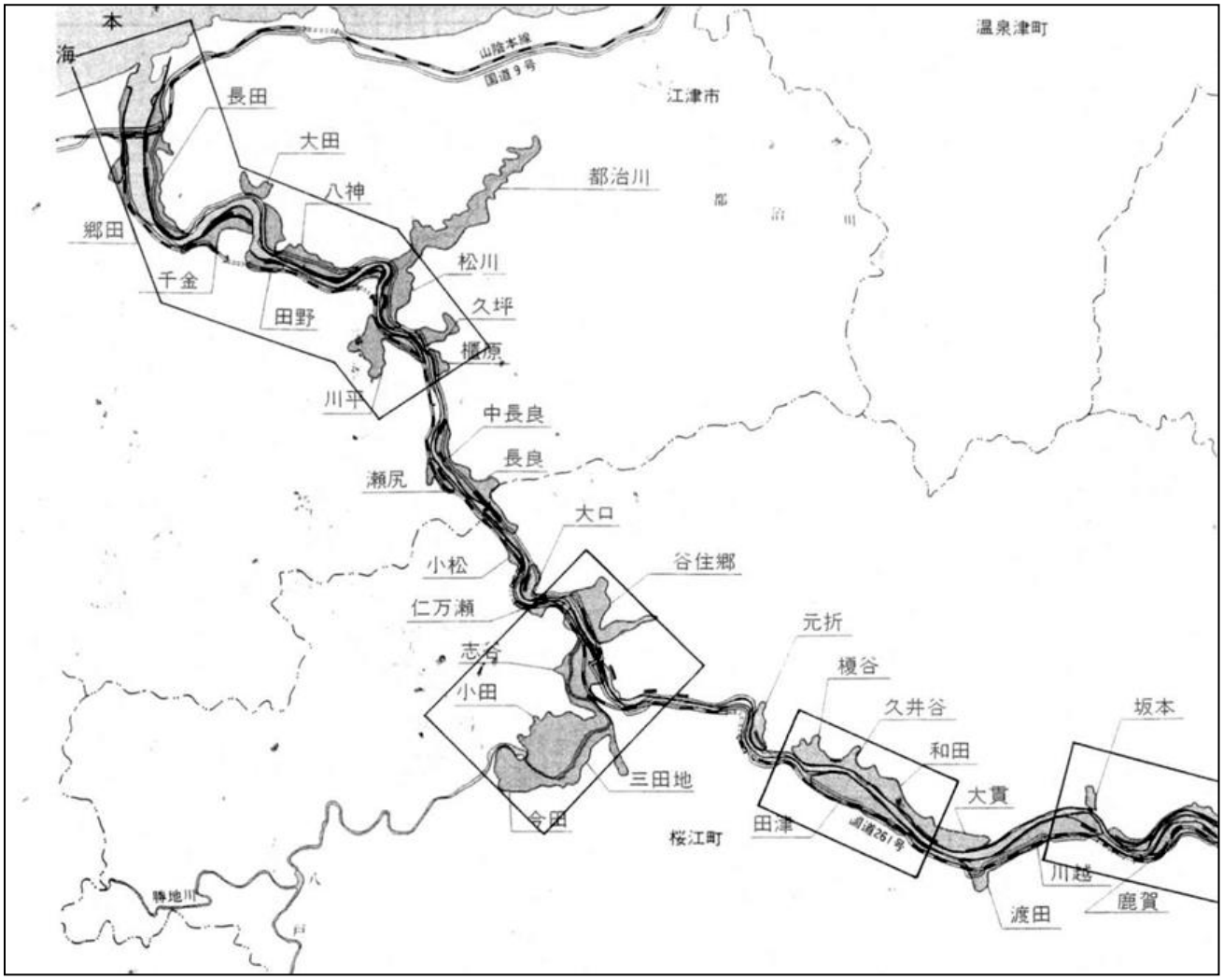

：浸水域

・観測降雨量　　下図に示す

【江の川増水状況曲線】

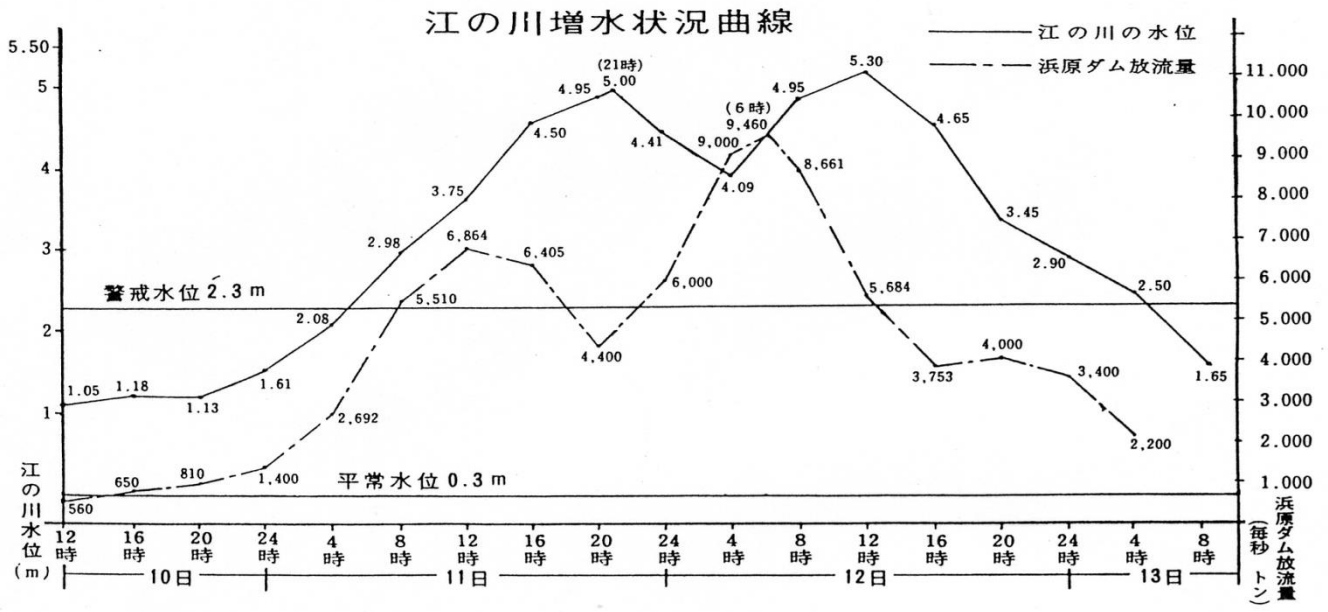

③　昭和 58 年災害

■災害の内容

・災害箇所　　江の川流域

・災害を受けた月日　　昭和 58 年 7 月 22 日～7 月 23 日

・災害内容

家屋の被害	住　　家				
741,200 千円	流　失	全　壊	半　壊	床上浸水	床下浸水
	2 戸	13 戸	21 戸	461 戸	553 戸

農地等の被害	冠水埋没等面積	農業用施設等被害	林業関係等被害	水産関係等被害	土木関係等被害
474,000 千円	56.1ha	1,442,000 千円	1,395,050 千円	―　千円	2,251,950 千円
水道関係等被害	教育関係等被害	商工関係等被害	公共関係等被害	その他	
24,360 千円	68,850 千円	1,576,070 千円	96,950 千円	5,200 千円	

・浸水・氾濫箇所　　下図に示す

【58 年災　浸水・氾濫箇所図】

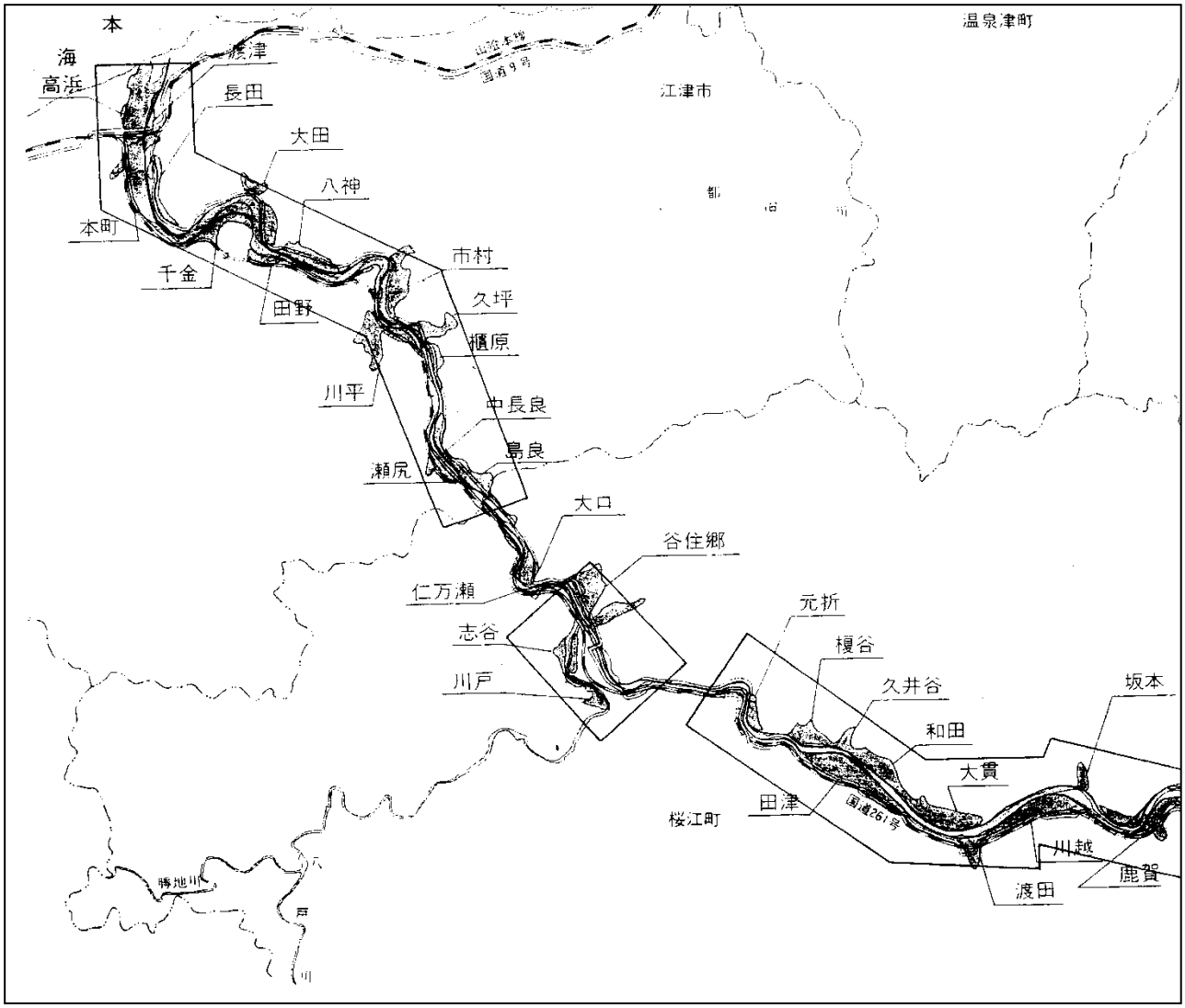

;浸水域

・観測降雨量　　下図に示す

【江の川増水状況曲線】

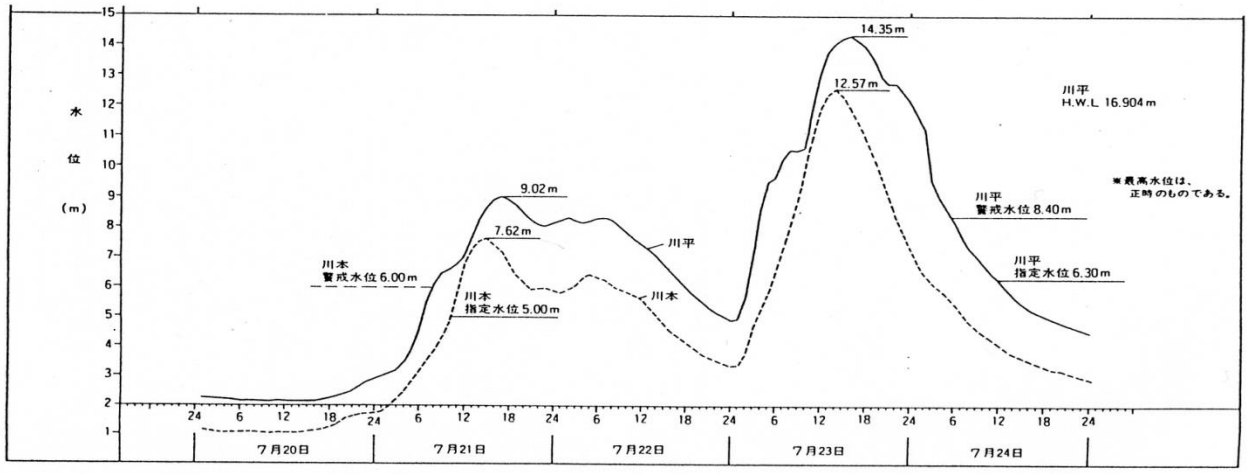

④　昭和 63 年災害

■災害の内容

・災害箇所　　江の川流域

・災害を受けた月日　　昭和 63 年 7 月 15 日

・災害内容

家屋の被害	住　　家				
98,600 千円	流　失	全　壊	半　壊	床上浸水	床下浸水
	0 戸	2 戸	8 戸	56 戸	321 戸

農地等の被害	冠水埋没等面積	農業用施設等被害	林業関係等被害	水産関係等被害	土木関係等被害
450,000 千円	729ha	1,009,450 千円	762,240 千円	―　千円	2,407,500 千円
水道関係等被害	教育関係等被害	商工関係等被害	公共関係等被害	その他	
20,000 千円	2,550 千円	106,620 千円	7,850 千円	94,810 千円	

・浸水・氾濫箇所　　下図に示す

【63 年災　浸水・氾濫箇所図】

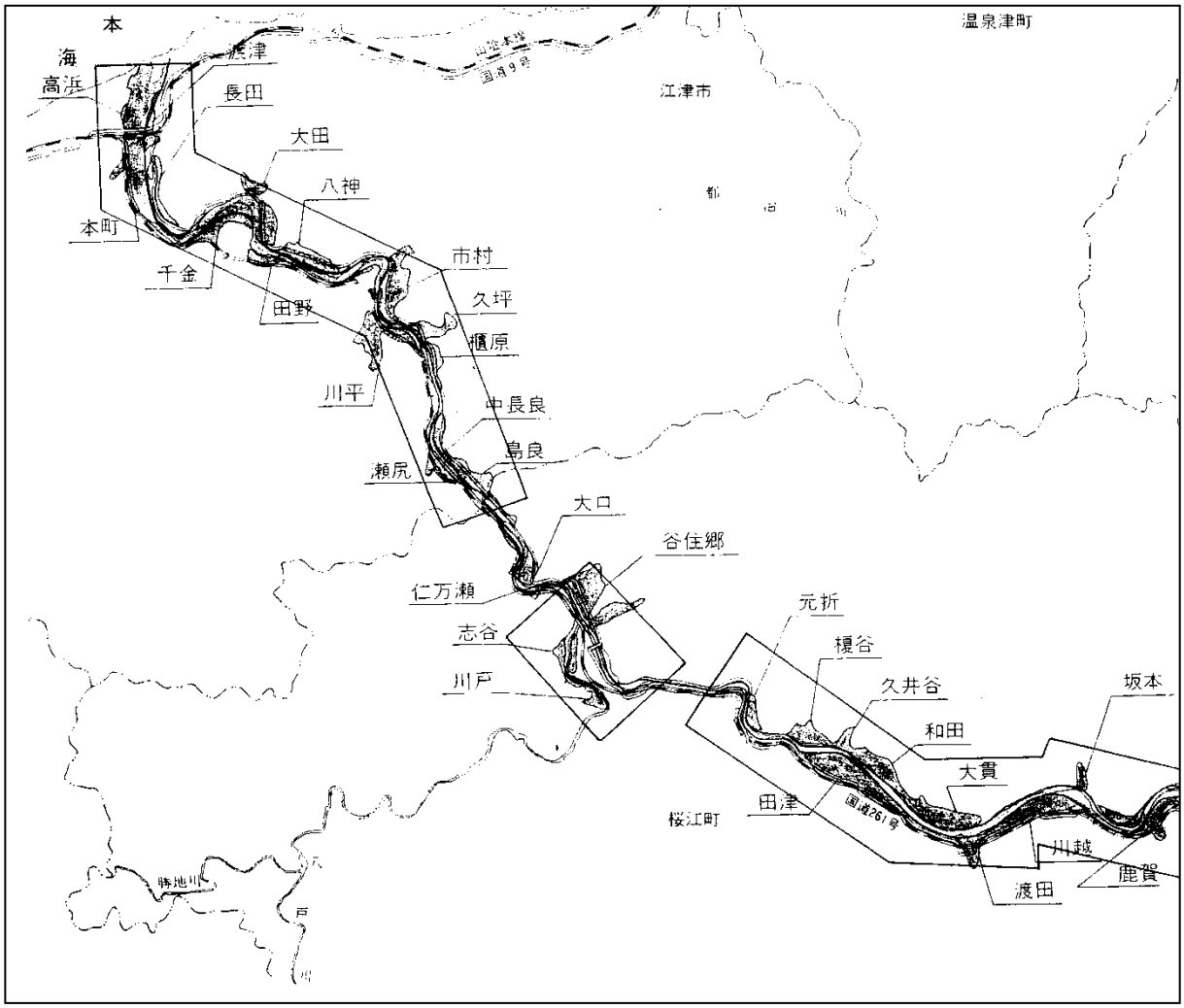

;浸水域

（８）既往の主な災害

災害被害記録

昭和５８年７月豪雨被害状況　（旧江津市）（昭和５８年８月２２日現在）					
豪雨期間	昭和５８年7月２０日～7月２３日			降雨量　491.2mm	
被害	区分	数量	単位	被害見込額(千円)	状況
人の被害	死亡	1	人		有福２人　跡市１人　都治１人　松川２人
	軽傷	6	人		
住家の被害	流出	2	棟	741,200	市内全域被害 ７月２５日～７月２７日防疫実施
	全壊	13	棟		
	半壊	21	棟		
	一部損壊	79	棟		
	床上浸水	461	棟		
	床下浸水	553	棟		
非住家の被害	全壊	22	棟	129,300	
	流出	10	棟		
	半壊	15	棟		
	損壊	39	棟		
	浸水	324	棟		
農地被害	田畑	49.5	ｈａ	474,000	流出・埋没・冠土
	畦畔	6.6	ｈａ		
農業施設被害	頭首工	40	ヶ所	1,442,000	
	水路	250	ヶ所		
	道路	81	ヶ所		
	橋梁	13	ヶ所		
農作物等被害	田・畑	310.59	ｈａ	144,750	水稲　26.2ｈａ　桑園　8.0ｈａ ぶどう　7.0ｈａ　野菜　22.0ｈａ 梨　1.0ｈａ　その他
畜産関係被害	畜舎	10	棟	18,190	全壊　2　半壊　1　浸水　7
	採草地	0.5	ｈａ		
	家畜	－			豚　59頭　鶏　50羽
	施設	－	ヶ所		牧道　250m　その他
	生乳・その他				牛乳　2,500kgf　飼料　6.1tf
農業共同利用施設被害	有線放送施設 その他		ヶ所	49,900	
林業関係被害	林道	17	ヶ所	1,395,050	242m
	荒廃渓流	16	ヶ所		2,600m
	山腹崩壊	7	ヶ所		
	林地崩壊	319	ヶ所		
	林産物	－	ヶ所		木材、薪炭、シイタケ、竹材、その他
土木災害	河川	302	ヶ所	2,251,950	決壊、破損、流出
	道路	545	ヶ所		
	橋梁	7	ヶ所		
水産被害	漁船	21	隻	15,100	流出　1　破損（大破　4　小破　16）
水道被害	上水道	－	ヶ所	24,360	水道管流出　管理道路破壊
	簡易水道	－	ヶ所		水源施設水没　1ヶ所　配水管流出　300m
教育関係被害	小学校	4	校	68,850	施設・備品
	中学校	3	校		施設・備品
	幼稚園	1	園		施設
商工・鉱業関係被害	商業	129	店舗	1,576,070	施設・建物被害及び店舗浸水・商品 材料損失・流失・埋没
	鉱工業	26	事業所		
公共施設被害	公園	6	ヶ所	96,950	
	都市下水路	5	ヶ所		
	公民館	1	ヶ所		
	その他施設	－	ヶ所		老人福祉施設１　保育所児童館４ ごみ処理場１　その他
その他被害	公営住宅	1	ヶ所	5,200	
合計				8,432,870	

昭和５８年７月豪雨被害状況　（旧桜江町）					
豪雨期間	昭和５８年7月２０日～7月２３日				
被害	区分	数量	単位	被害額（千円）	状況
人の被害	死亡	1	人		
	行方不明	3	人		
	重傷	3	人		
	軽傷	7	人		
住家の被害	全壊	8	棟	110,240	
	流失	0	棟	0	
	半壊	30	棟	283,500	
	破損	46	棟	341,320	
	床上浸水	276	棟	993,600	
	床下浸水	210	棟	278,460	
非住家の被害	全壊	30	棟	129,000	
	流失	36	棟	133,200	
	半壊	32	棟	112,000	
	破損	71	棟	106,500	
	浸水	602	棟	379,260	
教育・福祉関係被害	小学校	3	校	42,382	
	社会教育施設	2	棟	5,279	
	保育所	2	棟	85,000	
公共建物被害	町営住宅	2	団地	1,035	
	集会施設	1	棟	2,800	川越生活改善センター
	消防ポンプ倉庫	9	棟	1,140	
公共的建物被害	農協支所	2	棟	3,500	
	神社	2	棟	1,500	
	寺	3	棟	5,700	
商工鉱業関係被害	商業・工業・その他建設業			516,456	
公営企業関係被害	簡易水道施設			23,687	
	有線放送施設			6,500	
土木関係被害	河川	114	ヶ所	742,740	
	道路	210	ヶ所	1,318,050	
	橋梁	6	ヶ所	140,400	
	砂防	0	ヶ所	0	
農地関係被害	田	285	ヶ所	212,000	
	畑	85		107,000	
	畦畔	320	ヶ所	134,000	
農業用施設被害	頭首工	20	ヶ所	70,000	
	水路	144	ヶ所	132,000	
	揚水機	3	ヶ所	30,000	
	道路	110	ヶ所	108,000	
	橋梁	25	ヶ所	120,000	
	農地保全	2	ヶ所	6,000	
	溜池	2	ヶ所	3,000	
農作物関係被害	野菜	870	t	60,000	
	茶	105	t	84,000	
	桑	45.9	t	105,570	
	たばこ	73.1	t	131,580	
	水稲	553.9	t	166,170	
樹園地等農地被害	桑園	13.2	ｈａ	99,000	
	茶園	3.4	ｈａ	25,500	
	その他	0.4	ｈａ	7,200	
農業非共同利用施設被害	農舎	44	件	4,000	
	茶加工場	1	件	300	
	たばこ乾燥施設	11	件	5,930	
	蚕舎	38	件	5,550	
	被覆棚・農機具	112	件	12,550	

昭和５８年７月豪雨被害状況　（旧桜江町）					
豪雨期間	昭和５８年7月２０日～7月２３日				
被害	区分	数量	単位	被害額（千円）	状況
農業共同利用施設被害	発電所導水路	46	m	10,000	
	茶被覆棚	3	ｈａ	15,000	
	その他	7	棟	14,900	パイプハウス３棟　茶加工施設３棟 農機具センター1棟
果樹等樹体被害	茶	17.6	ｈａ	45,070	
	桑	68.5		31,867	
畜産関係被害	畜舎	32	棟	4,540	
	牧草地	4.9	ｈａ	3,520	
	その他			2,420	
山林関係被害（林産物等）	立木	59.4	ｈａ	74,580	
	素材	50	㎥	3,000	
	製材品	50	㎥	3,000	
	作業道	14	ヶ所	1,800	４路線
	特殊林産	40	a	4,200	ワサビ
	木材加工施設	1	点	1,000	
	集運材施設			4,000	
	椎茸育成施設	1,000	㎡	500	
	椎茸榾木	45,000	本	15,750	
	特殊林産加工施設			4,000	
山林関係被害（林道等）	林道	11	路線	117,000	
	橋梁	4	ヶ所	65,500	
	渓流	169	ヶ所	3,820,000	
	山腹崩壊	45	ヶ所	311,000	
	林地崩壊	56	ヶ所	86,000	
	その他	12	ヶ所	15,025	山林施設１ヶ所　播種１ヶ所　床替９ヶ所 挿木１ヶ所
養蚕関係被害		2.5	t	5,750	
水産関係被害		10	隻	1,350	動力船５隻　無動力船５隻
農協等在庫品被害	肥料・飼料等	7.9	t	4,028	
	農機具	100	台	1,000	
	その他			5,104	
観光被害		16	ヶ所	74,000	探勝路 13 ヶ所　橋梁３ヶ所
合計				12,137,503	

平成３年　台風１９号被害状況　（旧江津市）（平成３年１０月４日現在）					
災害日	平成３年９月２７日				
被害	区分	数量	単位	被害見込額(千円)	状況
人の被害	負傷	6	人		
住家の被害	一部損壊	1,493	棟		市内全域被害 屋根、窓、戸、壁等の損壊
非住家の被害	全壊	33	棟	23,370	市内全域被害 屋根、窓、戸、壁等の損壊
	半壊	5	棟		
	一部損壊	59	棟		
	畦畔		ｈａ		
農業施設被害	個人	24	ヶ所	15,000	ハウス
	農協	7	ヶ所		
在庫品被害	米	1	ヶ所	100	
農作物等被害	田・畑	18.9	ｈａ	13,290	水稲　10ｈａ　野菜　1.9ｈａ　柿　7ｈａ
畜産関係被害	畜舎全壊	2	棟	38,750	
	畜舎半壊	4	棟		
	乳牛死	2	頭		
林業関係被害	立木	606	m^2	5,940	
	施設	7	ヶ所		建物　4　　機械　3
土木災害	河川	13	河川	12,550	河口閉塞　1,300 千円
	道路	507	路線		路肩、土留等の崩壊　3 路線　5,000 千円 瓦飛散、倒木　504 路線　3、600 千円 カーブミラー等の損壊　2,650 千円
	橋梁		ヶ所		
水道被害	上水道	1	件	1,030	断水　356 戸　敬川加圧ポンプ　100 千円
	簡易水道	3	件		断水 55 戸　東部、松川、有福の簡易水道 430 千円
	水道庁舎				屋根　500 千円
教育関係被害	小学校	9	校		施設の屋根、窓、壁等の損壊
	中学校	5	校		施設の屋根、窓、壁等の損壊
	幼稚園	2	園		施設の屋根、窓、壁等の損壊
商工・鉱業関係被害	商業	72	件	400,980	建物、施設、商品等の被害
	鉱工業	93	件		
	運輸業	1	件		バス待合所損壊　1,900 千円
公共施設被害	公園施設	3	ヶ所	730	公園施設 1-690 千円　区画整理事業 2-40 千円
	市営住宅	12	団地	2,020	34 棟、70 戸、屋根等の損壊
	福祉施設	14		8,510	保育所　9-5,640 千円　児童館　2-270 千円 清江園　2,000 千円　分室等　2,100 千円 作業所　1-500 千円
	公民館	12	館	23,720	屋根の損壊　110-120 千円　全壊 1-23,600 千円
	保健施設			120	伝染病棟屋根等の損壊　80 千円 保健ｾﾝﾀｰ空調ｶﾊﾞｰの損壊　40 千円
	財政施設	3		980	旧黒松小、旧川平小、市民会館
	水産施設	1		10,000	波子防波堤
	消防施設	10		1,120	ポンプ庫　6　サイレン　3　防災無線　1
	市庁舎			460	窓ガラス、ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞの損壊
合計				683,150	

2. 災害予防関係

（１）ダム機能表

区分	名称／項目	八 戸 ダ ム	浜 原 ダ ム
概要	水　　系	江　の　川	江　の　川
	河　川　名	八　戸　川	江　の　川
	所　在　地	桜 江 町 八 戸	美 郷 町 信 喜
	管　理　者	島根県（土木部）	中　国　電　力
	目　　的	多目的 (洪水調節、上水道、工業用水不特定用水発電用)	発電専用
	形　　式	重力式コンクリートダム	越流可動扉付コンクリート重力ダム
	通 信 方 法	桜　江 (0855)-92-1361	無線及び有線
堰堤貯水池緒元	集 水 面 積　km^2	164.0	3,000.0
	堤　　高　m	72.0	19.0
	堤　頂　長　m	151.0	361.4
	門　　扉	クレストゲート ―――３門 (ラジアル) コンジットゲート ――２門 (ラジアル) コースターゲート ――２門 (ローラー)	ローラゲート ――１２門 幅　14.00m 高さ　9.40m
	常 時 満 水 位　m	EL 124.6	EL 65.0
	洪 水 満 水 位　m	EL 126.9	EL 64.9
	総 貯 水 容 量　千m^3	26,800.0	11,200.0
	有効貯水容量　千m^3	23,200.0	2,600.0
治水	制 限 水 位　m	EL 106.9	
	洪水調節容量　千m^3	20,000.0	
	計 画 高 水 量　m^3/s	1,190.0	
	最 大 放 流 量　m^3/s	330.0	

（２）地震、津波災害予防

ア　地震の規模と程度

M8.5～9	最大級の地震で全世界を通じて過去10年に１度しか起こっていない。
M8以上	第１級の大地震で、内陸に起これば大被害、海底に起これば大津波を生ずる。
M7～8	かなりの大地震で、内陸に起こると大被害を生ずることがある。海底に起これば津波を伴う。
M6～7	内陸に起こると（特に震源が浅いとき）被害を生ずることがある。
M4～6	この程度の地震では被害を生ずることはほとんどない。われわれが時々感じる地震は、大部分この程度のものである。
M3～4	この程度の地震は、震源地の近くで人体に感ずることがある。
M2以下	高倍率の地震計によって観測される。

注：　M(マグニチュード)：地震そのものの大きさを表す尺度
Mは、震央から 100 kmの所にある標準地震計が記録した記録紙上の最大振幅（ミクロ単位）の対数ということであるが、現在、気象庁では、浅い地震について、次の式を使って規模を求めている。
$M = \log A + 1.731 \log \triangle - 0.83$　A：水平最大振幅（ミクロ）　△：震央距離（km）
この表は一応の基準を示したもので、地震による被害は震源地付近の地盤や人文的条件にも関係するので、この表にはあてはまらない場合もある。

イ　気象庁震度階級

震度	解　　説
0	人は揺れを感じない。
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。
5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。
6弱	立っていることが困難になる。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。
7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。

（３）地すべり災害予防

ア　土砂災害警戒区域（地すべり）※位置図については「マップｏｎしまね」を参照

地 す べ り 危 険 箇 所 一 覧 表

地区名	所　在　地	面積(ha)	保全対象施設		関係省庁	法の指定	備考
			人家	重要施設			
上津井	江津市松川町上津井	41.0	8	寺院 2 用排水路 農道	農林水産省		
山ノ内	江津市都野津山ノ内	113.0	25	用排水路 農道	〃		
後谷	江津市千田町後谷	19.5	10	用排水路 農道	〃		
恵良	江津市二宮神主	102.7	44	用排水路 農道	〃		
千田	江津市千田町大野谷	57.7	16	用排水路	〃		
山中郷	江津市桜江町長谷	60.0	15	用排水路	〃		
前横道	江津市都野津町 江津市二宮町神主	5.9	55	高速道路 300m 市道 300m	〃（林野庁）		
後地	江津市後地町	8.0	14	県道 600m 市道 300m	国土交通省		
神村	江津市二宮町神村	25.3	9	県道 200m 市道 1,000m	〃		
浅利	江津市浅利町	6.6	12.7	国道 600m 市道 800m 集会所	〃		
渡田	江津市桜江町川越	24.0	36	県道 550m 町道 600m 生涯学習センター　1 保育園　1	〃		
川戸	江津市桜江町川戸	8.0	60	県道 500m	〃		
市山	江津市桜江町市山	19.8	106	県道 700m 市道 700m 駐在所　1 生涯学習センター　1 郵便局　1	〃		
志谷	江津市桜江町後山	18.8	11	町道 300m	〃		
長谷西	江津市桜江町長谷	9.0	8	県道 800m 集会所　1 小学校　1 郵便局　1	〃		
三田地	江津市桜江町川戸	16.3	6	県道 600m	〃		

イ　地すべり防止区域指定

地すべり防止区域指定一覧表

地区名	所　在　地	面積(ha)	保全対象施設		関係省庁	法の指定	備考
			人家	重要施設			
神村東	江津市二宮町神村	39.38	42	耕地、林地 樹園地、その他	農林水産省	有	
神村西	江津市二宮町神村	54.92	32	耕地、林地 樹園地、その他	〃	有	
山中東	江津市桜江町長谷	33.37	20	耕地、林地 その他	〃	有	
長谷中	江津市桜江町長谷	24.1	8	県道 600m 体育館１棟	〃（林野庁）	有	
神村上	江津市二宮町神村	6.7	6	市道 1,205m	国土交通省	有	
長谷西	江津市桜江町長谷	9.0	24	県道 810m 市道 95m 公民館１ 郵便局１ 神社１	〃	有	
三田地	江津市桜江町川戸	12.3	11	県道 540m	〃	有	

（４）急傾斜地崩壊災害予防

ア　土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）※位置図については「マップｏｎしまね」を参照

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
1	青波 2	後地町	
2	尾浜	後地町	
3	青波 4	後地町	
4	後地町青波 E	後地町	
5	後地町本谷 D	後地町	
6	本谷	後地町	
7	後地町 1	後地町	
8	後地町本谷 C	後地町	
9	後地町本谷 E	後地町	
10	後地町青波 F	後地町	
11	後地町 10	後地町	
12	後地町 8	後地町	
13	後地町青波 G	後地町	
14	後地町本谷 F	後地町	
15	後地町本谷 G	後地町	
16	都治町上都治 A	都治町	
17	都治町 1-Ⅱ	都治町	
18	後地町本谷 H	後地町	
19	都治町上都治 C	都治町	
20	後地町尾浜 E	後地町	
21	後地町尾浜 D	後地町	
22	都治町上都治 E	都治町	
23	上都治 2	都治町	
24	松井 1-Ⅱ	後地町	
25	都治町下都治 A	都治町	
26	後地町尾浜 C	後地町	
27	都治町中都治 A	都治町	
28	藪 1	後地町	
29	都治町下都治 B	都治町	
30	都治町上都治 B	都治町	
31	後地町藪 B	後地町	
32	後地町藪 A	後地町	
33	上都治 3	都治町	
34	松井 3-Ⅲ	後地町	
35	後地町藪 F	後地町	
36	都治	都治町	
37	上都治 4	都治町	
38	都治町下都治 D	都治町	
39	円光寺	都治町	
40	都治町中都治 B	都治町	
41	中都治 1	都治町	
42	都治町下都治 E	都治町	
43	都治町藪 A	都治町	
44	都治町藪 B	都治町	
45	都治末 3-Ⅲ	都治町	
46	都治町下都治 F	都治町	
47	都治町 3-Ⅱ	都治町	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
48	下都治 1	都治町	
49	都治町 5-Ⅱ	都治町	
50	後地町波来浜 A	後地町	
51	後地町波来浜 B	後地町	
52	後地町青波 C	後地町	
53	後地町青波 A	後地町	
54	後地町青波 B	後地町	
55	後地町青波 D	後地町	
56	後地町波来浜 C	後地町	
57	後地町本谷 B	後地町	
58	後地町本谷 A	後地町	
59	後地町尾浜 B	後地町	
60	後地町尾浜 A	後地町	
61	後地町藪 D	後地町	
62	後地町藪 C	後地町	
63	後地町藪 E	後地町	
64	都治町下都治 C	都治町	
65	後地町上都治 D	後地町	
66	黒松町黒松 A	黒松町	
67	黒松町黒松 C	黒松町	
68	黒松町黒松 G	黒松町	
69	黒松町 1-Ⅱ	黒松町	
70	黒松東	黒松町	
71	黒松第 7 自治会	黒松町	
72	黒松町 2	黒松町	
73	黒松町黒松 F	黒松町	
74	黒松町黒松 D	黒松町	
75	黒松町 1-Ⅲ	黒松町	
76	青波 3	後地町	
77	赤栗 A	川平町南川上	
78	赤栗 B	川平町南川上	
79	赤栗 C	川平町南川上	
80	田野 A	川平町南川上	
81	鈩谷 A	川平町南川上	
82	鈩谷 B	川平町南川上	
83	鍛冶屋谷 A	川平町南川上	
84	鍛冶屋谷 B	川平町南川上	
85	鍛冶屋谷 C	川平町南川上	
86	神段原 A	川平町南川上	
87	駅前	川平町南川上	
88	田ノ原	川平町南川上	
89	川平町南川上 A	川平町南川上	
90	川平町南川上 B	川平町南川上	
91	川平町南川上 C	川平町南川上	
92	川平町南川上 D	川平町南川上	
93	川平町南川上 E	川平町南川上	
94	川平町南川上 F	川平町南川上	
95	川平町南川上 I	川平町南川上	
96	川平町南川上 J	川平町南川上	
97	川平町南川上 K	川平町南川上	
98	川平町南川上 L	川平町南川上	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
99	川平町南川上 M	川平町南川上	
100	川平町南川上 N	川平町南川上	
101	瀬尻 A	川平町平田	
102	瀬尻 B	川平町平田	
103	芦山谷 A	川平町平田	
104	芦山谷 B	川平町平田	
105	芦山谷 C	川平町平田	
106	田原下城 A	川平町平田	
107	田原下城 B	川平町平田	
108	田原下城 C	川平町平田	
109	田原下城 D	川平町平田	
110	田原下城 E	川平町平田	
111	田原下城 F	川平町平田	
112	田原下城 G	川平町平田	
113	平田 A	川平町平田	
114	平田 B	川平町平田	
115	平田 C	川平町平田	
116	平田 D	川平町平田	
117	平田 E	川平町平田	
118	田原空城 A	川平町平田	
119	田原空城 B	川平町平田	
120	田原空城 C	川平町平田	
121	川平町後谷 A	川平町平田	
122	川平町後谷 B	川平町平田	
123	川平町後谷 C	川平町平田	
124	川平町後谷 E	川平町平田	
125	川平町後谷 F	川平町平田	
126	川平町後谷 G	川平町平田	
127	平床上組	川平町平田	
128	平床中 A	川平町平田	
129	平床中 B	川平町平田	
130	平床下組 A	川平町平田	
131	平床下組 B	川平町平田	
132	平床下組 C	川平町平田	
133	平床下組 D	川平町平田	
134	平床下組 E	川平町平田	
135	浅利町浅利 B	浅利町	
136	浅利町浅利 A	浅利町	
137	浅利	浅利町	
138	浅利町 1-Ⅲ	浅利町	
139	浅利町越堂 A	浅利町	
140	金川口 2	浅利町	
141	浅利東	浅利町	
142	浅利町越堂 D	浅利町	
143	浅利町越堂 B	浅利町	
144	浅利 1	浅利町	
145	浅利町越堂 C	浅利町	
146	金川口	浅利町	
147	浅利町 F	浅利町	
148	越堂 1	浅利町	
149	浅利町 G	浅利町	
150	浅利 2	浅利町	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
151	浅利町 J	浅利町	
152	浅利町 E	浅利町	
153	浅利町 I	浅利町	
154	浅利町 D	浅利町	
155	下河戸 1	松川町下河戸	
156	浅利町 1-Ⅱ	浅利町	
157	浅利町 B	浅利町	
158	浅利町 C	浅利町	
159	浅利町 H	浅利町	
160	谷金 A	千田町	
161	谷金 B	千田町	
162	谷金 C	跡市町	
163	谷金 D	跡市町	
164	谷金 E	跡市町	
165	谷金 F	跡市町	
166	谷金 G	跡市町	
167	徳田	跡市町	
168	跡市町 A	跡市町	
169	跡市町 B	跡市町	
170	清見町 A	清見町	
171	清見町 B	清見町	
172	清見町 C	清見町	
173	清見町 D	清見町	
174	大掛 A	清見町	
175	大掛 B	清見町	
176	大掛 C	清見町	
177	大掛 E	清見町	
178	井沢 A	井沢町	
179	井沢 C	井沢町	
180	井沢 D	井沢町	
181	井沢 E	井沢町	
182	井沢 F	井沢町	
183	井沢 G	井沢町	
184	井沢 H	井沢町	
185	井沢 I	井沢町	
186	井沢 J	井沢町	
187	井沢 K	井沢町	
188	井沢 M	井沢町	
189	井沢 N	井沢町	
190	清見 A	清見町	
191	清見 B	清見町	
192	清見 C	清見町	
193	清見 D	清見町	
194	清見 E	清見町	
195	清見 F	清見町	
196	舞立 A	跡市町	
197	舞立 B	跡市町	
198	舞立 C	跡市町	
199	舞立 D	跡市町	
200	小原 A	跡市町	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
201	小原Ｂ	跡市町	
202	小原Ｃ	跡市町	
203	小原Ｄ	跡市町	
204	小原Ｅ	跡市町	
205	大久保Ａ	跡市町	
206	大久保Ｃ	跡市町	
207	大久保Ｄ	跡市町	
208	大久保Ｅ	跡市町	
209	大久保Ｆ	跡市町	
210	大久保Ｇ	跡市町	
211	大久保Ｈ	跡市町	
212	大久保Ｉ	跡市町	
213	徳の谷	跡市町	
214	長瀬Ａ	跡市町	
215	長瀬Ｂ	跡市町	
216	長瀬Ｃ	跡市町	
217	長瀬Ｄ	跡市町	
218	出り原Ａ	跡市町	
219	出り原Ｂ	跡市町	
220	出り原Ｃ	跡市町	
221	出り原Ｄ	跡市町	
222	出り原Ｅ	跡市町	
223	金口Ａ	跡市町	
224	金口Ｂ	跡市町	
225	金口Ｃ	跡市町	
226	金口Ｄ	跡市町	
227	金口Ｅ	跡市町	
228	金口Ｆ	跡市町	
229	金口Ｇ	跡市町	
230	金口Ｈ	跡市町	
231	金口Ｉ	跡市町	
232	生畑Ａ	跡市町	
233	生畑Ｂ	跡市町	
234	町西Ａ	跡市町	
235	町西Ｂ	跡市町	
236	町西Ｃ	跡市町	
237	町西Ｄ	跡市町	
238	町西Ｅ	跡市町	
239	町西Ｆ	跡市町	
240	跡市上	跡市町	
241	町東Ａ	跡市町	
242	町東Ｂ	跡市町	
243	慈光寺	跡市町	
244	目田Ａ	跡市町	
245	目田Ｂ	跡市町	
246	大年迫Ａ	千田町	
247	大年迫Ｂ	千田町	
248	大年迫Ｃ	千田町	
249	大年迫Ｄ	千田町	
250	大佐張Ａ	千田町	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
251	大佐張 B	千田町	
252	大野谷 A	千田町	
253	大野谷 B	千田町	
254	大野谷 C	千田町	
255	大野谷 D	千田町	
256	大野谷 E	千田町	
257	大野谷 F	千田町	
258	中千田 A	千田町	
259	中千田 B	千田町	
260	中千田 C	千田町	
261	中千田 D	千田町	
262	中千田 E	千田町	
263	中千田 F	千田町	
264	中千田 G	千田町	
265	中千田 H	千田町	
266	千田町後谷 A	千田町	
267	千田町後谷 B	千田町	
268	千田町後谷 C	千田町	
269	千田町後谷 D	千田町	
270	千田町後谷 E	千田町	
271	生畑 C	跡市町	
272	生畑 D	跡市町	
273	大佐張 C	千田町	
274	郷 A	有福温泉町	
275	郷 B	有福温泉町	
276	郷 C	有福温泉町	
277	郷 D	有福温泉町	
278	郷 E	有福温泉町	
279	郷 F	有福温泉町	
280	郷 G	有福温泉町	
281	湯谷 A	有福温泉町	
282	湯谷 B	有福温泉町	
283	湯谷 C	有福温泉町	
284	湯谷 D	有福温泉町	
285	湯谷東	有福温泉町	
286	有福温泉 A	有福温泉町	
287	有福温泉 B	有福温泉町	
288	有福温泉 C	有福温泉町	
289	有福温泉 D	有福温泉町	
290	有福温泉 E	有福温泉町本明	
291	県田	有福温泉町本明	
292	本明 A	有福温泉町本明	
293	本明 B	有福温泉町本明	
294	本明 C	有福温泉町本明	
295	本明 D	有福温泉町本明	
296	本明 E	有福温泉町本明	
297	本明 F	有福温泉町本明	
298	本明 G	有福温泉町本明	
299	本明 H	有福温泉町本明	
300	本明 I	有福温泉町本明	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
301	本明 J	有福温泉町本明	
302	本明 K	有福温泉町本明	
303	本明 L	有福温泉町本明	
304	福田 A	有福温泉町本明	
305	福田 B	有福温泉町本明	
306	福田 C	有福温泉町本明	
307	福田 D	有福温泉町本明	
308	福田 E	有福温泉町本明	
309	福田 F	有福温泉町本明	
310	福田 G	有福温泉町本明	
311	福田 H	有福温泉町本明	
312	福田 I	有福温泉町本明	
313	福田 J	有福温泉町本明	
314	郷 H	有福温泉町	
315	郷 I	有福温泉町	
316	二宮町羽代 A	二宮町羽代	
317	二宮町羽代 B	二宮町羽代	
318	二宮町羽代 C	二宮町羽代	
319	二宮町羽代 D	二宮町羽代	
320	二宮町羽代 E	二宮町羽代	
321	二宮町神村 A	二宮町神村	
322	二宮町神村 B	二宮町神村	
323	二宮町神村 C	二宮町神村	
324	二宮町神村 D	二宮町神村	
325	二宮町神村 E	二宮町神村	
326	二宮町神村 F	二宮町神村	
327	二宮町神村 G	二宮町神村	
328	二宮町神村 H	二宮町神村	
329	二宮町神村 I	二宮町神村	
330	大曲 A	二宮町神村	
331	大曲 B	二宮町神村	
332	大曲 C	二宮町神村	
333	大曲 D	二宮町神村	
334	大曲 E	二宮町神村	
335	大曲 F	二宮町神村	
336	神村 A	二宮町神村	
337	神村 B	二宮町神村	
338	神村 C	二宮町神村	
339	神村 D	二宮町神村	
340	神村 E	二宮町神村	
341	神村 F	二宮町神村	
342	神村 G	二宮町神村	
343	神村 H	二宮町神村	
344	宮谷 A	二宮町神主	
345	宮谷 B	二宮町神主	
346	宮谷 C	二宮町神主	
347	宮谷 D	二宮町神主	
348	恵良 A	二宮町神主	
349	恵良 B	二宮町神主	
350	恵良 C	二宮町神主	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
351	恵良 D	二宮町神主	
352	恵良 E	二宮町神主	
353	恵良 F	二宮町神主	
354	恵良 G	二宮町神主	
355	恵良 H	二宮町神主	
356	恵良 I	二宮町神主	
357	飯田 A	二宮町神主	
358	飯田 B	二宮町神主	
359	飯田 C	二宮町神主	
360	飯田 D	二宮町神主	
361	飯田 E	二宮町神主	
362	神主 A	二宮町神主	
363	神主 B	二宮町神主	
364	神主 C	二宮町神主	
365	神主 D	二宮町神主	
366	神主 E	二宮町神主	
367	神主 F	二宮町神主	
368	二宮町神主 A	二宮町神主	
369	二宮町神主 B	二宮町神主	
370	二宮町神主 C	二宮町神主	
371	二宮町羽代 F	二宮町神主	
372	二宮町羽代 G	二宮町神主	
373	二宮町羽代 H	二宮町神主	
374	渡津町嘉戸 D	渡津町	
375	下河戸 12-Ⅱ	松川町下河戸	
376	松川町上河戸 A	松川町上河戸	
377	上河戸 4-ⅢA	松川町上河戸	
378	松川町上河戸 B	松川町上河戸	
379	下河戸 6-Ⅲ	松川町上河戸	
380	松川町八神 B	松川町八神	
381	松川町上河戸 C	松川町上河戸	
382	上河戸 4-ⅢB	松川町上河戸	
383	松川町八神 A	松川町八神	
384	下河戸 13-Ⅱ	松川町下河戸	
385	太田 7-Ⅱ	松川町太田	
386	諏訪神社	松川町上河戸	
387	松川町下河戸 C	松川町下河戸	
388	下河戸 11-Ⅱ	松川町下河戸	
389	上河戸Ⅱ	松川町上河戸	
390	松川町下河戸 B	松川町下河戸	
391	松川町八神 C	松川町八神	
392	松川町太田 C	松川町太田	
393	新屋原 8	松川町長良	
394	上河戸Ⅰ	松川町上河戸	
395	八神 3-Ⅱ	松川町八神	
396	太田 3-Ⅱ	松川町太田	
397	上河戸 2-Ⅱ	松川町上河戸	
398	下河戸 9-Ⅱ	松川町下河戸	
399	下河戸 2-Ⅲ	松川町下河戸	
400	下河戸 3-Ⅲ	松川町下河戸	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
401	太田 2-Ⅲ	松川町太田	
402	両河戸 B	松川町下河戸	
403	両河戸 A	松川町下河戸	
404	下河戸	松川町下河戸	
405	太田 2 区（西ケ谷）	松川町太田	
406	太田	松川町太田	
407	下河戸 17-Ⅱ	松川町下河戸	
408	畑田 1	松川町畑田	
409	下河戸 15-Ⅱ	松川町下河戸	
410	円立寺 B	松川町下河戸	
411	円立寺 A	松川町下河戸	
412	郷畑 1	松川町畑田	
413	太田 5-Ⅱ	松川町太田	
414	郷畑 3	松川町畑田	
415	松川町上河戸 D	松川町上河戸	
416	上津井 7A	松川町上津井	
417	上の原	松川町太田	
418	下河戸 3-Ⅱ	松川町下河戸	
419	松川町上津井 A	松川町上津井	
420	松川町畑田 A	松川町畑田	
421	八神 2-Ⅱ	松川町八神	
422	四熊 1	松川町畑田	
423	松川町市村 B	松川町市村	
424	松川町上津井 B	松川町上津井	
425	上津井 3	松川町上津井	
426	上津井 4	松川町上津井	
427	上津井 11	松川町上津井	
428	上河戸 3-Ⅲ	松川町上河戸	
429	八神 A	松川町八神	
430	八神 B	松川町八神	
431	八神下	松川町太田	
432	森原	松川町太田	
433	松川町上津井 C	松川町上津井	
434	松川町太田 B	松川町太田	
435	上津井 1	松川町上津井	
436	上津井 2	松川町上津井	
437	松川町上津井上上津井 B	松川町上津井	
438	市村 2-Ⅱ	松川町市村	
439	松川町上津井 D	松川町上津井	
440	松川町上津井 E	松川町上津井	
441	上津井 6	松川町上津井	
442	上津井 7B	松川町上津井	
443	市村山手	松川町市村	
444	上津井 8	松川町上津井	
445	松川町長良久坪 C	松川町長良	
446	上津井 16	松川町上津井	
447	松川町上津井 F	松川町上津井	
448	松川町上津井上上津井 D	松川町上津井	
449	久坪 1	松川町長良	
450	新屋原 12	松川町長良	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
451	松川町上津井上上津井E	松川町上津井	
452	上津井 14	松川町上津井	
453	松川町上津井G	松川町上津井	
454	市村	松川町市村	
455	松川町長良久坪D	松川町長良	
456	久坪	松川町長良	
457	櫃原 2	松川町長良	
458	松川町長良櫃原A	松川町長良	
459	松川町長良中長良A	松川町長良	
460	中長良	松川町長良	
461	新屋原 4	松川町長良	
462	蓮生寺A	松川町長良	
463	蓮生寺B	松川町長良	
464	松川町太田A	松川町太田	
465	松川町太田細川A	松川町太田	
466	松川町下河戸A	松川町下河戸	
467	松川町長良久坪A	松川町長良	
468	松川町市村A	松川町市村	
469	松川町上河戸E	松川町上河戸	
470	松川町上津井上上津井C	松川町上津井	
471	松川町上津井上上津井A	松川町上津井	
472	松川町長良久坪B	松川町長良	
473	松川町長良櫃原B	松川町長良	
474	渡津町金川口A	渡津町	
475	誓光寺	渡津町	
476	塩田 1	渡津町	
477	塩田ノ浜 1	渡津町	
478	渡津町嘉戸A	渡津町	
479	太田 2	渡津町	
480	渡津町嘉戸B	渡津町	
481	渡津町嘉戸C	渡津町	
482	渡津	渡津町	
483	明智谷	渡津町	
484	渡津町長田A	渡津町	
485	岩貝 2-Ⅰ	渡津町	
486	岩貝	渡津町	
487	長田 1	渡津町	
488	渡津町 1-Ⅰ	渡津町	
489	長田 2	渡津町	
490	渡津町 3	渡津町	
491	渡津町塩田B	渡津町	
492	渡津町塩田A	渡津町	
493	千金A	金田町	
494	千金B	金田町	
495	勝地	金田町	
496	濁畑A	金田町	
497	濁畑B	金田町	
498	濁畑C	金田町	
499	濁畑D	金田町	
500	濁畑E	金田町	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
501	田ノ村 A	金田町	
502	田ノ村 B	金田町	
503	田ノ村 C	金田町	
504	大野 A	金田町	
505	大野 B	金田町	
506	金田町 A	金田町	
507	金田町 B	金田町	
508	嘉久志	嘉久志町	
509	嘉久志町 A	嘉久志町	
510	嘉久志町 B	嘉久志町	
511	蛭子北 A	嘉久志町	
512	蛭子北 B	嘉久志町	
513	島屋谷 A	嘉久志町	
514	島屋谷 B	嘉久志町	
515	島屋谷 C	嘉久志町	
516	西屋口	嘉久志町	
517	宮山 A	嘉久志町	
518	宮山 B	嘉久志町	
519	槙佐屋 A	嘉久志町	
520	槙佐屋 B	嘉久志町	
521	槙佐屋 C	嘉久志町	
522	土床 A	嘉久志町	
523	土床 B	嘉久志町	
524	久保川 A	嘉久志町	
525	久保川 B	嘉久志町	
526	久保川 C	嘉久志町	
527	久保川 D	嘉久志町	
528	久保川 E	嘉久志町	
529	久保川 F	嘉久志町	
530	久保川 G	嘉久志町	
531	新谷 A	嘉久志町	
532	新谷 B	嘉久志町	
533	新谷 C	嘉久志町	
534	新谷 D	嘉久志町	
535	新谷 E	嘉久志町	
536	新谷 F	嘉久志町	
537	上新町 A	江津町	
538	上新町 B	江津町	
539	高浜 A	江津町	
540	高浜 B	江津町	
541	高浜 D	江津町	
542	観音町 A	江津町	
543	観音町 B	江津町	
544	観音町 C	江津町	
545	北町	江津町	
546	陣屋東 A	江津町	
547	陣屋東 B	江津町	
548	陣屋	江津町	
549	本町 A	江津町	
550	本町 B	江津町	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
551	下新町 A	江津町	
552	下新町 B	江津町	
553	島の星町 A	島の星町	
554	島の星町 B	島の星町	
555	島の星町 C	島の星町	
556	島の星町 D	島の星町	
557	島の星町 E	島の星町	
558	波積町北 1	波積町北	
559	波積町北空口 B	波積町北	
560	滝尻 1	波積町北	
561	波積町北滝尻 A	波積町北	
562	黒松町 4	黒松町	
563	黒松町 3	黒松町	
564	波積町北滝尻 H	波積町北	
565	滝尻 5	波積町北	
566	波積町北空口 H	波積町北	
567	波積町北滝尻 B	波積町北	
568	空口 4	波積町北	
569	波積町北空口 G	波積町北	
570	波積町北空口 E	波積町北	
571	波積町北滝尻 E	波積町北	
572	波積町北空口 F	波積町北	
573	滝尻 4	波積町北	
574	空口 1	波積町北	
575	滝尻 3	波積町北	
576	空口 3	波積町北	
577	波積町本郷 6	波積町本郷	
578	波積町北滝尻 G	波積町北	
579	波積町本郷中央 A	波積町本郷	
580	岩滝寺谷 1	波積町本郷	
581	波積北 2	波積町北	
582	中央 1-Ⅱ	波積町北	
583	波積町本郷中央 B	波積町本郷	
584	中央 4	波積町北	
585	波積町本郷 3	波積町本郷	
586	波積町本郷 1	波積町本郷	
587	願寿寺 B	波積町本郷	
588	中央 1-Ⅲ	波積町本郷	
589	願寿寺 A	波積町本郷	
590	本谷 4	波積町本郷	
591	波積町本郷 4	波積町本郷	
592	城下	波積町本郷	
593	本谷 5	波積町本郷	
594	波積町本郷 5	波積町本郷	
595	本谷 2	波積町本郷	
596	本谷 1	波積町本郷	
597	波積町南 2	波積町南	
598	波積町南 3	波積町南	
599	波積町南中向井 F	波積町南	
600	波積町南 6	波積町南	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
601	波積町南５	波積町南	
602	波積町南４	波積町南	
603	波積町南高山Ａ	波積町南	
604	波積町南高山Ｂ	波積町南	
605	上高山１	波積町南	
606	波積町南高山Ｃ	波積町南	
607	波積町南上高山	波積町南	
608	波積町北１	波積町北	
609	波積町北空口Ｉ	波積町北	
610	波積町北空口Ｃ	波積町北	
611	波積町北空口Ｄ	波積町北	
612	波積町北滝尻Ｃ	波積町北	
613	波積町北滝尻Ｆ	波積町北	
614	波積町本郷本谷Ｆ	波積町本郷	
615	波積町本郷岩滝寺谷Ａ	波積町本郷	
616	波積町南中向井Ａ	波積町南	
617	波積町本郷本谷Ｃ	波積町本郷	
618	波積町本郷本体Ｅ	波積町本郷	
619	波積町本郷本体Ｄ	波積町本郷	
620	波積町南中向井Ｇ	波積町南	
621	波積町南７	波積町南	
622	波積町南中向井Ｃ	波積町南	
623	佐名目Ａ	敬川町	
624	佐名目Ｂ	敬川町	
625	浜口Ａ	敬川町	
626	浜口Ｂ	敬川町	
627	湊	敬川町	
628	敬川町Ａ	敬川町	
629	敬川町Ｂ	敬川町	
630	敬川町Ｃ	敬川町	
631	敬川町Ｄ	敬川町	
632	敬川町Ｅ	敬川町	
633	敬川町Ｆ	敬川町	
634	敬川町Ｇ	敬川町	
635	敬川町Ｈ	敬川町	
636	敬川町Ｉ	敬川町	
637	帯石	敬川町	
638	敬川町高田	敬川町	
639	遠見ヶ丘	都野津町	
640	都野津Ａ	都野津町	
641	都野津Ｂ	都野津町	
642	都野津Ｃ	都野津町	
643	都野津Ｄ	都野津町	
644	都野津Ｅ	都野津町	
645	都野津Ｇ	都野津町	
646	都野津Ｈ	都野津町	
647	都野津Ｉ	都野津町	
648	山内	都野津町	
649	波子Ａ	波子町	
650	波子Ｂ	波子町	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
651	波子Ｃ	波子町	
652	波子Ｄ	波子町	
653	波子Ｅ	波子町	
654	波子Ｆ	波子町	
655	波子Ｇ	波子町	
656	波子Ｈ	波子町	
657	波子Ｉ	波子町	
658	波子Ｋ	波子町	
659	波子町高田Ａ	波子町	
660	波子町高田Ｂ	波子町	
661	波子町高田Ｃ	波子町	
662	波子町高田Ｄ	波子町	
663	波子町５	波子町	
664	和木町Ａ	和木町	
665	和木町Ｂ	和木町	
666	和木町Ｃ	和木町	
667	和木町Ｄ	和木町	
668	和木町Ｅ	和木町	
669	和木町Ｆ	和木町	
670	和木町Ｇ	和木町	
671	和木町Ｈ	和木町	
672	和木町Ｉ	和木町	
673	和木町Ｊ	和木町	
674	和木町Ｋ	和木町	
675	和木南	和木町	
676	向ノ浜Ａ	和木町	
677	向ノ浜Ｂ	和木町	
678	奥長戸路	桜江町谷住郷	
679	長戸路Ａ	桜江町谷住郷	
680	長戸路Ｂ	桜江町谷住郷	
681	長戸路Ｃ	桜江町谷住郷	
682	長戸路Ｄ	桜江町谷住郷	
683	長戸路Ｅ	桜江町谷住郷	
684	入野Ａ	桜江町谷住郷	
685	入野Ｂ	桜江町谷住郷	
686	押手	桜江町谷住郷	
687	上谷Ａ	桜江町谷住郷	
688	上谷Ｂ	桜江町谷住郷	
689	谷	桜江町谷住郷	
690	上谷Ｃ	桜江町谷住郷	
691	上谷Ｄ	桜江町谷住郷	
692	上谷Ｅ	桜江町谷住郷	
693	上谷Ｆ	桜江町谷住郷	
694	中谷Ａ	桜江町谷住郷	
695	中谷Ｂ	桜江町谷住郷	
696	中谷Ｃ	桜江町谷住郷	
697	中谷Ｄ	桜江町谷住郷	
698	下谷Ａ	桜江町谷住郷	
699	下谷Ｂ	桜江町谷住郷	
700	下谷Ｃ	桜江町谷住郷	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
701	大倉	桜江町谷住郷	
702	臼木 A	桜江町谷住郷	
703	臼木 B	桜江町谷住郷	
704	臼木 C	桜江町谷住郷	
705	妙見谷	桜江町谷住郷	
706	天神郷 A	桜江町谷住郷	
707	天神郷 B	桜江町谷住郷	
708	上口 A	桜江町谷住郷	
709	上口 B	桜江町谷住郷	
710	天神郷 C	桜江町谷住郷	
711	天神郷 D	桜江町谷住郷	
712	天神郷 E	桜江町谷住郷	
713	下の原 A	桜江町谷住郷	
714	妙ヶ迫	桜江町谷住郷	
715	石原谷	桜江町谷住郷	
716	養路谷	桜江町谷住郷	
717	下の原 B	桜江町谷住郷	
718	引地	桜江町谷住郷	
719	大口 A	桜江町谷住郷	
720	大口 B	桜江町谷住郷	
721	日浦 A	桜江町谷住郷	
722	日浦 C	桜江町谷住郷	
723	日浦 D	桜江町谷住郷	
724	上口 5	桜江町谷住郷	
725	元折 A	桜江町大貫	
726	元折 B	桜江町大貫	
727	名荷谷	桜江町大貫	
728	榎谷	桜江町大貫	
729	榎田 A	桜江町大貫	
730	榎田 B	桜江町大貫	
731	榎田 C	桜江町大貫	
732	下大貫	桜江町大貫	
733	久井谷 A	桜江町大貫	
734	久井谷 B	桜江町大貫	
735	久井谷 C	桜江町大貫	
736	市井迫	桜江町大貫	
737	久井谷 D	桜江町大貫	
738	久井谷 E	桜江町大貫	
739	久井谷 F	桜江町大貫	
740	宮ノ谷	桜江町大貫	
741	和田 A	桜江町大貫	
742	和田 B	桜江町大貫	
743	上大貫 A	桜江町大貫	
744	上大貫 B	桜江町大貫	
745	上大貫 C	桜江町大貫	
746	堂庵山	桜江町大貫	
747	上大貫 D	桜江町大貫	
748	甘南備寺谷	桜江町大貫	
749	坂本	桜江町坂本	
750	渦巻	桜江町坂本	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
751	柳光	桜江町鹿賀	
752	鹿賀 A	桜江町鹿賀	
753	鹿賀 B	桜江町鹿賀	
754	鹿賀谷 A	桜江町鹿賀	
755	鹿賀谷 B	桜江町鹿賀	
756	鹿賀谷 C	桜江町鹿賀	
757	渡上	桜江町川越	
758	渡	桜江町川越	
759	渡下	桜江町川越	
760	渡田 A	桜江町川越	
761	渡田 B	桜江町川越	
762	渡田上	桜江町川越	
763	渡田 C	桜江町川越	
764	渡田 D	桜江町川越	
765	渡田 E	桜江町川越	
766	渡田下	桜江町川越	
767	渡田 G	桜江町川越	
768	萩屋谷	桜江町田津	
769	田津 A	桜江町田津	
770	田津 B	桜江町田津	
771	田津 C	桜江町田津	
772	上屋敷谷	桜江町田津	
773	岡田谷	桜江町田津	
774	田津小原 A	桜江町田津	
775	田津小原 B	桜江町田津	
776	花河原	桜江町田津	
777	猪の瀬	桜江町田津	
778	狭間	桜江町後山	
779	小松	桜江町後山	
780	仁万瀬	桜江町後山	
781	近原	桜江町後山	
782	志谷北	桜江町後山	
783	志谷南	桜江町後山	
784	後山中	桜江町後山	
785	城山	桜江町川戸	
786	三田地 A	桜江町川戸	
787	三田地 C	桜江町川戸	
788	三田地 D	桜江町川戸	
789	三田地 E	桜江町川戸	
790	三田地 F	桜江町川戸	
791	三田地 G	桜江町川戸	
792	三田地 H	桜江町川戸	
793	三田地 I	桜江町川戸	
794	三田地 J	桜江町川戸	
795	三田地 K	桜江町川戸	
796	三田地 L	桜江町川戸	
797	三田地 M	桜江町川戸	
798	月之夜 A	桜江町川戸	
799	月之夜 B	桜江町川戸	
800	小田上 A	桜江町小田	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
801	小田上 B	桜江町小田	
802	小田上 C	桜江町小田	
803	小田上 D	桜江町小田	
804	小田上 E	桜江町小田	
805	小田下 A	桜江町小田	
806	小田下 B	桜江町小田	
807	小田下 C	桜江町小田	
808	後山上 A	桜江町後山	
809	後山上 B	桜江町後山	
810	後山上 C	桜江町後山	
811	笹畑 A	桜江町後山	
812	笹畑 B	桜江町後山	
813	笹畑 C	桜江町後山	
814	後山下 A	桜江町後山	
815	後山下 B	桜江町後山	
816	後山下 C	桜江町後山	
817	後山下 D	桜江町後山	
818	後山下 E	桜江町後山	
819	市山後谷 A	桜江町市山	
820	市山後谷 B	桜江町市山	
821	引谷	桜江町市山	
822	上市	桜江町市山	
823	市山城下	桜江町市山	
824	金尻	桜江町今田	
825	長尾	桜江町今田	
826	今田 A	桜江町今田	
827	今田 B	桜江町今田	
828	今田東	桜江町今田	
829	今田中	桜江町今田	
830	今田西	桜江町今田	
831	江尾東	桜江町江尾	
832	江尾 A	桜江町江尾	
833	江尾 B	桜江町江尾	
834	江尾 C	桜江町江尾	
835	江尾西	桜江町江尾	
836	日和並谷 A	桜江町江尾	
837	日和並谷 B	桜江町江尾	
838	日和並谷 C	桜江町江尾	
839	糸谷 A	桜江町江尾	
840	糸谷 B	桜江町江尾	
841	糸谷 C	桜江町江尾	
842	糸谷 D	桜江町江尾	
843	江尾上の原	桜江町江尾	
844	大見	桜江町市山	
845	入原	桜江町市山	
846	小市山 A	桜江町市山	
847	小市山 B	桜江町市山	
848	小市山 C	桜江町市山	
849	小市山 D	桜江町市山	
850	小市山 E	桜江町市山	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
851	古市	桜江町市山	
852	市山本町 A	桜江町市山	
853	市山本町 B	桜江町市山	
854	市山本谷 A	桜江町市山	
855	市山本谷 B	桜江町市山	
856	市山本谷 C	桜江町市山	
857	市山本谷 D	桜江町市山	
858	市山本谷 E	桜江町市山	
859	市山本谷 F	桜江町市山	
860	市山本谷 G	桜江町市山	
861	高の巣 A	桜江町長谷	
862	高の巣 B	桜江町長谷	
863	高の巣 C	桜江町長谷	
864	高の巣 D	桜江町長谷	
865	高の巣 E	桜江町長谷	
866	長谷西 A	桜江町長谷	
867	長谷西 B	桜江町長谷	
868	長谷西 C	桜江町長谷	
869	長谷西 D	桜江町長谷	
870	長谷西 E	桜江町長谷	
871	南郷口 A	桜江町長谷	
872	南郷口 B	桜江町長谷	
873	南郷口 C	桜江町長谷	
874	南郷谷 A	桜江町長谷	
875	南郷谷 B	桜江町長谷	
876	長谷東 A	桜江町長谷	
877	長谷東 B	桜江町長谷	
878	長谷東 C	桜江町長谷	
879	長谷東 D	桜江町長谷	
880	長谷東 E	桜江町長谷	
881	長谷東 F	桜江町長谷	
882	長谷東 G	桜江町長谷	
883	松ヶ原 A	桜江町八戸	
884	松ヶ原 B	桜江町八戸	
885	押越	桜江町八戸	
886	八戸東 A	桜江町八戸	
887	八戸東 B	桜江町八戸	
888	八戸東 C	桜江町八戸	
889	八戸東 D	桜江町八戸	
890	八戸東 E	桜江町八戸	
891	八戸東 F	桜江町八戸	
892	八戸東 G	桜江町八戸	
893	八戸東 H	桜江町八戸	
894	八戸西 A	桜江町八戸	
895	八戸郷	桜江町八戸	
896	八戸西 B	桜江町八戸	
897	八戸西 C	桜江町八戸	
898	八戸西 D	桜江町八戸	
899	勝地 A	桜江町八戸	
900	勝地 B	桜江町八戸	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
901	士田原	桜江町八戸	
902	古屋 A	桜江町八戸	
903	古屋 B	桜江町八戸	
904	田尻 A	桜江町長谷	
905	田尻 B	桜江町長谷	
906	田尻 C	桜江町長谷	
907	山中東 A	桜江町長谷	
908	山中東 B	桜江町長谷	
909	釜ヶ谷	桜江町長谷	
910	山中東 C	桜江町長谷	
911	山中東 D	桜江町長谷	
912	山中東 E	桜江町長谷	
913	山中東 F	桜江町長谷	
914	山中郷 A	桜江町長谷	
915	山中郷 B	桜江町長谷	
916	山中郷 C	桜江町長谷	
917	山中郷 D	桜江町長谷	
918	山中郷 E	桜江町長谷	
919	山中西 A	桜江町長谷	
920	山中西 B	桜江町長谷	
921	山中西 C	桜江町長谷	
922	山中西 D	桜江町長谷	
923	山中西 E	桜江町長谷	
924	山中上 A	桜江町長谷	
925	山中上 B	桜江町長谷	
926	山中西 F	桜江町長谷	

イ　急傾斜地崩壊危険区域指定

番号	区域名	危険箇所名 （区分Ｉのみ表示）	位置	指定年月日	備考
1	有福温泉町	有福温泉町	有福温泉町	S48.2.23	
2	田津	田津	桜江町田津	S54.4.13	
3	妙見谷	妙見谷	桜江町谷住郷	S54.11.16	
4	天神郷	天神郷	桜江町谷住郷	S55.3.21	
5	都治	都治	都治町	S56.9.29、S63.3.31	
6	本町	本町	江津町	S56.9.29	
7	波子	波子	波子町	S56.9.29	
8	湯谷東	湯谷東	有福温泉町	S56.9.29、S63.3.31	
9	北町	北町	江津町	S58.11.18、S62.4.14	
１０	下の原	下の原	桜江町谷住郷	S59.3.30	
１１	元折	元折	桜江町大貫	S59.3.30	
１２	久井谷	久井谷	桜江町大貫	S59.3.30、H7.8.8	
	〃	市井迫	桜江町	H7.8.8	
１３	金川口上	金川口上	渡津町	S62.3.3	
１４	今田西	今田西	桜江町今田	S62.4.14	
１５	上大貫	上大貫	桜江町大貫	S62.4.17	
１６	跡市	跡市	跡市町	H1.3.17	
１７	八戸西	八戸西	桜江町八戸	H2.2.27	
１８	黒松東	黒松東	黒松町	H2.3.30	
１９	市村	市村	松川町市村	H6.6.17	
２０	和田	和田	桜江町大貫	H6.6.17	
２１	渡田上	渡田上	桜江町川越	H6.6.17、H8.8.9、H12.10.27	
２２	榎谷	榎谷	桜江町大貫	H7.2.28	
２２	堂庵山	堂庵山	桜江町	H7.2.28	
２４	上の原	上の原	松川町八神	H10.12.25	
２５	渡上	渡上	桜江町川越	H11.9.3	
２６	上屋敷谷	上屋敷谷	桜江町	H11.9.3	
２７	谷	―	桜江町谷住郷	H11.9.17	
２７	太田	太田	松川町太田	H12.10.27	
２８		市井迫	桜江町	H7.8.8	
２９	養路谷２	養路谷	桜江町谷住郷	H14.11.8	
	〃	下の原１	桜江町谷住郷	H14.11.8	
３０	養路谷	引地	桜江町	H14.11.8	
３１	森原	森原	松川町八神	H15.4.8	
	〃	八神１	松川町八神	H15.4.8	
３２	太田２	西ケ谷	松川町太田	H15.8.8	
３３	後地	―	後地町	H16.4.9	
３４	八神	八神	松川町八神	H20.10.24	
３５	八神２	八神	松川町八神	H21.12.25	
３６	郷Ｇ	郷Ｇ	有福温泉町	H26.6.6	
３７	嘉久志	―	嘉久志町	H27.1.6	

（５）土石流災害予防

ア　土砂災害警戒区域（土石流）※位置図については「マップｏｎしまね」を参照

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
1	波来浜川 A	後地町	
2	後地町 A	都治町	
3	都治町 A	都治町	
4	都治川 B 都治	都治町	
5	都治町 B	都治町	
6	都治町 C	都治町	
7	都治川 A 都治	都治町	
8	都治川 C 都治	都治町	
9	黒松 A	黒松町	
10	川平町平田 A	川平町平田	
11	芦山谷川 A	川平町平田	
12	芦山谷川 B	川平町平田	
13	芦山谷川 C	川平町平田	
14	芦山谷川	川平町平田	
15	川平町平田 B	川平町平田	
16	川平町平田 C	川平町平田	
17	川平町平田 D	川平町平田	
18	田原川 A	川平町平田	
19	田原川 B	川平町平田	
20	田原川 C	川平町平田	
21	田原川 D	川平町平田	
22	田原川 E	川平町平田	
23	田原川 F	川平町平田	
24	田原川 G	川平町平田	
25	田原川 H	川平町平田	
26	田原川 I	川平町平田	
27	田原川 J	川平町平田	
28	田原川 K	川平町南川上	
29	平床川 A	川平町平田	
30	平床川 B	川平町平田	
31	平床川 C	川平町平田	
32	平床川 D	川平町平田	
33	平床川 E	川平町平田	
34	鍛冶屋谷 A	川平町南川上	
35	鍛冶屋谷 B	川平町南川上	
36	舟津谷川	川平町南川上	
37	鈩谷	川平町南川上	
38	奥谷川 A	川平町南川上	
39	矢ヶ谷	川平町南川上	
40	川平町南川上 A	川平町南川上	
41	川平町南川上 B	川平町南川上	
42	浅利 A	浅利町	
43	東川 B	浅利町	
44	舟津川	浅利町	
45	東川 A	浅利町	
46	塩田川 A	浅利町	
47	塩田川 B	浅利町	
48	浅利 C	浅利町	
49	塩田川 C	浅利町	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
50	浅利Ｂ	浅利町	
51	井沢川Ａ	井沢町	
52	井沢川Ｂ	井沢町	
53	井沢川Ｃ	井沢町	
54	井沢川Ｄ	井沢町	
55	井沢川Ｅ	井沢町	
56	井沢川Ｆ	井沢町	
57	清見川Ａ	清見町	
58	清見川Ｂ	清見町	
59	清見川Ｃ	清見町	
60	清見川Ｄ	清見町	
61	清見川Ｅ	清見町	
62	清見町Ａ	清見町	
63	清見町Ｂ	清見町	
64	清見町Ｃ	清見町	
65	跡市町Ａ	跡市町	
66	跡市町Ｂ	跡市町	
67	跡市町Ｃ	跡市町	
68	跡市町Ｄ	跡市町	
69	跡市町Ｅ	跡市町	
70	跡市町Ｆ	跡市町	
71	跡市町Ｇ	跡市町	
72	跡市町Ｈ	跡市町	
73	敬川Ａ	跡市町	
74	敬川Ｂ	跡市町	
75	敬川Ｃ	跡市町	
76	敬川Ｄ	跡市町	
77	敬川Ｅ	跡市町	
78	敬川Ｆ	跡市町	
79	敬川Ｇ	跡市町	
80	敬川Ｈ	跡市町	
81	敬川Ｉ	跡市町	
82	敬川Ｊ	跡市町	
83	敬川Ｋ	跡市町	
84	敬川Ｌ	跡市町	
85	敬川Ｍ	跡市町	
86	敬川Ｎ	跡市町	
87	敬川Ｏ	跡市町	
88	敬川Ｐ	跡市町	
89	敬川Ｑ	跡市町	
90	敬川Ｒ	跡市町	
91	敬川Ｓ	跡市町	
92	敬川Ｔ	跡市町	
93	目田川Ａ	跡市町	
94	目田川Ｂ	跡市町	
95	目田川Ｃ	跡市町	
96	目田川Ｄ	跡市町	
97	目田川Ｅ	跡市町	
98	千田川Ｈ	跡市町	
99	千田川Ｉ	跡市町	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
100	恵現谷	跡市町	
101	恵現谷 A	跡市町	
102	千田町 A	千田町	
103	千田町 B	千田町	
104	千田川 A	千田町	
105	千田川 B	千田町	
106	千田川 C	千田町	
107	千田川 D	千田町	
108	千田川 E	千田町	
109	千田町 C	千田町	
110	千田町 D	千田町	
111	跡市町 I	跡市町	
112	跡市町 J	跡市町	
113	本明川 A	有福温泉町本明	
114	本明川 B	有福温泉町本明	
115	本明川 C	有福温泉町本明	
116	湯路川 A	有福温泉町	
117	湯路川 B	有福温泉町	
118	水源地谷	有福温泉町	
119	湯谷 A	有福温泉町	
120	湯谷 B	有福温泉町	
121	煤玉谷	有福温泉町本明	
122	有福温泉町 A	有福温泉町	
123	有福温泉町 B	有福温泉町	
124	二宮町神主 A	二宮町神主	
125	二宮町神村 A	二宮町神村	
126	水尻川 A	二宮町神村	
127	水尻川 B	二宮町神村	
128	水尻川 C	二宮町神主	
129	飯田川	二宮町神主	
130	飯田川 A	二宮町神主	
131	飯田川 B	二宮町神主	
132	飯田川 C	二宮町神主	
133	飯田川 D	二宮町神主	
134	太田川 A	松川町太田	
135	太田川	松川町太田	
136	東ヶ谷	松川町太田	
137	太田川 F	松川町太田	
138	西ヶ谷	松川町太田	
139	東ヶ谷 B	松川町太田	
140	東ヶ谷 C	松川町太田	
141	湯名谷	松川町太田	
142	櫻谷	松川町太田	
143	太田川 G	松川町太田	
144	太田川 H	松川町太田	
145	松川町八神 A	松川町八神	
146	松川町八神 B	松川町八神	
148	松川町八神 C	松川町八神	
149	太田川 E	松川町八神	
150	太田川 D	松川町八神	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
151	太田川 C	松川町太田	
152	太田川 B	松川町八神	
153	都治川 D 松川	松川町下河戸	
154	都治川 C 松川	松川町下河戸	
155	松川町下河戸 A	松川町下河戸	
156	都治川 E 松川	松川町下河戸	
157	都治川 F 松川	松川町下河戸	
158	土居谷	松川町下河戸	
159	上河戸谷	松川町下河戸	
160	都治川 A 松川	松川町下河戸	
161	広重谷川	松川町下河戸	
162	都治川 B 松川	松川町下河戸	
163	都治川 G 松川	松川町下河戸	
164	松川町畑田 B	松川町畑田	
165	上津井川 G	松川町畑田	
166	都治川 H 松川	松川町上河戸	
167	松川町上津井 J	松川町上津井	
168	松川町上津井 K	松川町上津井	
169	上津井川 H	松川町上津井	
170	都治川 I	松川町下河戸	
171	都治川 K	松川町下河戸	
172	松川町市村 A	松川町市村	
173	都治川 L	松川町市村	
174	上津井川 I	松川町上津井	
175	松川町長良 A	松川町長良	
176	松川町畑田 A	松川町畑田	
177	松川町上津井 F	松川町上津井	
178	松川町上津井 E	松川町上津井	
179	松川町上津井 C	松川町上津井	
180	松川町上津井 D	松川町上津井	
181	松川町上津井 A	松川町上津井	
182	松川町上津井 B	松川町上津井	
183	上津井川	松川町上津井	
184	上津井川 A	松川町上津井	
185	上津井川 B	松川町上津井	
186	松川町上津井 G	松川町上津井	
187	松川町上津井 H	松川町上津井	
188	上津井川 C	松川町上津井	
189	松川町上津井 I	松川町上津井	
190	上津井川 D	松川町上津井	
191	上津井川 E	松川町上津井	
192	上津井川 F	松川町上津井	
193	松川町長良 B	松川町長良	
194	松川町長良 C	松川町長良	
195	松川町長良 D	松川町長良	
196	長良川 A	松川町長良	
197	渡津町 A	渡津町	
198	反田川 A	渡津町	
199	反田川 B	渡津町	
200	反田川 C	渡津町	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
201	明智谷川 A	渡津町	
202	明智谷川 B	渡津町	
203	岩貝谷	渡津町	
204	渡津町 B	渡津町	
205	渡津町 C	渡津町	
206	渡津町 D	渡津町	
207	有田谷	渡津町	
208	大迫谷	渡津町	
209	渡津町 E	渡津町	
210	金田町 A	金田町	
211	金田町 B	金田町	
212	金田町 C	金田町	
213	金田町 D	金田町	
214	金田町 E	金田町	
215	金田町 F	金田町	
216	金田町 G	金田町	
217	嘉久志町 A	嘉久志町	
218	西の谷	嘉久志町	
219	久保川 A	嘉久志町	
220	新川 A	嘉久志町	
221	新川 B	嘉久志町	
222	新川 C	嘉久志町	
223	新川 D	嘉久志町	
224	陣屋川	江津町	
225	陣屋川 A	江津町	
226	タチヨゾネ	江津町	
227	本町川	江津町	
228	本町川 A	江津町	
229	本町川 B	江津町	
230	本町川 C	江津町	
231	本町川 D	江津町	
232	本町川 E	江津町	
233	江津町 A	江津町	
234	島の星町 A	島の星町	
235	北川 A	波積町北	
236	北川 B	波積町北	
237	波積町北 A	波積町北	
238	北川 C	波積町北	
239	都治川 A 波積	波積町本郷	
240	波積町本郷 A	波積町本郷	
241	都治川 B 波積	波積町本郷	
242	都治川 C 波積	波積町本郷	
243	南川 A	波積町南	
244	南川 B	波積町南	
245	南川 C	波積町南	
246	南川 D	波積町南	
247	都治川 D 波積	波積町本郷	
248	都治川 F 波積	波積町本郷	
249	南川 E	波積町南	
250	都治川 G 波積	波積町本郷	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
251	都治川Ｈ波積	波積町本郷	
252	都治川Ｅ波積	波積町本郷	
253	北川Ｆ	波積町本郷	
254	北川Ｇ	波積町北	
255	北川Ｉ	波積町北	
256	波積町北Ｆ	波積町北	
257	波積町北Ｅ	波積町北	
258	波積町北Ｄ	波積町北	
259	波積町北Ｃ	波積町北	
260	北川Ｅ	波積町北	
261	北川Ｄ	波積町北	
262	波積町北Ｂ	波積町北	
263	波積町北Ｇ	波積町北	
264	北川Ｈ	波積町北	
265	波積町北Ｈ	波積町北	
266	波積町北Ｉ	波積町北	
267	敬川町Ａ	敬川町	
268	敬川町Ｂ	敬川町	
269	敬川町Ｃ	敬川町	
270	敬川町Ｄ	敬川町	
271	敬川町Ｅ	敬川町	
272	敬川町Ｆ	敬川町	
273	敬川町Ｇ	敬川町	
274	姥ヶ迫	敬川町	
275	小野谷	敬川町	
276	都野津町Ａ	都野津町	
277	波子町Ａ	波子町	
278	和木町Ａ	和木町	
279	和木町Ｂ	和木町	
280	迫ヤ段谷川	桜江町谷住郷	
281	迫ヤ向谷川	桜江町谷住郷	
282	奥長戸路Ａ	桜江町谷住郷	
283	奥長戸路Ｂ	桜江町谷住郷	
284	奥長戸路谷	桜江町谷住郷	
285	本谷①ノ谷	桜江町谷住郷	
286	本谷②ノ谷	桜江町谷住郷	
287	本谷④ノ谷	桜江町谷住郷	
288	長戸路川	桜江町谷住郷	
289	上口①ノ谷	桜江町谷住郷	
290	上口②ノ谷	桜江町谷住郷	
291	堂の段谷川	桜江町谷住郷	
292	中田屋谷川	桜江町谷住郷	
293	下谷④ノ谷	桜江町谷住郷	
294	下谷③ノ谷	桜江町谷住郷	
295	下谷②ノ谷	桜江町谷住郷	
296	上谷①ノ谷	桜江町谷住郷	
297	野田谷川	桜江町谷住郷	
298	上谷②ノ谷	桜江町谷住郷	
299	上谷③ノ谷	桜江町谷住郷	
300	大貫谷川	桜江町谷住郷	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
301	山重谷川	桜江町谷住郷	
302	小谷川	桜江町谷住郷	
303	上口③ノ谷	桜江町谷住郷	
304	上口④ノ谷	桜江町谷住郷	
305	平野①ノ谷	桜江町谷住郷	
306	平野谷川	桜江町谷住郷	
307	妙見谷川	桜江町谷住郷	
308	臼木①ノ谷	桜江町谷住郷	
309	臼木②ノ谷	桜江町谷住郷	
310	臼木③ノ谷	桜江町谷住郷	
311	大倉①ノ谷	桜江町谷住郷	
312	天神郷①ノ谷	桜江町谷住郷	
313	石原谷川	桜江町谷住郷	
314	養路谷川 A	桜江町谷住郷	
315	養路谷川 B	桜江町谷住郷	
316	下ノ原②ノ谷	桜江町谷住郷	
317	下ノ原①ノ谷	桜江町谷住郷	
318	大口①ノ谷	桜江町谷住郷	
319	日浦谷 A	桜江町谷住郷	
320	日浦谷 B	桜江町谷住郷	
321	元折①ノ谷	桜江町大貫	
322	元折②ノ谷	桜江町大貫	
323	榎谷①ノ谷	桜江町大貫	
324	水屋川	桜江町大貫	
325	榎谷川 A	桜江町大貫	
326	榎谷川 B	桜江町大貫	
327	久井谷	桜江町大貫	
328	市井迫谷川	桜江町大貫	
329	中上谷川	桜江町大貫	
330	久井谷川 A	桜江町大貫	
331	大和屋谷川	桜江町大貫	
332	大貫宮の谷川	桜江町大貫	
333	和田①ノ谷	桜江町大貫	
334	和田川	桜江町大貫	
335	紺屋谷川	桜江町大貫	
336	つづら川	桜江町大貫	
337	上大貫①ノ谷	桜江町大貫	
338	上大貫②ノ谷	桜江町大貫	
339	上大貫③ノ谷	桜江町大貫	
340	上大貫④ノ谷	桜江町大貫	
341	甘南備寺川	桜江町大貫	
342	坂本②ノ谷	桜江町坂本	
343	管掛谷川	桜江町坂本	
344	坂本①ノ谷	桜江町坂本	
345	渦巻①ノ谷	桜江町坂本	
346	渦巻谷川	桜江町坂本	
347	柳光谷川	桜江町鹿賀	
348	蔵屋谷川	桜江町鹿賀	
349	鹿賀谷川 A	桜江町鹿賀	
350	鹿賀谷川 B	桜江町鹿賀	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
351	鹿賀①ノ谷	桜江町鹿賀	
352	観音滝	桜江町鹿賀	
353	鹿賀③ノ谷	桜江町鹿賀	
354	滝尻川	桜江町川越	
355	川越①ノ谷	桜江町川越	
356	渡川 A	桜江町川越	
357	渡川 B	桜江町川越	
358	石原谷	桜江町川越	
359	松浦谷川 A	桜江町川越	
360	松浦谷川 B	桜江町川越	
361	渡かじや谷	桜江町川越	
362	柳谷川	桜江町川越	
363	佐土屋谷川	桜江町川越	
364	牛ノ市川	桜江町田津	
365	田津④ノ谷	桜江町田津	
366	田津③ノ谷	桜江町田津	
367	田津①ノ谷 A	桜江町田津	
368	田津①ノ谷 B	桜江町田津	
369	正泉寺川	桜江町田津	
370	下横階谷川	桜江町田津	
371	田津②ノ谷	桜江町田津	
372	上屋敷谷川	桜江町田津	
373	岡田谷川	桜江町田津	
374	森山谷川	桜江町田津	
375	小原谷	桜江町田津	
376	猪ノ瀬谷	桜江町田津	
377	川越坂本 A	桜江町坂本	
378	小松谷	桜江町後山	
379	仁万瀬②ノ谷	桜江町後山	
380	仁万瀬①ノ谷	桜江町後山	
381	近原②ノ谷	桜江町後山	
382	近原①ノ谷	桜江町後山	
383	月ノ夜①ノ谷	桜江町川戸	
384	下寿屋谷川	桜江町川戸	
385	桧屋谷	桜江町川戸	
386	三田地①ノ谷	桜江町川戸	
387	三田地②ノ谷	桜江町川戸	
388	三田地③ノ谷	桜江町川戸	
389	三田地④ノ谷	桜江町川戸	
390	三田地⑤ノ谷	桜江町川戸	
391	三田地川 D	桜江町川戸	
392	三田地川 A	桜江町川戸	
393	三田地川 B	桜江町川戸	
394	三田地川 C	桜江町川戸	
395	鍛冶屋谷川 A	桜江町川戸	
396	鍛冶屋谷川 B	桜江町川戸	
397	鍛冶屋谷川 C	桜江町川戸	
398	月ノ夜③ノ谷	桜江町川戸	
399	月ノ夜②ノ谷	桜江町川戸	
400	金尻②ノ谷	桜江町川戸	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
401	金尻③ノ谷	桜江町川戸	
402	大滝谷	桜江町小田	
403	広谷川	桜江町小田	
404	浜田屋谷川	桜江町小田	
405	妙楽寺谷川	桜江町小田	
406	谷地迫谷川	桜江町小田	
407	天神川	桜江町小田	
408	後山志谷川	桜江町後山	
409	後谷①ノ谷	桜江町後山	
410	後谷②ノ谷	桜江町後山	
411	後山 A	桜江町後山	
412	後山 B	桜江町後山	
413	引谷 A	桜江町市山	
414	玉川	桜江町市山	
415	下笹畑①ノ谷 A	桜江町後山	
416	下笹畑①ノ谷 B	桜江町後山	
417	上笹畑①ノ谷	桜江町後山	
418	下笹畑②ノ谷	桜江町後山	
419	引谷 B	桜江町市山	
420	引谷 C	桜江町市山	
421	金尻④ノ谷	桜江町今田	
422	金尻⑤ノ谷	桜江町今田	
423	金尻⑥ノ谷	桜江町今田	
424	枕の滝川 A	桜江町今田	
425	枕の滝川 B	桜江町今田	
426	今田宮の谷川	桜江町今田	
427	今田①ノ谷	桜江町今田	
428	杉尾谷川	桜江町今田	
429	紙屋谷川	桜江町今田	
430	大久保谷川	桜江町今田	
431	大明神谷川	桜江町今田	
432	松島谷川	桜江町今田	
433	沺屋谷川	桜江町今田	
434	新屋敷谷	桜江町江尾	
435	迫谷川	桜江町江尾	
436	日和川	桜江町江尾	
437	日和並①ノ谷	桜江町江尾	
438	日和並②ノ谷	桜江町江尾	
439	糸谷④ノ谷	桜江町江尾	
440	糸谷③ノ谷	桜江町江尾	
441	糸谷川	桜江町江尾	
442	糸谷①ノ谷	桜江町江尾	
443	糸谷②ノ谷	桜江町江尾	
444	入原①ノ谷	桜江町市山	
445	小市山谷 B	桜江町市山	
446	小市山谷 C	桜江町市山	
447	山口谷川 K	桜江町市山	
448	山口谷川 J	桜江町市山	
449	山口谷川 I	桜江町市山	
450	山口谷川 G	桜江町市山	

箇所番号	箇 所 名	位　　置	備　考
451	山口谷川 F	桜江町市山	
452	山口谷川 B	桜江町市山	
453	山口谷川 A	桜江町市山	
454	仏谷川	桜江町市山	
455	山口谷川 C	桜江町市山	
456	山口谷川 D	桜江町市山	
457	山口谷川 E	桜江町市山	
458	山口谷川 H	桜江町市山	
459	山田屋谷川	桜江町市山	
460	江尾上ノ原谷	桜江町江尾	
461	南郷屋②ノ谷 A	桜江町長谷	
462	南郷屋②ノ谷 B	桜江町長谷	
463	南郷屋②ノ谷 C	桜江町長谷	
464	南郷屋①ノ谷	桜江町長谷	
465	長谷④ノ谷	桜江町長谷	
466	奥迫谷川	桜江町長谷	
467	長谷川 A	桜江町長谷	
468	浜井場谷川	桜江町長谷	
469	先目谷川	桜江町長谷	
470	長谷③A	桜江町長谷	
471	長谷③B	桜江町長谷	
472	長谷川 B	桜江町長谷	
473	長谷①ノ谷	桜江町長谷	
474	長谷西①ノ谷	桜江町長谷	
475	湯谷川	桜江町長谷	
476	山中西 A	桜江町長谷	
477	山中西 B	桜江町長谷	
478	長谷⑥ノ谷	桜江町長谷	
479	長谷⑤ノ谷	桜江町長谷	
480	冬見谷川	桜江町八戸	
481	大田屋谷川	桜江町八戸	
482	八戸川 A	桜江町八戸	
483	八戸③ノ谷	桜江町八戸	
484	八戸川 B	桜江町八戸	
485	八戸①ノ谷	桜江町八戸	
486	仕田原	桜江町八戸	
487	長道谷川	桜江町長谷	
488	弥重向谷川	桜江町長谷	
489	法福寺谷川	桜江町長谷	
490	法福寺向谷	桜江町長谷	
491	高納屋谷川	桜江町長谷	
492	山中川 A	桜江町長谷	
493	山中川 B	桜江町長谷	
494	長谷柚ノ木谷川	桜江町長谷	

イ　農林関係崩壊土砂流出危険地区

※位置図については「マップｏｎしまね」を参照

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	1	江津市	浅利町	
207	2	江津市	浅利町	
207	3	江津市	浅利町	
207	4	江津市	浅利町	
207	5	江津市	浅利町	
207	6	江津市	後地町	
207	7	江津市	波積町	
207	8	江津市	都治町	
207	9	江津市	波積町	
207	10	江津市	波積町	
207	11	江津市	都治町	
207	12	江津市	都治町	
207	13	江津市	波積町	
207	14	江津市	渡津町	
207	15	江津市	松川町	
207	29	江津市	渡津町	
207	16	江津市	渡津町	
207	17	江津市	松川町	
207	18	江津市	松川町	
207	19	江津市	松川町	
207	20	江津市	松川町	
207	21	江津市	松川町	
207	30	江津市	松川町	
207	22	江津市	嘉久志町	
207	23	江津市	江津町	
207	24	江津市	江津町	
207	25	江津市	金田町	
207	26	江津市	渡津町	
207	27	江津市	渡津町	
207	28	江津市	金田町	
207	31	江津市	浅利町	
207	32	江津市	浅利町	

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	33	江津市	松川町	
207	34	江津市	松川町	
207	35	江津市	松川町	
207	36	江津市	松川町	
207	37	江津市	松川町	
207	38	江津市	松川町	
207	39	江津市	松川町	
207	40	江津市	松川町	
207	41	江津市	松川町	
207	42	江津市	松川町	
207	43	江津市	松川町	
207	44	江津市	松川町	
207	45	江津市	松川町	
207	46	江津市	松川町	
207	47	江津市	松川町	
207	48	江津市	松川町	
207	49	江津市	松川町	
207	50	江津市	松川町	
207	51	江津市	松川町	
207	52	江津市	松川町	
207	53	江津市	松川町	
207	54	江津市	松川町	
207	55	江津市	松川町	
207	56	江津市	波積町	
207	57	江津市	松川町	
207	58	江津市	松川町	
207	59	江津市	松川町	
207	60	江津市	松川町	
207	61	江津市	松川町	
207	62	江津市	松川町	
207	63	江津市	都野津町	
207	64	江津市	嘉久志町	
207	396	江津市	松川町	上河戸
207	65	江津市	嘉久志町	
207	66	江津市	金田町	

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	67	江津市	金田町	
207	68	江津市	金田町	
207	69	江津市	金田町	
207	70	江津市	金田町	
207	71	江津市	嘉久志町	
207	72	江津市	島の星町	
207	73	江津市	島の星町	
207	74	江津市	川平町	
207	81	江津市	川平町	
207	75	江津市	二宮町	
207	76	江津市	島の星町	
207	77	江津市	千田町	
207	78	江津市	千田町	
207	79	江津市	千田町	
207	80	江津市	千田町	
207	82	江津市	川平町	
207	83	江津市	川平町	
207	84	江津市	金田町	
207	85	江津市	金田町	
207	210	江津市	金田町	
207	86	江津市	川平町	
207	87	江津市	川平町	
207	88	江津市	松川町	
207	89	江津市	川平町	
207	90	江津市	川平町	
207	91	江津市	川平町	
207	92	江津市	松川町	
207	93	江津市	松川町	
207	94	江津市	松川町	
207	95	江津市	松川町	
207	96	江津市	松川町	
207	97	江津市	川平町	
207	98	江津市	川平町	
207	99	江津市	川平町	
207	100	江津市	川平町	

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	101	江津市	松川町	
207	102	江津市	松川町	
207	103	江津市	松川町	
207	104	江津市	松川町	
207	198	江津市	松川町	
207	105	江津市	松川町	
207	197	江津市	松川町	
207	106	江津市	敬川町	
207	107	江津市	敬川町	
207	108	江津市	敬川町	
207	109	江津市	波子町	
207	110	江津市	波子町	
207	111	江津市	波子町	
207	112	江津市	波子町	
207	113	江津市	波子町	
207	114	江津市	波子町	
207	115	江津市	敬川町	
207	116	江津市	敬川町	
207	117	江津市	敬川町	
207	118	江津市	敬川町	
207	119	江津市	二宮町	
207	120	江津市	千田町	
207	121	江津市	千田町	
207	122	江津市	波子町	
207	123	江津市	波子町	
207	124	江津市	有福温泉町	
207	383	江津市	川平町	
207	125	江津市	二宮町	
207	126	江津市	二宮町	
207	127	江津市	跡市町	
207	128	江津市	跡市町	
207	129	江津市	跡市町	
207	130	江津市	跡市町	
207	131	江津市	跡市町	
207	132	江津市	跡市町	

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	133	江津市	跡市町	
207	134	江津市	跡市町	
207	135	江津市	跡市町	
207	136	江津市	跡市町	
207	137	江津市	跡市町	
207	138	江津市	跡市町	
207	139	江津市	跡市町	
207	140	江津市	跡市町	
207	141	江津市	跡市町	
207	142	江津市	跡市町	
207	143	江津市	跡市町	
207	144	江津市	跡市町	
207	145	江津市	跡市町	
207	146	江津市	跡市町	
207	147	江津市	跡市町	
207	148	江津市	跡市町	
207	149	江津市	跡市町	
207	150	江津市	清見町	
207	151	江津市	清見町	
207	152	江津市	川平町	
207	153	江津市	清見町	
207	154	江津市	清見町	
207	155	江津市	清見町	
207	156	江津市	清見町	
207	157	江津市	清見町	
207	158	江津市	有福温泉町	
207	159	江津市	有福温泉町	
207	160	江津市	有福温泉町	
207	161	江津市	有福温泉町	
207	162	江津市	有福温泉町	
207	163	江津市	有福温泉町	
207	164	江津市	有福温泉町	
207	165	江津市	有福温泉町	
207	166	江津市	有福温泉町	
207	167	江津市	有福温泉町	

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	168	江津市	有福温泉町	
207	169	江津市	有福温泉町	
207	170	江津市	有福温泉町	
207	171	江津市	有福温泉町	
207	172	江津市	有福温泉町	
207	173	江津市	有福温泉町	
207	174	江津市	有福温泉町	
207	175	江津市	有福温泉町	
207	176	江津市	有福温泉町	
207	177	江津市	跡市町	
207	178	江津市	清見町	
207	179	江津市	跡市町	
207	180	江津市	跡市町	
207	181	江津市	跡市町	
207	182	江津市	跡市町	
207	183	江津市	跡市町	
207	184	江津市	井沢町	
207	185	江津市	井沢町	
207	186	江津市	都治町	中都治
207	187	江津市	渡津町	
207	188	江津市	嘉久志町	
207	189	江津市	嘉久志町	
207	190	江津市	川平町	平床
207	191	江津市	川平町	平田
207	192	江津市	川平町	
207	193	江津市	川平町	
207	194	江津市	清見町	
207	195	江津市	松川町	
207	196	江津市	川平町	
207	199	江津市	敬川町	
207	200	江津市	敬川町	
207	201	江津市	敬川町	
207	202	江津市	跡市町	
207	203	江津市	跡市町	
207	204	江津市	有福温泉町	

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	205	江津市	川平町	奥谷
207	206	江津市	川平町	奥谷
207	207	江津市	二宮町	
207	208	江津市	都治町	
207	209	江津市	川平町	
207	387	江津市	有福温泉町	
207	211	江津市	川平町	
207	212	江津市	松川町	
207	213	江津市	千田町	
207	214	江津市	有福温泉町	
207	215	江津市	跡市町	
207	216	江津市	桜江町	谷住郷
207	217	江津市	桜江町	谷住郷
207	218	江津市	桜江町	谷住郷
207	219	江津市	桜江町	谷住郷
207	220	江津市	桜江町	谷住郷
207	221	江津市	桜江町	谷住郷
207	222	江津市	桜江町	谷住郷
207	223	江津市	桜江町	谷住郷
207	224	江津市	桜江町	後山
207	225	江津市	桜江町	谷住郷
207	226	江津市	桜江町	谷住郷
207	227	江津市	桜江町	谷住郷
207	314	江津市	桜江町	谷住郷
207	228	江津市	桜江町	谷住郷
207	229	江津市	桜江町	後山
207	230	江津市	桜江町	後山
207	231	江津市	桜江町	後山
207	232	江津市	桜江町	後山
207	233	江津市	桜江町	後山
207	234	江津市	桜江町	小田
207	235	江津市	桜江町	谷住郷
207	236	江津市	桜江町	谷住郷
207	237	江津市	桜江町	谷住郷
207	238	江津市	桜江町	谷住郷

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	239	江津市	桜江町	谷住郷
207	240	江津市	桜江町	大貫
207	241	江津市	桜江町	谷住郷
207	242	江津市	桜江町	大貫
207	243	江津市	桜江町	大貫
207	244	江津市	桜江町	谷住郷
207	245	江津市	桜江町	大貫
207	246	江津市	桜江町	大貫
207	247	江津市	桜江町	大貫
207	248	江津市	桜江町	大貫
207	249	江津市	桜江町	川戸
207	250	江津市	桜江町	大貫
207	251	江津市	桜江町	坂本
207	252	江津市	桜江町	坂本
207	253	江津市	桜江町	坂本
207	254	江津市	桜江町	大貫
207	255	江津市	桜江町	大貫
207	256	江津市	桜江町	大貫
207	257	江津市	桜江町	大貫
207	258	江津市	桜江町	田津
207	259	江津市	桜江町	川越
207	260	江津市	桜江町	鹿賀
207	261	江津市	桜江町	鹿賀
207	262	江津市	桜江町	長谷
207	263	江津市	桜江町	長谷
207	264	江津市	桜江町	長谷
207	265	江津市	桜江町	長谷
207	266	江津市	桜江町	長谷
207	267	江津市	桜江町	長谷
207	268	江津市	桜江町	長谷
207	269	江津市	桜江町	長谷
207	270	江津市	桜江町	長谷
207	271	江津市	桜江町	長谷
207	272	江津市	桜江町	長谷
207	273	江津市	桜江町	長谷

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	274	江津市	桜江町	長谷
207	275	江津市	桜江町	長谷
207	276	江津市	桜江町	市山
207	277	江津市	桜江町	市山
207	278	江津市	桜江町	市山
207	279	江津市	桜江町	今田
207	280	江津市	桜江町	市山
207	281	江津市	桜江町	今田
207	282	江津市	桜江町	長谷
207	283	江津市	桜江町	今田
207	284	江津市	桜江町	今田
207	285	江津市	桜江町	今田
207	286	江津市	桜江町	今田
207	287	江津市	桜江町	江尾
207	288	江津市	桜江町	川戸
207	289	江津市	桜江町	川戸
207	339	江津市	桜江町	川戸
207	290	江津市	桜江町	田津
207	291	江津市	桜江町	田津
207	292	江津市	桜江町	今田
207	380	江津市	桜江町	今田
207	293	江津市	桜江町	田津
207	294	江津市	桜江町	田津
207	295	江津市	桜江町	田津
207	343	江津市	桜江町	川越
207	296	江津市	桜江町	田津
207	297	江津市	桜江町	長谷
207	298	江津市	桜江町	長谷
207	301	江津市	桜江町	長谷
207	299	江津市	桜江町	長谷
207	300	江津市	桜江町	長谷
207	347	江津市	桜江町	長谷
207	302	江津市	桜江町	八戸
207	303	江津市	桜江町	八戸
207	304	江津市	桜江町	八戸

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	305	江津市	桜江町	八戸
207	346	江津市	桜江町	八戸
207	306	江津市	桜江町	八戸
207	307	江津市	桜江町	江尾
207	308	江津市	桜江町	八戸
207	309	江津市	桜江町	八戸
207	310	江津市	桜江町	八戸
207	311	江津市	桜江町	八戸
207	312	江津市	桜江町	谷住郷
207	313	江津市	桜江町	谷住郷
207	315	江津市	桜江町	後山
207	316	江津市	桜江町	後谷
207	353	江津市	桜江町	後山
207	317	江津市	桜江町	谷住郷
207	318	江津市	桜江町	谷住郷
207	319	江津市	桜江町	川戸
207	320	江津市	桜江町	大貫
207	321	江津市	桜江町	大貫
207	322	江津市	桜江町	川越
207	323	江津市	桜江町	川越
207	324	江津市	桜江町	川越
207	325	江津市	桜江町	鹿賀
207	326	江津市	桜江町	長谷
207	327	江津市	桜江町	長谷
207	328	江津市	桜江町	長谷
207	329	江津市	桜江町	長谷
207	330	江津市	桜江町	市山
207	331	江津市	桜江町	市山
207	374	江津市	桜江町	市山
207	332	江津市	桜江町	市山
207	333	江津市	桜江町	市山
207	334	江津市	桜江町	江尾
207	335	江津市	桜江町	今田
207	336	江津市	桜江町	川戸
207	337	江津市	桜江町	川戸

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	338	江津市	桜江町	川戸
207	340	江津市	桜江町	川越
207	341	江津市	桜江町	川越
207	342	江津市	桜江町	川越
207	344	江津市	桜江町	川越
207	345	江津市	桜江町	川越
207	348	江津市	桜江町	江尾
207	349	江津市	桜江町	江尾
207	350	江津市	桜江町	大貫
207	351	江津市	桜江町	川戸
207	352	江津市	桜江町	谷住郷
207	354	江津市	桜江町	市山
207	355	江津市	桜江町	市山
207	356	江津市	桜江町	谷住郷
207	357	江津市	桜江町	後山
207	358	江津市	桜江町	後山
207	359	江津市	桜江町	後山
207	360	江津市	桜江町	後山
207	361	江津市	桜江町	谷住郷
207	362	江津市	桜江町	谷住郷
207	363	江津市	桜江町	谷住郷
207	364	江津市	桜江町	谷住郷
207	365	江津市	桜江町	谷住郷
207	366	江津市	桜江町	大貫
207	367	江津市	桜江町	大貫
207	368	江津市	桜江町	大貫
207	369	江津市	桜江町	坂本
207	370	江津市	桜江町	川越
207	371	江津市	桜江町	長谷
207	372	江津市	桜江町	長谷
207	373	江津市	桜江町	長谷
207	386	江津市	桜江町	田津
207	375	江津市	桜江町	市山
207	376	江津市	桜江町	市山
207	377	江津市	桜江町	市山

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	378	江津市	桜江町	江尾
207	379	江津市	桜江町	江尾
207	381	江津市	桜江町	田津
207	385	江津市	桜江町	田津
207	382	江津市	桜江町	長谷
207	384	江津市	桜江町	田津
207	388	江津市	桜江町	江尾
207	389	江津市	桜江町	江尾
207	390	江津市	桜江町	江尾
207	391	江津市	桜江町	江尾
207	392	江津市	桜江町	江尾
207	393	江津市	桜江町	江尾
207	394	江津市	桜江町	八戸
207	395	江津市	桜江町	長谷

イ　農林関係山腹崩壊危険区域

※位置図については「マップｏｎしまね」を参照

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	151	江津市	嘉久志町	
207	583	江津市	桜江町	長谷
207	1	江津市	黒松町	
207	3	江津市	黒松町	
207	424	江津市	黒松町	
207	24	江津市	後地町	
207	27	江津市	都治町	
207	28	江津市	都治町	
207	36	江津市	都治町	
207	37	江津市	都治町	
207	432	江津市	波積町	
207	38	江津市	波積町	
207	45	江津市	波積町	
207	26	江津市	波積町	
207	30	江津市	波積町	
207	39	江津市	波積町	
207	46	江津市	波積町	
207	48	江津市	波積町	
207	49	江津市	波積町	
207	50	江津市	波積町	
207	433	江津市	波積町	
207	57	江津市	波積町	
207	417	江津市	波積町	
207	56	江津市	都治町	
207	117	江津市	波積町	
207	129	江津市	松川町	
207	130	江津市	松川町	
207	420	江津市	波積町	
207	131	江津市	松川町	
207	421	江津市	波積町	
207	436	江津市	波積町	
207	41	江津市	都治町	

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	43	江津市	都治町	
207	44	江津市	都治町	
207	54	江津市	都治町	
207	55	江津市	都治町	
207	53	江津市	都治町	
207	89	江津市	都治町	
207	116	江津市	松川町	
207	434	江津市	後地町	
207	435	江津市	都治町	
207	15	江津市	浅利町	
207	16	江津市	浅利町	
207	20	江津市	後地町	
207	8	江津市	後地町	
207	17	江津市	後地町	
207	18	江津市	後地町	
207	33	江津市	都治町	
207	40	江津市	都治町	
207	412	江津市	浅利町	
207	413	江津市	浅利町	
207	414	江津市	浅利町	
207	25	江津市	後地町	
207	32	江津市	都治町	
207	21	江津市	後地町	
207	22	江津市	後地町	
207	23	江津市	後地町	
207	7	江津市	後地町	
207	13	江津市	浅利町	
207	14	江津市	浅利町	
207	84	江津市	浅利町	
207	81	江津市	浅利町	
207	9	江津市	浅利町	
207	10	江津市	浅利町	
207	12	江津市	浅利町	
207	6	江津市	渡津町	
207	61	江津市	渡津町	

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	66	江津市	松川町	
207	78	江津市	松川町	
207	90	江津市	松川町	
207	91	江津市	松川町	
207	92	江津市	松川町	
207	96	江津市	松川町	
207	80	江津市	松川町	
207	94	江津市	松川町	
207	97	江津市	松川町	
207	98	江津市	松川町	
207	107	江津市	松川町	
207	108	江津市	松川町	
207	111	江津市	松川町	
207	99	江津市	松川町	
207	100	江津市	松川町	
207	101	江津市	松川町	
207	415	江津市	松川町	
207	83	江津市	浅利町	
207	88	江津市	松川町	
207	102	江津市	松川町	
207	103	江津市	松川町	
207	104	江津市	松川町	
207	105	江津市	松川町	
207	112	江津市	松川町	
207	113	江津市	松川町	
207	114	江津市	松川町	
207	176	江津市	松川町	
207	119	江津市	松川町	
207	118	江津市	松川町	
207	120	江津市	松川町	
207	128	江津市	松川町	
207	419	江津市	波積町	
207	121	江津市	松川町	
207	427	江津市	波積町	
207	190	江津市	松川町	

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	189	江津市	松川町	
207	124	江津市	松川町	
207	125	江津市	松川町	
207	126	江津市	松川町	
207	115	江津市	松川町	
207	180	江津市	松川町	
207	185	江津市	松川町	
207	186	江津市	松川町	
207	191	江津市	松川町	
207	192	江津市	松川町	
207	641	江津市	松川町	長良
207	323	江津市	川平町	
207	322	江津市	川平町	
207	178	江津市	川平町	
207	179	江津市	川平町	
207	183	江津市	川平町	
207	336	江津市	川平町	
207	423	江津市	川平町	
207	321	江津市	川平町	
207	328	江津市	川平町	
207	329	江津市	川平町	
207	330	江津市	川平町	
207	334	江津市	川平町	
207	327	江津市	川平町	
207	331	江津市	清見町	
207	319	江津市	川平町	
207	188	江津市	川平町	
207	174	江津市	川平町	
207	184	江津市	川平町	
207	181	江津市	川平町	
207	439	江津市	川平町	
207	177	江津市	川平町	
207	109	江津市	川平町	
207	110	江津市	川平町	
207	440	江津市	金田町	

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	4	江津市	渡津町	
207	58	江津市	渡津町	
207	59	江津市	渡津町	
207	60	江津市	渡津町	
207	431	江津市	渡津町	
207	65	江津市	渡津町	
207	75	江津市	渡津町	
207	76	江津市	渡津町	
207	77	江津市	渡津町	
207	425	江津市	渡津町	
207	79	江津市	金田町	
207	106	江津市	金田町	
207	154	江津市	金田町	
207	155	江津市	金田町	
207	153	江津市	金田町	
207	161	江津市	島の星町	
207	70	江津市	嘉久志町	
207	73	江津市	島の星町	
207	74	江津市	江津町	
207	152	江津市	金田町	
207	426	江津市	金田町	
207	64	江津市	江津町	
207	69	江津市	嘉久志町	
207	71	江津市	江津町	
207	72	江津市	江津町	
207	68	江津市	嘉久志町	
207	147	江津市	嘉久志町	
207	150	江津市	嘉久志町	
207	148	江津市	嘉久志町	
207	149	江津市	嘉久志町	
207	159	江津市	嘉久志町	
207	67	江津市	嘉久志町	
207	137	江津市	嘉久志町	
207	144	江津市	嘉久志町	
207	145	江津市	嘉久志町	

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	135	江津市	和木町	
207	146	江津市	嘉久志町	
207	437	江津市	和木町	
207	438	江津市	嘉久志町	
207	133	江津市	和木町	
207	134	江津市	和木町	
207	136	江津市	和木町	
207	132	江津市	和木町	
207	428	江津市	都野津町	
207	642	江津市	都野津町	
207	138	江津市	都野津町	
207	139	江津市	都野津町	
207	140	江津市	都野津町	
207	430	江津市	都野津町	
207	163	江津市	二宮町	
207	164	江津市	二宮町	
207	166	江津市	二宮町	
207	168	江津市	二宮町	
207	156	江津市	二宮町	
207	157	江津市	二宮町	
207	165	江津市	二宮町	
207	167	江津市	二宮町	
207	170	江津市	二宮町	
207	244	江津市	二宮町	
207	251	江津市	千田町	
207	252	江津市	千田町	
207	143	江津市	二宮町	
207	243	江津市	二宮町	
207	221	江津市	二宮町	
207	226	江津市	千田町	
207	141	江津市	二宮町	
207	142	江津市	二宮町	
207	217	江津市	二宮町	
207	218	江津市	二宮町	
207	219	江津市	二宮町	

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	220	江津市	二宮町	
207	429	江津市	二宮町	
207	225	江津市	二宮町	
207	214	江津市	敬川町	
207	213	江津市	敬川町	
207	215	江津市	敬川町	
207	224	江津市	敬川町	
207	232	江津市	波子町	
207	223	江津市	敬川町	
207	196	江津市	波子町	
207	197	江津市	敬川町	
207	211	江津市	敬川町	
207	212	江津市	敬川町	
207	193	江津市	波子町	
207	195	江津市	波子町	
207	199	江津市	波子町	
207	202	江津市	波子町	
207	203	江津市	波子町	
207	441	江津市	波子町	
207	201	江津市	波子町	
207	229	江津市	波子町	
207	231	江津市	波子町	
207	204	江津市	波子町	
207	206	江津市	波子町	
207	233	江津市	有福温泉町	
207	238	江津市	千田町	
207	239	江津市	千田町	
207	240	江津市	有福温泉町	
207	263	江津市	千田町	
207	264	江津市	千田町	
207	265	江津市	千田町	
207	266	江津市	千田町	
207	268	江津市	千田町	
207	269	江津市	千田町	
207	270	江津市	千田町	

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	284	江津市	千田町	
207	285	江津市	千田町	
207	288	江津市	跡市町	
207	289	江津市	跡市町	
207	290	江津市	跡市町	
207	246	江津市	二宮町	
207	247	江津市	二宮町	
207	253	江津市	二宮町	
207	254	江津市	千田町	
207	258	江津市	千田町	
207	160	江津市	島の星町	
207	172	江津市	島の星町	
207	173	江津市	島の星町	
207	272	江津市	跡市町	
207	273	江津市	跡市町	
207	274	江津市	跡市町	
207	275	江津市	跡市町	
207	249	江津市	跡市町	
207	250	江津市	跡市町	
207	255	江津市	跡市町	
207	256	江津市	跡市町	
207	261	江津市	跡市町	
207	442	江津市	跡市町	
207	294	江津市	跡市町	
207	291	江津市	跡市町	
207	295	江津市	跡市町	
207	296	江津市	跡市町	
207	297	江津市	跡市町	
207	308	江津市	跡市町	
207	280	江津市	跡市町	
207	298	江津市	跡市町	
207	299	江津市	跡市町	
207	313	江津市	跡市町	
207	315	江津市	跡市町	
207	310	江津市	跡市町	

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	311	江津市	跡市町	
207	312	江津市	跡市町	
207	314	江津市	跡市町	
207	374	江津市	跡市町	
207	375	江津市	跡市町	
207	376	江津市	跡市町	
207	377	江津市	跡市町	
207	378	江津市	跡市町	
207	383	江津市	跡市町	
207	309	江津市	跡市町	
207	372	江津市	跡市町	
207	373	江津市	跡市町	
207	388	江津市	跡市町	
207	307	江津市	跡市町	
207	385	江津市	跡市町	
207	387	江津市	跡市町	
207	394	江津市	跡市町	
207	397	江津市	跡市町	
207	348	江津市	有福温泉町	
207	356	江津市	有福温泉町	
207	357	江津市	有福温泉町	
207	371	江津市	跡市町	
207	443	江津市	跡市町	
207	304	江津市	跡市町	
207	306	江津市	跡市町	
207	347	江津市	有福温泉町	
207	303	江津市	跡市町	
207	305	江津市	跡市町	
207	391	江津市	有福温泉町	
207	392	江津市	有福温泉町	
207	396	江津市	有福温泉町	
207	399	江津市	有福温泉町	
207	384	江津市	有福温泉町	
207	390	江津市	有福温泉町	
207	395	江津市	有福温泉町	

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	362	江津市	有福温泉町	
207	364	江津市	有福温泉町	
207	365	江津市	有福温泉町	
207	369	江津市	有福温泉町	
207	361	江津市	有福温泉町	
207	351	江津市	有福温泉町	
207	352	江津市	有福温泉町	
207	353	江津市	有福温泉町	
207	354	江津市	有福温泉町	
207	358	江津市	有福温泉町	
207	359	江津市	有福温泉町	
207	360	江津市	有福温泉町	
207	367	江津市	有福温泉町	
207	640	江津市	有福温泉町	
207	235	江津市	千田町	
207	236	江津市	有福温泉町	
207	237	江津市	有福温泉町	
207	341	江津市	清見町	
207	342	江津市	清見町	
207	337	江津市	清見町	
207	338	江津市	清見町	
207	343	江津市	清見町	
207	380	江津市	清見町	
207	400	江津市	井沢町	
207	401	江津市	井沢町	
207	402	江津市	井沢町	
207	406	江津市	井沢町	
207	345	江津市	井沢町	
207	407	江津市	井沢町	
207	408	江津市	井沢町	
207	409	江津市	井沢町	
207	405	江津市	井沢町	
207	379	江津市	清見町	
207	455	江津市	桜江町	谷住郷
207	456	江津市	桜江町	谷住郷

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	630	江津市	桜江町	谷住郷
207	458	江津市	桜江町	谷住郷
207	459	江津市	桜江町	谷住郷
207	462	江津市	桜江町	谷住郷
207	465	江津市	桜江町	谷住郷
207	485	江津市	桜江町	谷住郷
207	479	江津市	桜江町	谷住郷
207	447	江津市	桜江町	谷住郷
207	634	江津市	桜江町	谷住郷
207	444	江津市	桜江町	谷住郷
207	448	江津市	桜江町	谷住郷
207	449	江津市	桜江町	谷住郷
207	451	江津市	桜江町	谷住郷
207	614	江津市	桜江町	谷住郷
207	483	江津市	桜江町	谷住郷
207	480	江津市	桜江町	谷住郷
207	482	江津市	桜江町	谷住郷
207	631	江津市	桜江町	谷住郷
207	452	江津市	桜江町	谷住郷
207	446	江津市	桜江町	谷住郷
207	615	江津市	桜江町	谷住郷
207	486	江津市	桜江町	谷住郷
207	487	江津市	桜江町	谷住郷
207	616	江津市	桜江町	谷住郷
207	636	江津市	桜江町	谷住郷
207	489	江津市	桜江町	大貫
207	490	江津市	桜江町	大貫
207	491	江津市	桜江町	大貫
207	632	江津市	桜江町	大貫
207	494	江津市	桜江町	大貫
207	497	江津市	桜江町	大貫
207	498	江津市	桜江町	大貫
207	572	江津市	桜江町	大貫
207	499	江津市	桜江町	大貫
207	493	江津市	桜江町	坂本

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	496	江津市	桜江町	川越
207	501	江津市	桜江町	鹿賀
207	503	江津市	桜江町	鹿賀
207	502	江津市	桜江町	鹿賀
207	495	江津市	桜江町	川越
207	500	江津市	桜江町	川越
207	573	江津市	桜江町	川越
207	627	江津市	桜江町	川越
207	633	江津市	桜江町	川越
207	576	江津市	桜江町	田津
207	574	江津市	桜江町	田津
207	571	江津市	桜江町	田津
207	559	江津市	桜江町	田津
207	560	江津市	桜江町	田津
207	570	江津市	桜江町	田津
207	488	江津市	桜江町	田津
207	492	江津市	桜江町	田津
207	637	江津市	桜江町	谷住郷
207	557	江津市	桜江町	川戸
207	635	江津市	桜江町	川戸
207	563	江津市	桜江町	川戸
207	564	江津市	桜江町	川戸
207	565	江津市	桜江町	川戸
207	568	江津市	桜江町	川戸
207	561	江津市	桜江町	川戸
207	533	江津市	桜江町	川戸
207	556	江津市	桜江町	川戸
207	535	江津市	桜江町	市山
207	639	江津市	桜江町	小田
207	478	江津市	桜江町	川戸
207	464	江津市	桜江町	後山
207	474	江津市	桜江町	後山
207	463	江津市	桜江町	後山
207	612	江津市	桜江町	谷住郷
207	613	江津市	桜江町	谷住郷

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	471	江津市	桜江町	後山
207	454	江津市	桜江町	後山
207	461	江津市	桜江町	後山
207	539	江津市	桜江町	今田
207	540	江津市	桜江町	今田
207	546	江津市	桜江町	江尾
207	624	江津市	桜江町	江尾
207	554	江津市	桜江町	江尾
207	553	江津市	桜江町	江尾
207	550	江津市	桜江町	江尾
207	552	江津市	桜江町	江尾
207	602	江津市	桜江町	江尾
207	603	江津市	桜江町	江尾
207	604	江津市	桜江町	江尾
207	548	江津市	桜江町	市山
207	549	江津市	桜江町	市山
207	622	江津市	桜江町	市山
207	545	江津市	桜江町	市山
207	620	江津市	桜江町	市山
207	536	江津市	桜江町	市山
207	537	江津市	桜江町	市山
207	538	江津市	桜江町	市山
207	619	江津市	桜江町	市山
207	453	江津市	桜江町	後山
207	526	江津市	桜江町	後山
207	528	江津市	桜江町	後山
207	534	江津市	桜江町	市山
207	476	江津市	桜江町	後山
207	530	江津市	桜江町	後山
207	467	江津市	桜江町	後山
207	606	江津市	桜江町	八戸
207	609	江津市	桜江町	八戸
207	611	江津市	桜江町	八戸
207	595	江津市	桜江町	八戸
207	605	江津市	桜江町	八戸

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	598	江津市	桜江町	八戸
207	599	江津市	桜江町	八戸
207	585	江津市	桜江町	長谷
207	586	江津市	桜江町	長谷
207	591	江津市	桜江町	長谷
207	628	江津市	桜江町	長谷
207	508	江津市	桜江町	長谷
207	510	江津市	桜江町	長谷
207	511	江津市	桜江町	長谷
207	519	江津市	桜江町	長谷
207	520	江津市	桜江町	長谷
207	578	江津市	桜江町	長谷
207	579	江津市	桜江町	長谷
207	581	江津市	桜江町	長谷
207	587	江津市	桜江町	長谷
207	588	江津市	桜江町	長谷
207	592	江津市	桜江町	長谷
207	593	江津市	桜江町	長谷
207	594	江津市	桜江町	八戸
207	597	江津市	桜江町	八戸
207	629	江津市	桜江町	八戸
207	518	江津市	桜江町	長谷
207	618	江津市	桜江町	長谷
207	525	江津市	桜江町	長谷
207	582	江津市	桜江町	長谷
207	584	江津市	桜江町	長谷
207	522	江津市	桜江町	長谷
207	524	江津市	桜江町	長谷
207	512	江津市	桜江町	長谷
207	513	江津市	桜江町	長谷
207	410	江津市	井沢町	
207	516	江津市	桜江町	長谷
207	507	江津市	桜江町	長谷
207	517	江津市	桜江町	長谷
207	541	江津市	桜江町	長谷

危険地区番号		位置		
市町村	地　区	市町村	大字	字
207	542	江津市	桜江町	長谷
207	638	江津市	桜江町	長谷
207	547	江津市	桜江町	八戸
207	621	江津市	桜江町	市山
207	567	江津市	桜江町	川戸
207	569	江津市	桜江町	川戸

（６）砂防指定箇所

砂　防　指　定　箇　所

渓流名	面積	指定年月日	備考
玉川	1.37 1.12	昭和 15 年 5 月 29 日 昭和 23 年 6 月 30 日	
三田地川	1.83	昭和 17 年 3 月 3 日	
田津谷川	1.81 1.39	昭和 17 年 3 月 3 日 昭和 62 年 5 月 7 日	
飯田川	2.08 8.79	昭和 22 年 7 月 14 日 平成 10 年 3 月 10 日	
山口谷川	1.69	昭和 23 年 6 月 30 日	
枕の滝川	0.59 1.10	昭和 23 年 6 月 30 日 昭和 60 年 3 月 25 日	
大谷川	0.18	昭和 23 年 6 月 30 日	
長戸路川	4.55	昭和 23 年 6 月 30 日	
日和並谷川	3.65	昭和 23 年 6 月 30 日	
佛谷川	0.12	昭和 23 年 6 月 30 日	
養路谷川	0.44 0.96	昭和 23 年 6 月 30 日 平成 8 年 4 月 10 日	
糸谷川	1.61 2.30	昭和 24 年 7 月 26 日 昭和 61 年 3 月 17 日	
勝地川	13.84	昭和 28 年 1 月 26 日	
坂本川	1.56	昭和 28 年 9 月 14 日	
鍛冶屋谷川	0.30	昭和 28 年 9 月 14 日	
八戸川	56.18	昭和 30 年 3 月 14 日	
小谷川	13.39	昭和 32 年 9 月 6 日	
神村川	1.12	昭和 42 年 3 月 31 日	
水尻川	7.84 1.83	昭和 42 年 3 月 31 日 平成 2 年 2 月 6 日	
曲川	4.25	昭和 43 年 3 月 2 日	
敬川	15.30	昭和 43 年 3 月 2 日	
大池川	2.10	昭和 43 年 3 月 2 日	
東川	6.80	昭和 43 年 3 月 2 日	
波来浜川	4.00	昭和 43 年 3 月 2 日	
都治川	53.0	昭和 43 年 3 月 2 日	
陣屋川	0.67	昭和 46 年 9 月 16 日	
本町川	1.18	昭和 46 年 9 月 16 日	
岡田谷川	4.42	昭和 47 年 3 月 4 日	
牛ノ市川	6.73	昭和 47 年 3 月 4 日	
榎谷川	4.68	昭和 47 年 6 月 20 日	

志谷川	2.65	昭和 47 年 6 月 20 日	
清水川	1.90	昭和 47 年 6 月 20 日	
渡川	9.86	昭和 49 年 5 月 23 日	
入野谷川	4.12	昭和 49 年 5 月 23 日	
番屋谷川	2.03	昭和 49 年 5 月 23 日	
伊予谷川	4.87	昭和 50 年 12 月 13 日	
蔵屋谷川	2.64	昭和 52 年 3 月 23 日	
廻の谷川	1.02	昭和 53 年 5 月 2 日	
大滝谷川	8.24	昭和 53 年 5 月 2 日	
藪川	4.96 0.17	昭和 56 年 5 月 9 日 昭和 62 年 5 月 7 日	
土床川	0.29	昭和 57 年 5 月 17 日	
渦巻谷川	0.56	昭和 59 年 3 月 30 日	
渓流名	面積	指定年月日	備考
管掛谷川	0.34	昭和 59 年 3 月 30 日	
久井谷川	0.85	昭和 59 年 3 月 30 日	
桧屋谷川	0.35	昭和 59 年 3 月 30 日	
下寿屋谷川	0.50	昭和 59 年 3 月 30 日	
宮の谷川	1.80	昭和 59 年 3 月 30 日	
郡界谷川及び同支川	0.42	昭和 59 年 3 月 30 日	
谷地迫谷川	0.61	昭和 60 年 3 月 25 日	
長谷川	1.73	平成元年 3 月 3 日	
迫谷川	1.58	平成 2 年 5 月 8 日	
久保川	1.83	平成 12 年 8 月 9 日	
大谷川	0.57	平成 13 年 3 月 16 日	
三反田川（反田川）	1.54	平成 14 年 10 月 8 日	
三反田川支川１（反田川）	1.47	平成 16 年 1 月 28 日	
明智谷川	0.86	平成 20 年 5 月 20 日	
明智谷川支渓	1.09	平成 21 年 4 月 9 日	
妙楽寺谷川	0.66	平成 24 年 9 月 3 日	
三反田川支川２	0.50	平成 27 年 5 月 8 日	
山田屋谷川	0.45	平成 27 年 9 月 7 日	
畑ケ谷川	0.45	平成 27 年 11 月 17 日	
エビス谷川	1.27	平成 30 年 2 月 28 日	

（７）道路災害予防

市道関係

発生原因 ＼ 評価		危険箇所数		
		要対策	要観察	計
豪雨・豪雪等	落石・崩壊	20	24	40
	盛土	0	1	1
	橋梁基礎洗掘	2	6	8
地震等	橋梁	21	10	31

（８）気象観測施設

ア　水位観測所

管理者	河川名	観測所名	所在地	はん濫注意水位	水防団待機水位	観測者	観測方法

浜田河川国道事務所	江の川	江　津	江　津　町	－	－	浜田河川国道事務所(0855-22-3122)	テレメーター
〃	〃	川　平	松川町市村	8.40	6.30	〃	〃
〃	〃	長　良	松川町長良	－	－	〃	〃
〃	〃	谷住郷	桜江町谷住郷	7.70	5.60	〃	〃
〃	〃	大　貫	桜江町大貫	－	－	〃	自記
浜田県土整備事務所	都治川	都　治	都　治　町	2.60	1.50	浜田県土整備事務所(0855-29-5642)	テレメーター
〃	敬　川	敬川橋	敬　川　町	2.10	2.00	〃	〃
〃	八戸川	江　尾	桜江町市山	2.60	1.70	八戸ダム管理所(0855-92-1361)	〃
〃	八戸川	近　原	桜江町後山	－	－	〃	〃

イ　雨量観測所

水系名	観測所名	所　　在　　地	電 話	管　理　者	観測者	備考
江の川	都　治	江津市都治町	0855-52-2501	江津市	江津市役所	市防災無線
〃	渡　田	江津市桜江町川越	〃	〃	〃	〃
敬　川	有福温泉	江津市有福温泉町	〃	〃	〃	〃
江の川	江　津	江津市渡津町（江津消防署）	0855-52-0119	江津邑智消防組合	江津邑智消防組合	市
江の川	江　津	江津市江津町（江津市総務課）	0855-29-5642	江津市	浜田県土整備事務所	県水防情報システム
江の川	波　積	江津市波積町	〃	浜田県土整備事務所	〃	〃
〃	八戸ダム	江津市桜江町八戸	0855-92 1361	〃	八戸ダム管理所	〃
〃	上津井	江津市松川町	0855-29-5642	〃	浜田県土整備事務所	県土砂災害予警報システム
〃	江　津	江津市江津町	〃	〃	〃	〃
〃	川　戸	江津市桜江町川戸	〃	〃	〃	〃
〃	八　戸	江津市桜江町八戸	〃	〃	〃	〃
敬　川	跡　市	江津市跡市町	〃	〃	〃	〃
江の川	江　津	江津市渡津町（国土交通省江の川下流出張所）	0855-52-2926	浜田河川国道事務所	浜田河川国道事務所	国土交通省
江の川	桜　江	江津市桜江町川戸	0852-21-4958	松江地方気象台	松江地方気象台	気象庁
江の川	江　津	江津市江津町	0859-32-6383	西日本旅客鉄道米子支社	米子施設指令	西日本旅客鉄道
倉谷川	黒　松	江津市黒松町	〃	〃	〃	〃
宇津川	波　子	江津市波子町	〃	〃	〃	〃

（９）水防予防

ア　河川の状況

番　号	水　　系	河　川　名	流　域　関　係　地　区	
1	江の川	江の川		国土交通省
2	〃	長良川	松川町長良	県
3	〃	上津井川	松川町市村、上津井	一部県
4	〃	太田川	松川町太田	〃
5	〃	太田東川	〃	
6	〃	細川	松川町	
7	〃	西川	〃	
8	〃	奥谷川	川平町	
9	〃	瀬尻川	〃	
10	〃	大野谷川	〃	
11	〃	ホモロ川	〃	
12	〃	平床川	〃	
13	〃	田原川	〃	
14	〃	奥谷川	金田町	
15	〃	清水川	〃	
16	〃	大溝川	渡津町	
17	〃	三反田川	〃	
18	〃	嘉戸川	〃	
19	〃	本町川	江津町	県
20	〃	北町川	〃	
21	〃	北川	波積町	一部県
22	〃	南川	〃	
23	〃	戸谷川	〃	
24	〃	都治川	都治町	県
25	〃	畑田川	〃	
26	敬川	敬川		県
27	〃	井沢川	井沢町	
28	〃	清見川	清見町	
29	〃	徳の谷川	〃	
30	〃	大掛川	〃	
31	〃	丸山川	〃	県
32	〃	大野谷川	跡市町	
33	敬川	小原川	跡市町	
34	〃	大久保川	〃	
35	〃	千田川	千田町	
36	〃	目田川	跡市町	一部県

番　号	水　　系	河　川　名	流　域　関　係　地　区	
37	〃	金口川	〃	
38	〃	本明川	有福温泉町	県
39	〃	湯路川	〃	
40	〃	湯谷川	〃	
41	〃	福田川	〃	
42	〃	桜谷川	〃	
43	〃	大年迫川	〃	
44	〃	姉金川	〃	
45	〃	新開川	敬川町	
46	〃	新屋川	〃	
47	〃	伊予谷川	有福温泉町	
48	〃	郡界谷川	清見町	県
49	水尻川	水尻川	二宮町神主	一部県
50	〃	神村川	二宮町	〃
51	〃	宮の谷川	〃	
52	〃	飯田川	〃	一部県
53	〃	恵良川	〃	
54	〃	砂川	〃	
55	〃	平田川	〃	
56	〃	冷水川	〃	
57	倉谷川	倉谷川	黒松町	一部県
58	第２倉谷川	第２倉谷川	〃	
59	中川	中川	〃	
60	東川	東川	〃	
61	波来浜川	波来浜川	後地町	
62	砂合川	砂合川	〃	
63	大池川	大池川	〃	
64	廣川	廣川	浅利町	
65	東川	東川	浅利町	一部県
66	舟津川	舟津川	〃	
67	堀子川	堀子川	〃	
68	塩田川	塩田川	渡津町	
69	田尻川	田尻川	嘉久志町	
70	天井川	天井川	〃	
71	根木川	根木川	〃	
72	第１根木川	第１根木川	〃	

番　号	水　　系	河　川　名	流　域　関　係　地　区	
73	新川	新川	〃	一部県
74	土床川	土床川	〃	
75	第２新川	第２新川	〃	
76	和木川	和木川	和木町	一部県
77	棚橋川	棚橋川	〃	
78	野原川	野原川	都野津町	
79	樋の川	樋の川	和木町	
80	大工屋川	大工屋川	都野津町	
81	栗田川	栗田川	〃	
82	前川	前川	〃	
83	清水川	清水川	〃	
84	双子川	双子川	波子町	
85	宇津川	宇津川	〃	
86	曲川	曲川	〃	一部県
87	猿淵川	猿淵川	〃	
88	波子前川	波子前川	〃	
89	江の川	長良谷川	江津町	
90	〃	日瀬川	〃	
91	〃	養路谷川	〃	県
92	〃	地獄谷川	〃	
93	〃	影平川	〃	
94	〃	小谷川	〃	県
95	〃	長戸路川	〃	〃
96	〃	八戸川	〃	〃
97	江の川	三田地川	江津町	県
98	〃	宮の谷川	〃	〃
99	〃	枕の滝川	〃	〃
100	〃	大滝谷川	〃	
101	〃	玉川	〃	県
102	〃	山口谷川	〃	〃
103	〃	迫谷川	〃	
104	〃	糸谷川	〃	県
105	〃	日和川	〃	
106	〃	長谷川	〃	県

番　号	水　　系	河　川　名	流　域　関　係　地　区	
107	〃	浜井場谷川	〃	
108	〃	南郷谷川	〃	
109	〃	野地谷川	〃	
110	〃	冬見谷川	〃	
111	〃	大田屋谷川	〃	
112	〃	家古屋川	〃	県
113	〃	山中川	〃	〃
114	〃	岡田谷川	〃	
115	〃	森山谷川	〃	
116	〃	榎谷川	〃	県
117	〃	久井谷川	〃	〃
118	〃	宮の谷川	〃	
119	〃	和田川	〃	
120	〃	紺屋谷川	〃	
121	〃	荻屋谷川	〃	
122	〃	牛の市川	〃	
123	〃	田津谷川	〃	県
124	〃	掛橋川	〃	
125	〃	鈩谷川	〃	
126	〃	甘南備寺川	〃	
127	〃	渡川	〃	県
128	〃	坂本川	〃	〃
129	〃	鹿賀谷川	〃	〃

イ　重要水防区域

重　要　水　防　区　域

水系名	河川名	区　　域	左右岸別	延長（m）	備　　考
江の川	江の川	自　邑智郡邑南町上田 至　江津市江津町(河口)	左岸	91,300	国土交通省 浜田河川国道 事務所
〃	〃	自　邑智郡美郷町上野 至　江津市渡津町(河口)	右岸	79,300	〃
〃	都治川	自　江津市都治町 1034 至　江津市松川町市村	左岸	6,500	浜田県土整備 事務所
〃	〃	自　江津市都治町 1034 至　江津市松川町下河戸	右岸	6,500	〃
〃	八戸川	自　市山 546-1 地先 至　小田	左岸	1,400	〃
〃	〃	自　小田 至　後山（河口）	〃	4,000	〃
〃	〃	自　江尾 452 地先 至　川戸	右岸	3,500	〃
〃	〃	自　川戸（川戸橋） 至　川戸（江の川合流点）	〃	1,200	〃
敬川	敬川	自　敬川町（451 地先） 至　敬川町（河口）	左岸	2,200	
〃	〃	自　敬川町（438 地先） 至　敬川町（河口）	右岸	2,400	

ウ　危険な箇所

○重要度の基準

（１）　国土交通省管理河川

種　別	重　　要　　度		要注意区間
	Ａ 水防上最も重要な区間	Ｂ　水防上重要な区間	
堤　防　高（流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは上端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の端幅の２分の１未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは上端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の端幅に対して不足しているが、それぞれ２分の１以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、決壊跡又は旧川跡の堤防であることあるいは、基礎地盤及び堤体の土質からみて漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・深掘れ	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で、築造後３年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

（国土交通省重要水防箇所評定基準（案）より）

（２）県管理河川

種　別	重　　要　　度		
	A	B	C
河　　積	通水断面の不足によって例年水があふれる危険がある箇所。	通水断面の不足によって、３～５年に１回以上水があふれる危険があり、水が溢れた場合には相当の被害を被ると予想される箇所。	
堤防断面	計画堤防断面に対して一連の堤防のうち、部分的に狭小であり、上端幅も狭いもの。(一般的に刃堤といわれるもので堤防断面積あるいは天端幅が、計画の２分の１以下のもの)	計画堤防断面に対して堤防断面が不足して、上端幅も計画より狭いもの。（一般に暫定断面で施工されたもので、堤防断面積が計画の３分の２以下の区間）	計画堤防断面に対して、堤防断面が不足していて、上端幅も計画より狭いもので、かつ重要度の少ない区間。
堤体強度	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等により、堤防斜面の崩れ、急激な沈下等の実績があってなお予想される箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等で、堤防斜面の崩れ、沈下等が予想される箇所。完成後１年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。	Ａ、Ｂ以外で堤防斜面の崩れ等のおそれがある箇所。完成後２年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。
漏　　水	堤体あるいは基礎地盤から漏水の実績があるもの、またそのおそれが十分あるもの。	従来漏水の実績があり、これに対して暫定的に措置を講じたが、なお、対策を講ずる必要がある箇所。	Ａ、Ｂ以外で漏水、堤防斜面の崩れのおそれがある箇所。
水　　衝	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸等が度々破損し、又は、堤防の決壊又は堤防の決壊寸前程度までの決壊等の実績がある箇所。	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸があるが不完全な箇所。護岸等が古くなりその効用が著しく低下している箇所。	
深 掘 れ	河岸が深掘れされ堤脚護岸の根固、水制等が破損し危険が予想される箇所。工作物の突出による堤体の深掘れが予想される箇所。	河岸が深掘れされているか、又は護岸の根固、水制等が一部破損していて危険の生ずることが予想される箇所。	
背　　水	海域、河川、湖沼の高潮・洪水による背水によって例年水があふれる危険がある箇所。	通年海域、河川、湖沼の高潮・洪水による背水によって、３～５年に１回以上水があふれる危険があり、水があふれた場合には相当の被害を被ると予想される箇所。	
工　　事	諸事情によって、出水期中に堤体工事(特に開削する場合)を施工する場合、一時的ではあるが危険が予想される箇所。		
工 作 物	堤防横断工作物の老朽化によって不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。		

（３）　海岸

種　別	重　　要　　度		
	A	B	C
侵　　食	天然海岸及び既設護岸が著しく侵食されているか、又は過去において侵食された実績があり、危険が予想される箇所。	侵食に対して暫定的に対策が講じられている箇所、及び侵食のおそれが予想される箇所。	
決　　壊	護岸が波浪により深掘れし決壊が予想される箇所で、保全対象区域の状況が、原則として次のいずれかに該当する箇所。(１)家屋が 50 戸以上 (２)耕地が 60ｈａ以上 (３)耕地が 30ｈａ以上でかつ宅地が 2,5ｈａ以上又は家屋が 25 戸以上。	左記の条件の箇所で、保全対象区域の状況が原則として次のいずれかに該当する箇所。(１)家屋が 25 戸以上 (２)耕地が 30ｈａ以上 (３)耕地が 15ｈａ以上でかつ宅地が 1,5ｈａ以上又は家屋が 15 戸以上。	保全対象区域の状況がＢ未満の箇所。
越　　波	風波により波浪が越波し、近くの家屋並びに耕地への被害が予想される箇所で、保全対象区域の状況が「決壊・重要度Ａ」に該当する箇所。	左記の条件の箇所で、保全対象区域の状況が「決壊・重要度Ｂ」に該当する箇所。	保全対象区域の状況がＢ未満の箇所。

（国土交通省関係）

江の川水系　　（１／７）

番号	河川名	地先名（水防管理団体名）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島根県 担当事務所
1	江の川	江津市渡津（江津市）	右	0k050～0k200	154	旧川跡	要	旧川跡		江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
2	江の川	江津市渡津（江津市）	右	0k200～0k350	150	旧川跡	要	旧川跡		江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
3	江の川	江津市郷田（江津市）	左	0k400～0k876	496	堤防高 堤防断面 旧川跡	A A 要	無堤 断面不足 旧川跡	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
4	江の川	江津市郷田（江津市）	左	0k876～1k350	519	堤防高 堤防断面 旧川跡	B B 要	堤防高不足 断面不足 旧川跡	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
5	江の川	江津市渡津（江津市）	右	1k050～1k100	46	旧川跡	要	旧川跡		江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
6	江の川	江津市渡津（江津市）	右	1k300～1k600	275	漏水	B	詳細点検	月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
7	江の川	江津市郷田（江津市）	左	1k350～1k700	375	堤防高 堤防断面	B B	堤防高不足 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
8	江の川	江津市郷田（江津市）	左右	1k380		工作物	B	（桁下高不足）江川橋		江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
9	江の川	江津市郷田（江津市）	左右	1k400		工作物	B	（桁下高不足）郷川鉄橋		江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
10	江の川	江津市長田（江津市）	右	1k400～1k600	200	堤防断面	B	断面不足	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
11	江の川	江津市渡津（江津市）	右	1k600～1k700	103	漏水 旧川跡	B 要	詳細点検 旧川跡	月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
12	江の川	江津市長田（江津市）	右	1k700～1k950	251	堤防断面 漏水	B B	断面不足 詳細点検	積土のう 月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
13	江の川	江津市郷田（江津市）	左右	1k770		工作物	B	（桁下高不足）新江川橋		江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
14	江の川	江津市長田（江津市）	右	1k950～2k060	107	堤防断面 漏水	B A	断面不足 漏水実績	積土のう 月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
15	江の川	江津市長田（江津市）	右	2k060～2k150	88	堤防断面 漏水 破堤箇所	B A 要	断面不足 漏水実績 破堤箇所	積土のう 月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
16	江の川	江津市長田（江津市）	右	2k150～2k600	406	堤防断面 漏水 破堤箇所	B B 要	断面不足 詳細点検 破堤箇所	積土のう 月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
17	江の川	江津市長田（江津市）	右	2k600～3k200	527	堤防断面 漏水	B B	断面不足 詳細点検	積土のう 月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
18	江の川	江津市長田（江津市）	右	3k200～3k300	71	堤防断面 漏水 旧川跡	B B 要	断面不足 詳細点検 旧川跡	積土のう 月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
19	江の川	江津市長田（江津市）	右	3k300～3k750	310	堤防高 堤防断面 漏水	B B B	堤防高不足 断面不足 詳細点検	積土のう 積土のう 月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
20	江の川	江津市千金（江津市）	左	3k550～5k200	1418	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
21	江の川	江津市太田（江津市）	右	4k700～5k700	1132	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
22	江の川	江津市田ノ村（江津市）	左	5k550～6k200	777	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
23	江の川	江津市八神（江津市）	右	5k900～7k000	1093	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
24	江の川	江津市赤梨（江津市）	左	7k300～7k550	207	堤防高	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
25	江の川	江津市赤梨（江津市）	左	7k550～7k900	219	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
26	江の川	江津市市村（江津市）	右	7k800～8k000	316	堤防高	B	堤防高不足	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
27	江の川	江津市市村（江津市）	右	8k000～8k200	188	堤防高 堤防断面 漏水	B B B	堤防高不足 断面不足 詳細点検	積土のう 積土のう 月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
28	江の川	江津市市村（江津市）	右	8k200～8k800	501	堤防高 堤防断面 漏水	B B B	堤防高不足 断面不足 詳細点検	積土のう 積土のう 月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
29	江の川	江津市川平（江津市）	左	8k700～9k750	1056	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
30	江の川	江津市市村（江津市）	右	8k800～8k900	75	堤防高 漏水	B B	堤防高不足 詳細点検	積土のう 月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所

江の川水系　（２／７）

番号	河川名	地先名（水防管理団体名）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当 出張所	島根県 担当事務所
31	江の川	江津市市村（江津市）	右	8k900～9k000	74	堤防高	B	堤防高不足	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
32	江の川	江津市川平（江津市）	左右	9k390		工作物	A	（桁下高不足）松川橋		江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
33	江の川	江津市櫃原（江津市）	右	9k790～10k100	309	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
34	江の川	江津市櫃原（江津市）	右	10k280～10k400	126	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
35	江の川	江津市中長良（江津市）	右	10k800～11k120	330	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
36	江の川	江津市瀬尻（江津市）	左	11k450～12k000	566	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
37	江の川	江津市長良（江津市）	右	11k750～13k150	1400	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
38	江の川	江津市桜江町小松（江津市）	左	13k300～13k800	395	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
39	江の川	江津市桜江町大口（江津市）	右	13k700～14k500	646	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
40	江の川	江津市桜江町仁万瀬（江津市）	左	14k500～14k700	213	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
41	江の川	江津市桜江町谷住郷（江津市）	右	15k050～15k800	786	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり 漏水	B B B B	堤防高不足 断面不足 詳細点検 詳細点検	積土のう 積土のう 杭打ち積土のう 月の輪	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
42	江の川	江津市桜江町川戸（江津市）	左	15k800～16k000	183	堤防高 堤防断面	B B	堤防高不足 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
43	江の川	江津市桜江町川戸（江津市）	左	15k800		陸閘	要			江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
44	江の川	江津市桜江町川戸（江津市）	左	16k000～16k450	445	堤防断面	A	断面不足	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
45	江の川	江津市桜江町川戸、谷住郷（江津市）	左右	16k110		工作物	B	（桁下高不足）桜江大橋		江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
46	江の川	江津市桜江町臼木（江津市）	右	16k550～17k100	404	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
47	江の川	江津市桜江町猪ノ瀬（江津市）	左	17k120～17k220	112	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
48	江の川	江津市桜江町臼木（江津市）	右	17k350～17k600	265	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
49	江の川	江津市桜江町花河原（江津市）	左	18k800～19k200	249	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
50	江の川	江津市桜江町元折（江津市）	右	19k400～19k750	310	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
51	江の川	江津市桜江町小原（江津市）	左	20k100～20k180	79	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
52	江の川	江津市桜江町榎谷（江津市）	右	20k600～20k950	333	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
53	江の川	江津市桜江町田津（江津市）	左	21k080～23k125	2148	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
54	江の川	江津市桜江町田津（江津市）	左右	21k412		工作物	A	（桁下高不足）大貫橋		江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
55	江の川	江津市桜江町久井谷（江津市）	右	21k450～21k560	132	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
56	江の川	江津市桜江町大貫（江津市）	右	21k750～23k000	1328	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
57	江の川	江津市桜江町大貫（江津市）	右	23k000～24k093	1026	堤防高 堤防断面 新堤防	B B 要	堤防高不足 断面不足 新堤防	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
58	江の川	江津市桜江町田津（江津市）	左	23k185～23k380	207	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
59	江の川	江津市桜江町川越（江津市）	左	23k840～24k070	270	堤防高	B	堤防高不足	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
60	江の川	江津市桜江町川越（江津市）	左	24k070～24k600	636	堤防高	B	堤防高不足	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所

江の川水系　（３／７）

番号	河川名	地先名（水防管理団体名）	区間 左右岸	区間 距離標	区間 延長(m)	種別	重要度	重要理由	水防工法	地整担当出張所	島根県担当事務所
61	江の川	江津市桜江町大貫（江津市）	右	24k093～24k250	152	堤防高	B	堤防高不足	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
62	江の川	江津市桜江町川越（江津市）	左右	24k190		工作物	B	（桁下高不足）川越大橋		江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
63	江の川	江津市桜江町大貫（江津市）	右	24k250～24k600	341	堤防高 堤防断面	A B	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
64	江の川	江津市桜江町川越（江津市）	左	24k600～24k804	256	堤防高	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
65	江の川	江津市桜江町大貫（江津市）	右	24k600～24k890	261	堤防高	B	堤防高不足	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
66	江の川	江津市桜江町川越（江津市）	左	24k804～24k959	168	堤防高	B	堤防高不足	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
67	江の川	江津市桜江町川越（江津市）	左	24k959～25k250	286	堤防高 堤防断面	A B	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
68	江の川	江津市桜江町川越（江津市）	左	25k250～25k300	53	堤防高 堤防断面 旧川跡	A B 要	無堤 断面不足 旧川跡	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
69	江の川	江津市桜江町川越（江津市）	左	25k300～25k800	447	堤防高 堤防断面	A B	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
70	江の川	江津市桜江町川越（江津市）	左	25k800～26k000	165	堤防高	B	堤防高不足	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
71	江の川	江津市桜江町川越（江津市）	左	26k000～26k100	82	堤防高 堤防断面 旧川跡	A B 要	無堤 断面不足 旧川跡	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
72	江の川	江津市桜江町川越（江津市）	左	26k100～26k590	400	堤防高 堤防断面	A B	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
73	江の川	江津市桜江町坂本（江津市）	右	26k120～26k280	188	堤防高	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
74	江の川	江津市桜江町川越（江津市）	左	26k600		陸閘	要			江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
75	江の川	江津市桜江町坂本（江津市）	右	26k600～27k200	508	堤防高	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
76	江の川	江津市桜江町鹿賀（江津市）	左	27k370～27k600	264	堤防高	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
77	江の川	江津市桜江町鹿賀（江津市）	左	27k600～27k640	48	堤防高 旧川跡	A 要	無堤 旧川跡	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
78	江の川	江津市桜江町鹿賀（江津市）	左	27k640～27k800	190	堤防高 堤防断面 旧川跡	A B 要	無堤 断面不足 旧川跡	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
79	江の川	江津市桜江町鹿賀（江津市）	左	27k800～28k200	346	堤防高 堤防断面 旧川跡	A A 要	無堤 断面不足 旧川跡	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
80	江の川	江津市桜江町鹿賀（江津市）	左	28k200～28k400	175	堤防高 旧川跡	A 要	無堤 旧川跡	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
81	江の川	江津市桜江町鹿賀（江津市）	左右	28k340		工作物	B	（桁下高不足）鹿賀大橋		江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
82	江の川	江津市桜江町鹿賀（江津市）	左	28k400～28k950	487	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
83	江の川	川本町松ヶ崎（川本町）	右	28k440～28k710	288	堤防高	A	無堤	積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
84	江の川	江津市桜江町鹿賀（江津市）	左	28k950～29k050	97	堤防高 堤防断面 旧川跡	A B 要	無堤 断面不足 旧川跡	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所
85	江の川	江津市桜江町鹿賀（江津市）	左	29k050～29k190	130	堤防高 堤防断面	A B	無堤 断面不足	積土のう 積土のう	江の川下流出張所	浜田県土整備事務所

危険な箇所（県関係・河川）

番　号	河川名	位　　置	左右岸	延　長	種　別	重要度	危険理由	水防工法	水防管理団体名
浜－　１	北　川	江津市波積町北 80	左	m 80	河　積	B	河積不足	積土のう工	江津市
浜－　２	〃	〃	右	20	〃	B	〃	〃	〃
浜－　３	都治川	江津市波積町本郷	左	600	〃	B	〃	〃	〃
浜－　４	〃	〃	右	500	〃	B	〃	〃	〃
浜－　５	奥谷川	江津市川平町南川上	左	400	〃	B	〃	〃	〃
浜－　６	〃	〃	右	400	〃	B	〃	〃	〃
浜－　７	新　川	江津市嘉久志町	左	200	〃	B	〃	〃	〃
浜－　８	〃	〃	右	200	〃	B	〃	〃	〃
浜－　９	和木川	江津市和木町	左	700	〃	B	〃	〃	〃
浜－１０	〃	〃	右	700	〃	B	〃	〃	〃
浜－１１	水尻川	江津市二宮町神主	左	400	堤体強度	B	強度不足	筵張工 木流工	〃
浜－１２	〃	〃	右	200	〃	B	〃	〃	〃
浜－１９	八戸川	江津市桜江町川戸	左	200	河　積	B	河積不足	積土のう工	〃
浜－２０	〃	江津市桜江町江尾	右	230	堤体強度	A	強度不足	〃	〃
浜－２１	本町川	江津市江津町	左	330	河　積	A	河積不足	〃	〃
浜－２２	〃	〃	右	330	〃	A	〃	〃	〃
浜－２５	水尻川	江津市二宮町神主	左	40	堤体強度	A	強度不足	〃	〃
浜－２６	〃	〃	右	20	〃	A	〃	〃	〃
浜－２７	敬川	江津市敬川町	左	150	〃	A	〃	〃	〃
浜－２８	〃	〃	右	50	〃	A	〃	〃	〃
浜－３１	東川	江津市浅利町	左	120	河積	B	河積不足		
浜－３２	東川	〃	右	120	〃	B	〃		

危険な箇所（県関係・海岸）

番　号	海岸名	位　　置	延　長	種　別	重要度	危険理由	工　　法	水防管理団体名
浜－４	和木波子	江津市二宮町神主　～ 江津市都野津町	m 800	浸食	A	浸食	巡回監視	江津市
浜－５	和木波子	江津市和木町～都野津町	840	〃	B	〃	〃	〃
浜－６	和　木	江津市和木町	800	〃	A	〃	〃	〃

エ　市有水防倉庫並びに現有資材器具

配置 / 品名	単位	江の川水防倉庫	都治川水防倉庫	敬川水防倉庫	江の川下流出張所（渡津）	浜田県土整備事務所（江津）
倉庫面積	m^2	34.4	17.2	17.2	15.0	96.0
掛け矢	丁	9	5	5	7	6
のこ	〃	7	6	6	3	8
おの	〃	4	3	5		3
スコップ	〃	59	33	25	7	65
くわ（鍬）	〃	5	3	3		22
ツルハシ	〃	7	5	5	3	17
縄	玉	7	5			100
ビニール袋	枚	8,400	2,500	2,500	1,000	5,200
ペンチ	丁	7	5	5	2	20
ハンマー	〃	2	10	2	3	4
鉄線	Kg	15	15	10	20	200
パイル	玉	307				
ビービーワーカー	個				1	
くい（丸太）	本	524				350
くい（小）	本					25
鋼杭	本				150	
照明器具	個	3				1
鎌	丁	7	7	6	15	14
ロープ	m	300	200	200	200	200
バール	丁	1	1		7	40
カッター	〃					
一輪車	〃	10	5	5	3	
なた	丁	3	2	2	8	9
てみ	枚	15	15	15	8	20
ボート	隻				1	
ビニールシート	枚	10	7	7	50	4
とび	丁					
クリッパー	〃	1	1	1	8	1
救命胴衣	個	5	2	3	20	21
担架	枚					
シノ	丁	1	1	1		
切刀	〃	1	1	1		
水のう	個				2	
オイルフェンス	m				280	
たこづち（蛸鎚）	丁					8
ギムネ	〃					
ジョレン	〃					
むしろ（筵）	枚					
空俵	〃					1、700
麻袋	〃					150
かます（叺）	〃					
ビニールひも	玉					

配置 品名	単位	桜江支所倉庫	今田倉庫	渡田倉庫	渡倉庫	勝地倉庫
倉庫面積	m^2	20	10	10	10	10
掛け矢	丁	2	9	5	2	2
のこ	〃	4	2	7	2	2
おの	〃		2			1
スコップ	〃	10	37	12	13	11
くわ（鍬）	〃					
ツルハシ	〃	1	6	4	1	1
縄	玉		25	4	3	3
ビニール袋	枚					
ペンチ	丁	2	3	2	2	1
ハンマー	〃					
鉄線	Kg	40	40	10	10	10
パイル	玉					
ビービーワーカー	個					
くい（丸太）	本					
くい（小）	本					
鋼杭	本					
照明器具	個					
鎌	丁	2	6	3	2	2
ロープ	m	100	300	100	100	
バール	丁					
カッター	〃					
一輪車	〃					
なた	丁	2	3	2	2	2
てみ	枚	5	11	7	5	5
ボート	隻					
ビニールシート	枚					
とび	丁					
クリッパー	〃					
救命胴衣	個					
担架	枚					
シノ	丁	2	3	2	3	2
切刀	〃					
水のう	個					
オイルフェンス	m					
たこづち（蛸鎚）	丁					
ギムネ	〃					
ジョレン	〃	2	7	8	3	3
むしろ（筵）	枚					
空俵	〃					
麻袋	〃					
かます（叺）	〃		340	60		
ビニールひも	玉					

オ　樋門等一覧表

番号	河川名	位置	種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	施設名
1	江の川	桜江町鹿賀	樋門	左岸	1.00×1.00	1	手動	島根県	鹿賀第３排水樋門
2	江の川	桜江町鹿賀	樋門	左岸	1.75×1.75	1	電動	国土交通省	鹿賀第２排水樋門
3	江の川	桜江町鹿賀	樋門	左岸	2.00×2.00	1	電動	国土交通省	鹿賀第１排水樋門
4	江の川	桜江町川越	樋門	左岸	2.00×2.00	1	電動	国土交通省	川越第１号排水樋門
5	江の川	桜江町川越	樋門	左岸	2.00×2.00	1	電動	国土交通省	川越第２号排水樋門
6	江の川	桜江町川越	樋門	左岸	2.50×2.75	2	電動	国土交通省	川越第３号排水樋門
7	江の川	桜江町川越	樋門	左岸	1.00×1.00	1	電動	国土交通省	川越第４号排水樋門
8	江の川	桜江町川越	樋門	左岸	1.75×2.00	1	電動	国土交通省	川越第５号排水樋門
9	江の川	桜江町大貫	樋門	右岸	1.50×1.50	2	手動	国土交通省	和田排水樋門
10	江の川	桜江町大貫	樋門	左岸	1.50×1.60	1	電動	国土交通省	大貫第２排水樋門
11	江の川	桜江町川戸	樋管	左岸	径 600	1	電動	国土交通省	川戸上排水樋管
12	江の川	桜江町川戸	樋管	左岸	径 600	1	電動	国土交通省	川戸下排水樋管
13	江の川	桜江町川戸	陸閘門	左岸	5.25×3.78	1	手動	国土交通省	川戸陸閘門
14	江の川	桜江町下原	樋門	右岸	2.75×3.00	2	電動	国土交通省	下の原排水樋門
15	江の川	金田町	樋管	左岸	径 800	1	電動	国土交通省	千金排水樋管
16	江の川	金田町	樋管	左岸	径 800	1	電動	国土交通省	千金第２排水樋管
17	江の川	江津町	排水機場	左岸	1.0 ㎥/S×3	1	自家発	国土交通省	本町排水機場 郷田排水樋門
18	江の川	江津町	樋門	左岸	1.00×1.00	1	手動	国土交通省	郷田第２排水樋門
19	江の川	江津町	樋門	左岸	1.50×1.50	1	電動	国土交通省	郷田第３排水樋門
20	江の川	江津町	樋門	左岸	1.50×1.00	1	手動	国土交通省	郷田第４排水樋門
21	江の川	江津町	樋門	左岸	1.75×1.75	1	電動	国土交通省	郷田第５排水樋門
22	江の川	江津町	樋門	左岸	1.50×1.50	1	電動	国土交通省	本町排水樋門
23	江の川	渡津町	樋門	右岸	2.80×3.50	1	発動	江津市	渡津排水樋門
24	江の川	渡津町	樋門	右岸	3.20×2.50	1	発動	江津市	渡津第２排水樋門
25	江の川	渡津町	樋門	右岸	2.25×2.50	1	発動	江津市	渡津第３排水樋門
26	江の川	渡津町	樋管	右岸	径 780	1	電動	国土交通省	長田排水樋管
27	江の川	渡津町	樋管	右岸	径 600	1	電動	国土交通省	長田第２排水樋管
28	八戸川	桜江町今田	樋門	右岸	0.80×1.20	1	手動	今田水利組合	今田樋門
29	八戸川	桜江町小田	樋門	左岸	2.00×2.00	1	手動	島根県	小田樋門
30	八戸川	桜江町川戸	陸閘門	右岸	4.48×6.50	1	手動	島根県	川戸第２陸閘門
31	八戸川	桜江町川戸	樋門	右岸	2.00×2.00	1	手動	島根県	八戸川排水樋門
32	小谷川	桜江町谷住郷	樋門	右岸	3.60×5.60	2	電動	国土交通省	小谷川排水樋門
33	小谷川	桜江町谷住郷	樋門	右岸	2.00×2.00 他	2	電動	島根県	小谷川分流樋門
34	都治川	松川町	樋門	右岸	2.25×2.50	1	電動	島根県	松川樋門
35	敬川	敬川町	樋門	右岸	1.50×4.50	1	手動	江津市	11 号都市下水敬川樋門

（１０）サイレン等信号

ア　消防信号（消防法施行規則別表第１の３）

信号別＼方法	種　　別	打　鐘　信　号	余いん防止付サイレン信号	その他の信号
火災信号	近火信号 消防屯所から約800m以内のとき	●－●－●－●－● （連点）	約３秒 ●△－●－●－ ▽ 約２秒（短声連点）	
	出場信号 署所団出場区域内	●－●－●　●－●－● （３点）	約５秒 ●△－　●－●－ ▽ 約６秒	
	応援信号 署所団特命応援出場のとき	●－●　●－●　●－● （２点）		
	報知信号 出場区域外の火災を認知したとき	●　●　●　●　● （１点）		
	鎮火信号	●　●－●　●　●－● （１点と２点との斑打）		
山林火災信号	出場信号 署所団出場区域内	●－●－●　●－● （３点と２点との斑打）	約10秒 ●△－　●－ ▽ 約２秒	
	応援信号 署所団特命応援出場のとき	同　　上	同　　上	
火災警報信号	火災警報発令信号	●　●－●－●－● ●　●－●－●－● （１点と４点との斑打）	約30秒 △ ●－　●－ ▽ 約６秒	掲示板 火災警報発令中 赤地に白地形状及び大きさは、適時とする。 吹流し 白　赤　赤　白 旗 赤　白
	火災警報解除信号	●　●　●－● ●　●　●－● （１点２個と２点との斑打）	約10秒　約１分 ●△－　●△－ ▽ 約３秒	口頭伝達、掲示板の撤去吹流し及び旗の降下
演習召集信号	演習召集信号	●　●－●－● ●　●－●－● （１点と３点の斑打）	約15秒 ●△－　●－ ▽ 約６秒	

備考

１、火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの１種又は２種以上を併用することができる。

２、信号継続時間は、適宜とする。

３、消防職員又は消防団員の非常召集を行うときは、近火信号を用いることができる

イ　水防信号

	警鐘信号	サイレン信号
第１信号	○　休止　○　休止　○　休止	○（約５秒）　休止（約 15 秒）　○休止　○休止
第２信号	○-○-○　○-○-○　○-○-○	○（約５秒）　休止（約６秒）　○休止　○休止
第３信号	○-○-○-○　○-○-○-○　○-○-○-○	○（約 10 秒）　休止（約５秒）　○休止　○休止
第４信号	乱　打	○（約１分）　休止（約５秒）　○

備考　1　信号は適宜時間継続すること。
　　2　必要があれば警鐘信号とサイレン信号を併用しうること。
　　3　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

注　第１信号　河川の水位が警戒水位に達するおそれのあることを知らせるもの。
　　第２信号　水防機関に属するものが直ちに出勤すべきことを知らせるもの。
　　第３信号　当該水防関係団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの。
　　第４信号　必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

（１１）ダム関係予防

ア　八戸ダム（県土木部）

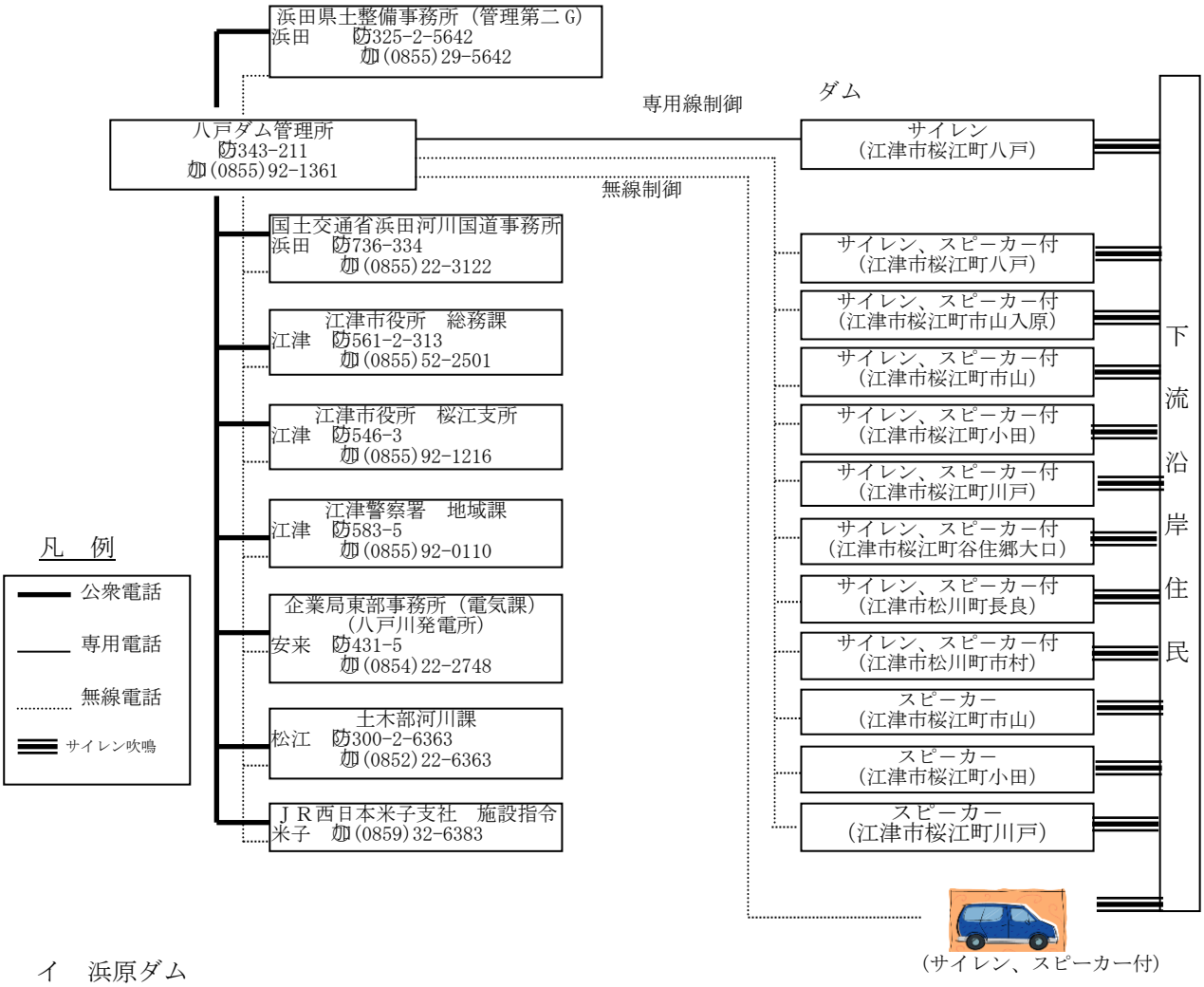

イ　浜原ダム

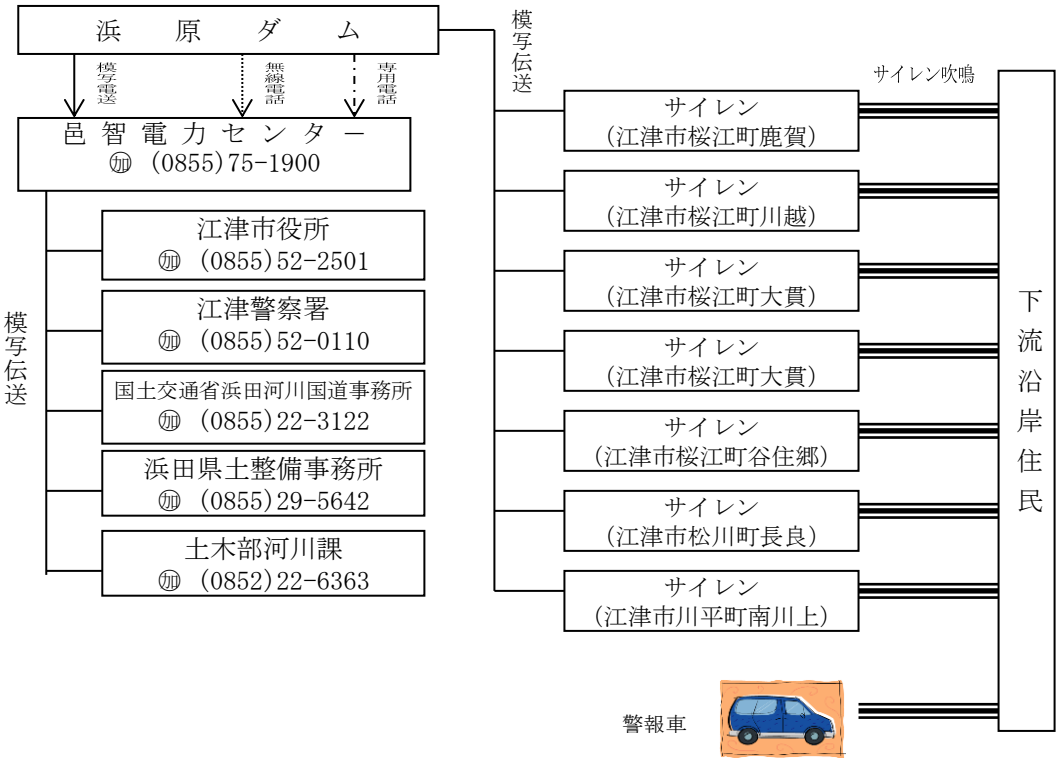

ウ　浜原ダム放流通知

浜原ダム放流通知連絡要領

◎浜原ダム放流通知先

・江津消防署（内 1319）

放流量にかかわらず連絡する。

・漁港関係

放流量 1,000 ﾄﾝ以上から連絡

※放流量問い合わせ先・・邑智電力センター（TEL0855-75-1901）

（１２）気象等警報・注意報の種類

ア　気象等警報・注意報等の種類と発表基準

江津市	府県予報区		島根県		
	一次細分区域		西部		
	市町村をまとめた区域		浜田地区		
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	11	
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	155	
	洪水		流域雨量指数基準	都治川流域＝11.2　奥谷川流域＝4.3　上津井川流域＝3.7　小谷川流域＝7.7　八戸川流域＝29.3　田津谷川流域＝6　鹿賀谷川流域＝5.7　南川流域＝8.5　長戸路川流域＝4.8　三田地川流域＝4.7　日和川流域＝12.1　長谷川流域＝4.5	
			複合基準	江の川流域＝(7,49.9)　都治川流域＝(5,10) 奥谷川流域＝（5,3.8） 八戸川流域＝（5,26.3）	
			指定河川洪水予報による基準	江の川下流〔大津・都賀・川本・谷住郷・川平〕	
	暴風		平均風速	陸上	20m/S
				海上	25m/S
	暴風雪		平均風速	陸上	20m/S　雷を伴う
				海上	25m/S　雷を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 25 ㎝
				山沿い	12 時間降雪の深さ 35 ㎝
	波浪		有義波高	6.0m	
	高潮		潮位	1.2m	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	6	
			土壌雨量指数基準	93	
	洪水		流域雨量指数基準	都治川流域＝8.9　奥谷川流域＝3.4　上津井川流域＝2.9　小谷川流域＝6.2　八戸川流域＝23.4　田津谷川流域＝4.8　鹿賀谷川流域＝4.6　南川流域＝6.8　長戸路川流域＝3.8　三田地川流域＝3.8　日和川流域＝9.7　長谷川流域＝3.6　家古屋川流域＝12.8　水尻川流域＝5.8　敬川流域＝14　本明川流域＝5	
			複合基準	江の川流域＝（5,32.6）　都治川流域＝（5,7.1）　奥谷川流域＝（5,2.7）八戸川流域＝（5,18.7）　家古屋川流域＝（5,10.2）	
			指定河川洪水予報による基準	江の川下流〔大津・都賀・川本・谷住郷・川平〕	
	強風		平均風速	陸上	12m/S
				海上	15m/S
	風雪		平均風速	陸上	12m/S　雷を伴う
				海上	15m/S　雷を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 15 ㎝
				山沿い	12 時間降雪の深さ 20 ㎝
	波浪		有義波高	3.0m	
	高潮		潮位	0.8m	
	雷		落雷等により被害が予想される場合		

	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%		
	なだれ	①積雪の深さ 100 ㎝以上の場合 ②積雪の深さ 50 ㎝以上あり次のいずれか 1　降雪の深さ 30 ㎝以上 2　最高気温が 8℃以上 3　かなりの降雨		
	低温	最低気温－4℃以下		
	霜	4 月上旬～5 月中旬の晩霜　最低気温 3℃以下		
	着雪	12 時間降雪の深さ：15 ㎝以上 気温：－2℃から 1℃		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100 ㎜	

（注）①この基準の数値は、島根県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。
②注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、注意報、警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に新たな注意報、警報に切り替えられる。
③地面現象注意報、警報、浸水注意報、警報は標題を出さないで関連する大雨及び洪水注意報・警報に含めて行う。
④山地とは、標高 100m 以上の場所のことをいう。（大雪警報、大雪注意報については標高 200m以上）
⑤平坦地とは、概ね傾斜が 30 パーミル以下で、都市化率が 25%以上の地域を、平坦地以外とはそれ以外の地域をいう。
⑥土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数である。
⑦流域雨量指数とは、流域の雨量による洪水災害発生の危険性を示す指数である。
⑧有義波高とは、ある地点を連続して通過するＮ個（一般にＮ＝100）の波を観測したとき、高い方から順に選んだＮ／3 個の波の高さを平均したものをいう。これは、目視観測による波高に近いと言われている。このうちで最大のものを最大波高というが、統計的には有義波高の 2 倍近い波が出現する。

イ　津波予報

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合	10m＜高さ	10m 超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m＜高さ≦10m	10m		
		3m＜高さ≦5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合	1m＜高さ≦3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≦高さ≦1m	1m	（表記なし）	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

（注）1　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観察状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
2　「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
3　地震規模推定の不確実性が大きいと考えられる場合の「予想される津波の最大波の高さ」は、数値ではなく「巨大」、「高い」の定性的表現を用いる。
4　沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

5　津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

津波注意報標識

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報標識	（３点と２点との斑打） ●－●－●　●－●	（約１０秒） ○◺◿○－ （約２秒）
津波注意報及び津波警報解除標識	（１点２個と２点との斑打） ●　●　●－●	（約１０秒） ○◺◿○－（約１分） （約２秒）

（注）１　「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。
　　２　鳴鐘または吹鳴の反復は、適宜とする。

津波警報標識

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波警報標識	（２点） ●－●　●－●　●－●	（約５秒） ○◺◿○－ （約６秒）
大津波注意報標識	（連点） ●－●－●－●－●	（約３秒） ○◺◿○－ （約２秒）（短声連短）

（注）　鳴鐘または吹鳴の反復は、適宜とする。

ウ　江の川下流洪水予報

はん濫注意情報	はん濫警戒情報	はん濫危険情報
はん濫発生情報	はん濫注意情報解除	

第 12 号表

江の川下流洪水予報文

江の川下流

江の川下流洪水予報　　第　　号

洪水注意報（発表）	洪水注意報	洪水警報（発表）
洪水警報	洪水注意報（警報解除）	洪水注意報解除

令和　　年　　月　　日　　時　　分

国土交通省浜田河川国道事務所

区分	番号	発　表　内　容	担当
見出し	1	江の川下流　はん濫注意水位に到達　水位はさらに上昇する見込み　→主文１５	国
	2	江の川下流　避難判断水位に到達したが、水位の上昇はない見込み　→主文１６	
	3	江の川下流　今後はん濫注意水位に達する見込み　→主文１７	
	4	江の川下流　避難判断水位に到達　今後はん濫危険水位に達する見込み　→主文１８	
	5	江の川下流　避難判断水位に到達　水位はさらに上昇する見込み　→主文１９	
	6	江の川下流　はん濫危険水位に到達　はん濫のおそれあり　→主文２０	
	7	江の川下流　はん濫危険水位を下回る　→主文２１	
	8	江の川下流　避難判断水位を下回る　→主文２２	
	9	江の川下流　はん濫注意水位を下回る　→主文２３	
	10	江の川下流　はん濫が発生　→主文２４	
	11	江の川下流　当分の間はん濫注意水位を超える水位が続く見込み　→主文２５	
	12	江の川下流　当分の間避難判断水位を超える推移が続く見込み　→主文２６	
	13	江の川下流　当分の間はん濫危険水位を超える水位が続く見込み　→主文２７	
	14	フリーフォーマット	

主文	15	江の川下流の（大津水位観測所〔邑智郡邑南町下口羽〕・都賀水位観測所〔邑智郡美郷町都賀本郷〕 ・川本水位観測所〔邑智郡川本町川本〕・谷住郷水位観測所〔江津市桜江町谷住郷〕 ・川平水位観測所〔江津市松川町〕）では、はん濫注意水位（レベル２）に到達	国

		しました。 水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水に関する情報に留意してください。	
	16	江の川下流の（大津水位観測所〔邑智郡邑南町下口羽〕・都賀水位観測所〔邑智郡美郷町都賀本郷〕 ・川本水位観測所〔邑智郡川本町川本〕・谷住郷水位観測所〔江津市桜江町谷住郷〕 ・川平水位観測所〔江津市松川町〕）では、避難判断水位（レベル３）に到達しましたが、 今後、水位の上昇はない見込みです。今後の洪水に関する情報に留意してください。	
	17	江の川下流の（大津水位観測所〔邑智郡邑南町下口羽〕・都賀水位観測所〔邑智郡美郷町都賀本郷〕 ・川本水位観測所〔邑智郡川本町川本〕・谷住郷水位観測所〔江津市桜江町谷住郷〕 ・川平水位観測所〔江津市松川町〕）では、はん濫危険水位（レベル４）に達する見込みです。 市町村からの避難情報に留意してください。	
	18	江の川下流の（大津水位観測所〔邑智郡邑南町下口羽〕・都賀水位観測所〔邑智郡美郷町都賀本郷〕 ・川本水位観測所〔邑智郡川本町川本〕・谷住郷水位観測所〔江津市桜江町谷住郷〕 ・川平水位観測所〔江津市松川町〕）では、避難判断水位（レベル３）に到達しました。 今後、はん濫危険水位（レベル４）に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意してください。	
	19	江の川下流の（大津水位観測所〔邑智郡邑南町下口羽〕・都賀水位観測所〔邑智郡美郷町都賀本郷〕 ・川本水位観測所〔邑智郡川本町川本〕・谷住郷水位観測所〔江津市桜江町谷住郷〕 ・川平水位観測所〔江津市松川町〕）では、避難判断水位（レベル３）に到達しました。 水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に留意してください。	
	20	江の川下流の（大津水位観測所〔邑智郡邑南町下口羽〕・都賀水位観測所〔邑智郡美郷町都賀本郷〕 ・川本水位観測所〔邑智郡川本町川本〕・谷住郷水位観測所〔江津市桜江町谷住郷〕 ・川平水位観測所〔江津市松川町〕）では、はん濫危険水位（レベル４）に到達しました。 はん濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に留意してください。	
	21	江の川下流の（大津水位観測所〔邑智郡邑南町下口羽〕・都賀水位観測所〔邑智郡美郷町都賀本郷〕 ・川本水位観測所〔邑智郡川本町川本〕・谷住郷水位観測所〔江津市桜江町谷住郷〕 ・川平水位観測所〔江津市松川町〕）では、はん濫危険水位を下回りました。（レベル３） 水位は下降する見込みです。引き続き警戒してください。	
	22	江の川下流の（大津水位観測所〔邑智郡邑南町下口羽〕・都賀水位観測所〔邑智郡美郷町都賀本郷〕 ・川本水位観測所〔邑智郡川本町川本〕・谷住郷水位観測所〔江津市桜江町谷住郷〕 ・川平水位観測所〔江津市松川町〕）では、避難判断水位を下回りました。（レベル２）	

			水位は下降する見込みです。引き続き十分な注意をしてください。	
	23		江の川下流の（大津水位観測所〔邑智郡邑南町下口羽〕・都賀水位観測所〔邑智郡美郷町都賀本郷〕 ・川本水位観測所〔邑智郡川本町川本〕・谷住郷水位観測所〔江津市桜江町谷住郷〕 ・川平水位観測所〔江津市松川町〕）では、 はん濫注意水位を下回り（レベル１）、危険はなくなったものと思われます。	
	24	1	江の川下流の大津水位観測所〔邑智郡邑南町下口羽〕では、 当分の間（はん濫注意水位を超える水位（レベル２）・避難判断水位を超える水位（レベル３） ・はん濫危険水位を超える水位（レベル４））が続く見込みです。 引き続き、洪水に関する情報に留意してください。	
		2	江の川下流の都賀水位観測所〔邑智郡美郷町都賀本郷〕では、 当分の間（はん濫注意水位を超える水位（レベル２）・避難判断水位を超える水位（レベル３） ・はん濫危険水位を超える水位（レベル４））が続く見込みです。 引き続き、洪水に関する情報に留意してください。	
		3	江の川下流の川本水位観測所〔邑智郡川本町川本〕では、 当分の間（はん濫注意水位を超える水位（レベル２）・避難判断水位を超える水位（レベル３） ・はん濫危険水位を超える水位（レベル４））が続く見込みです。 引き続き、洪水に関する情報に留意してください。	
		4	江の川下流の谷住郷水位観測所〔江津市桜江町谷住郷〕では、 当分の間（はん濫注意水位を超える水位（レベル２）・避難判断水位を超える水位（レベル３） ・はん濫危険水位を超える水位（レベル４））が続く見込みです。 引き続き、洪水に関する情報に留意してください。	
		5	江の川下流の川平水位観測所〔江津市松川町〕では、 当分の間（はん濫注意水位を超える水位（レベル２）・避難判断水位を超える水位（レベル３） ・はん濫危険水位を超える水位（レベル４））が続く見込みです。 引き続き、洪水に関する情報に留意してください。	
	25		江の川下流では○市○地区（左岸・右岸）付近よりはん濫し、水位危険度はレベル５に移行しました。 （フリーフォーマット）	

松江地方気象台　共同発表

区分	番号		発　表　内　容	担当
降雨と水位の現況	26		（台風第　　号・低気圧・　　前線）の（接近・通過・活動・停滞）による（雨・大雨）により、	気
	27		降り始めの	
	28	1	日　　時　から　　日　　時　までの　江の川下流域　の流域平均雨量は　　ミリ	
		2	日　　時　から　　日　　時　までの　江の川下流域　の流域平均雨量は　　ミリ	
		3	（に達しました・となっています）	
	29		また、（　ところにより・　　）１時間に、　　ミリの雨が降っています。	
	30		現在、雨は（小降りになりました・やんでいます）。	
	31		フリーフォーマット	
	32	1	江の川下流の水位は　　日　　時現在、次のとおりです。	国
		2	大津水位観測所〔邑智郡邑南町下口羽〕で　　．　　ｍ （水位危険度レベル（１・２・３・４・５））（上昇中・横ばい・下降中）	

		3	都賀水位観測所〔邑智郡美郷町都賀本郷〕で　　．　　m （水位危険度レベル（１・２・３・４・５））（上昇中・横ばい・下降中）	
		4	川本水位観測所〔邑智郡川本町川本〕で　　．　　m （水位危険度レベル（１・２・３・４・５））（上昇中・横ばい・下降中）	
		5	谷住郷水位観測所〔江津市桜江町谷住郷〕で　　．　　m （水位危険度レベル（１・２・３・４・５））（上昇中・横ばい・下降中）	
		6	川平水位観測所〔江津市松川町〕で　　．　　m （水位危険度レベル（１・２・３・４・５））（上昇中・横ばい・下降中）	
	33		フリーフォーマット	
降雨と水位の予想	34		この雨は、（今後一層強まる・当分この状態が続く・今後次第に弱まる）でしょう。	気
	35	1	日　　時　から　　日　　時　までの　江の川下流域　の流域平均雨量は　　ミリ	
		2	日　　時　から　　日　　時　までの　江の川下流域　の流域平均雨量は　　ミリ	
		3	の見込みです。	
	36		フリーフォーマット	
	37	1	江の川下流の水位は、　　日　　時頃には、次のとおりと見込まれます。	国
		2	大津水位観測所〔邑智郡邑南町下口羽〕で　　．　　m程度 （水位危険度レベル（１・２・３・４・５））	
		3	都賀水位観測所〔邑智郡美郷町都賀本郷〕で　　．　　m程度 （水位危険度レベル（１・２・３・４・５））	
		4	川本水位観測所〔邑智郡川本町川本〕で　　．　　m程度 （水位危険度レベル（１・２・３・４・５））	
		5	谷住郷水位観測所〔江津市桜江町谷住郷〕で　　．　　m程度 （水位危険度レベル（１・２・３・４・５））	
		6	川平水位観測所〔江津市松川町〕で　　．　　m程度 （水位危険度レベル（１・２・３・４・５））	
	38		の水位は　　日　　時頃（最高となり、その水位は・には）　．　m程度と見込まれます。	
	39		フリーフォーマット	
注意事項	40			国

参　考	大津水位観測所 　受け持ち区間：広島県境から美郷町，邑南町境まで 　はん濫危険水位９．７０ｍ　避難判断水位９．００ｍ 　はん濫注意水位（警戒水位）５．２０ｍ　水防団待機水位４．２０ｍ 　平常水位０．８８ｍ 都賀水位観測所 　受け持ち区間：美郷町，邑南町境から川本町祖式川合流点上流５００ｍ付近まで 　はん濫危険水位８．１０ｍ　避難判断水位６．７０ｍ 　はん濫注意水位（警戒水位）５．４０ｍ　水防団待機水位４．４０ｍ 　平常水位０．６４ｍ 川本水位観測所 　受け持ち区間：川本町祖式川合流点上流５００ｍ付近から川本町濁川合流点下流５００ｍ付近まで 　はん濫危険水位９．４０ｍ　避難判断水位７．００ｍ 　はん濫注意水位（警戒水位）６．００ｍ　水防団待機水位５．００ｍ 　平常水位０．７２ｍ 谷住郷水位観測所 　受け持ち区間：川本町濁川合流点下流５００ｍ付近から江津市長良川合流点付近まで 　はん濫危険水位１０．２０ｍ　避難判断水位８．２０ｍ 　はん濫注意水位（警戒水位）７．７０ｍ　水防団待機水位５．６０ｍ 　平常水位０．５４ｍ 川平水位観測所 　受け持ち区間：江津市長良川合流点付近から海まで 　はん濫危険水位９．８０ｍ　避難判断水位９．４０ｍ 　はん濫注意水位（警戒水位）８．４０ｍ　水防団待機水位６．３０ｍ 　平常水位１．６１ｍ 水位危険度レベル 　■レベル５　はん濫の発生 　■レベル４　はん濫危険水位超過 　■レベル３　避難判断水位超過 　■レベル２　はん濫注意水位（警戒水位）超過 　■レベル１　水防団待機水位超過

（問い合わせ先）

水位関係：　国土交通省浜田河川国道事務所　　河川管理課　　（０８５５）２２－３１２２

気象関係：　松江地方気象台　　技術科　　（０８５２）２１－４９５８

（１３）江津市要配慮者利用施設一覧

施設区分	施設名	住所	浸水想定区域	土砂災害警戒区域		
				急傾斜	土石流	地滑り
医療施設	應儀医院	桜江町市山274	江の川：1.0～3.0m	○		
	江津市国民健康保険川越診療所	桜江町川越678	江の川：10.0～20.0m			○
	能美医院　跡市分院	跡市町598-3		○		
	花田医院　浅利分院	浅利町843-1				○
	びおら小児科	敬川町290-1	敬　川：0.5～1.0m			
	船津内科　川戸クリニック	桜江町川戸178-1	江の川：5.0～10.0m			
	もりとう内科クリニック	江津町1285	江の川：1.0～3.0m			
	もりとう内科　松平診療所	松川町市村658	江の川：1.0～3.0m	○		
	山崎病院	江津町813-1	江の川：1.0～3.0m			
	桶谷式Kei母乳育児相談室	敬川町1751	敬　川：1.0～3.0m			
	あうん健康庵	桜江町田津382-16	江の川：5.0～10.0m	○		
	西部島根医療福祉センター	渡津町1926		○		
障がい者福祉施設	あゆっこ江津	渡津町1926		○		
	島根療護園	渡津町1926		○		
	安養学園	渡津町1926		○		
	島根整肢学園	渡津町1926		○		
	さくらんぼのお家	桜江町谷住郷1713-1	江の川：5.0～10.0m	○		
	えん　JOY	渡津町290-1	江の川：5.0～10.0m		○	
高齢者福祉施設	合歓の郷	後地町821		○		
	デイサービスセンター もやいの家松平	松川町市村132-1	江の川：5.0～10.0m	○		
	桜寿園	桜江町小田138-1		○	○	
	故郷-敬川	敬川町1-2	敬　川：1.0～3.0m			
	さくらが丘	桜江町小田856-10		○		
	㈱爽やかケア山陰 デイサービスセンター　縁日和	渡津町96-1	江の川：5.0～10.0m	○	○	
	集いの家　あかり	渡津町587	江の川：3.0～5.0m			
	モモ	敬川町1230-1	敬　川：1.0～3.0m			
	陽光苑	桜江町長谷2723-2		○		
乳幼児・ 児童等福祉施設	渡津保育所	渡津町508-1	江の川：3.0～5.0m			
	谷住郷保育所	桜江町谷住郷1824-1	江の川：10.0～20.0m			
	さくらえ保育園	桜江町小田536-1	江の川：5.0～10.0m		○	
	あさりこども園	浅利町336-4		○		
	里山こども園わたぼうし	跡市町625-1			○	
	郷田放課後児童クラブ	江津町536（郷田小内）		○		
	渡津放課後児童クラブ	渡津町674-1（渡津小内）	江の川：1.0～3.0m	○		
	江津東放課後児童クラブ	後地町1035（江津東小内）		○		
	川波放課後児童クラブ	敬川町2251-2（川波小敷地内）			○	
	桜江放課後児童クラブ	桜江町川戸1280（桜江小内）	江の川：5.0～10.0m		○	
教育施設	江津市立郷田小学校	江津町536		○		
	江津市立渡津小学校	渡津町674-1	江の川：1.0～3.0m	○		
	江津市立江津東小学校	後地町1035		○		
	江津市立川波小学校	敬川町2251-2			○	
	江津市立桜江小学校	桜江町川戸1280	江の川：5.0～10.0m		○	
	江津市立江津中学校	江津町1016-1	江の川：1.0～3.0m			
	江津市立桜江中学校	桜江町川戸1337		○		
	県立江津工業高等学校	江津町1477	江の川：1.0～3.0m			
	石見智翠館高等学校	渡津町1904-1		○		
	キリスト教愛真高等学校	浅利町1826-1		○		

（１４）主な災害備蓄物資一覧表

物資名	数量	単位	備考
食糧（アルファ米等）	８９１６	食	
副食（トン汁）	１１００	食	
飲料水 2.0ℓ	７０８	本	1416ℓ
飲料水 1.5ℓ	４９６	本	744ℓ
飲料水 0.5ℓ	９６０	本	480ℓ
食器セット	２３００	人分	
救急箱 50 人用	１１	セット	550 人分
毛布	１３００	枚	
圧縮軍手・タオルセット	１６５０	セット	
パーテーション（避難所用間仕切り）	３００	部屋分	４畳１部屋
簡易トイレ	２００００	回分	
マスク	３３０４２０	枚	
子供用マスク	３５４００	枚	
感染防護セット	１２１０	セット	
手指消毒液 1.0ℓ	１８１	本	
手指消毒液 5.0ℓ	１２	本	
消毒用エタノール 0.5ℓ	６０	本	
逆性石鹸 0.6ℓ	２７９	本	
逆性石鹸 20.0ℓ	３	本	
ハイアミン液 1.0ℓ	１０	本	
ゴム手袋	７０００	枚	
カット綿	２４０	袋	
不織布	１６０	箱	
乾電池	２８５０	本	
紙おむつ	９６０	枚	
紙おむつ（大人用）	１１０	枚	
歯ブラシ	４６４	本	
女性用生理用品	２８８４	枚	
懐中電灯	２０９	個	

3. 災害応急対策関係

（１）避難空地予定場所

地　　区	避　難　地	総面積（利用可能面積）	収容可能人員	摘　　要
浅　利	菰沢公園	32.83ha（ 4.7ha）	2,300 人	広域防災の拠点となる都市公園
嘉久志	江津中央公園	17.01ha（16.2ha）	16,200 人	広域防災の拠点となる都市公園

（２）ヘリポート予定地

発　着　予　定　地	所　　在　　地	面　　積(m²)	電　　話
江の川河川敷	渡津町	113×80	江津　52-2926 国土交通省 浜田河川国道事務所 江の川下流出張所
桜江小学校	川戸	103×166	〃　93-8040

（３）車両・舟艇調達業者

ア　車両借上調達

種別	所有者	住所	台数	電　　話
大型ダンプ	永井運送㈱	渡津町 961-39	1	0855-52-3011
	西谷砕石㈲	渡津町 84	5	0855-52-0138
	西谷産業㈲	渡津町 31-22	6	0855-52-5075
	㈱花田運送	後地町 173	1	0855-55-1398
	北陽開発㈱	浅利町 5	4	0855-55-1111
	宮里商店㈲	都野津町 1926	7	0855-53-0556
	㈲藤田起業	敬川町 2371-1	１３	0855-53-4141
	アイテクノ㈲	桜江町小田 943-12	3	0855-92-1500
小型ダンプ	江津市役所	江津町 1525	1	0855-52-2501
大型トラック	永井運送㈱	渡津町 961-39	7	0855-52-3011
	㈲協販輸送センター	二宮町神主イ 1017-1	6	0855-53-0770
	㈲藤田起業	敬川町 2371-1	2	0855-53-4141
	島根急送㈲	敬川町 405-2	１６	0855-53-0211
	㈲梨田運送	都野津町 2332-1	7	0855-53-3669
重機運搬車	永井運送㈱	渡津町 961-39	5	0855-52-3011
	北陽開発㈱	浅利町 5	1	0855-55-1111
	アイテクノ㈲	桜江町小田 943-12	1	0855-92-1500
タイヤショベル	北陽開発㈱	浅利町 5	1	0855-55-1111
バックホウ	㈲藤田起業	敬川町 2371-1	2	0855-53-4141
	北陽開発㈱	浅利町 5	5	0855-55-1111

種別	所有者	住所	台数	電　　話
クレーン車	永井運送㈱	渡津町 961-39	9	0855-52-3011
	北陽開発㈱	浅利町 5	1	0855-55-1111
	アイテクノ㈲	桜江町小田 943-12	2	0855-92-1500
簡易クレーン車	永井運送㈱	渡津町 961-39	6	0855-52-3011
	㈱花田運送	後地町 173	1	0855-55-1398
	㈲協販輸送センター	二宮町神主イ 1017-1	2	0855-53-0770
	島根急送㈲	敬川町 405-2	2	0855-53-0211
	㈲藤田起業	敬川町 2371-1	1	0855-53-4141

イ　水防団舟艇数

種　　別	数	所有分団	船外機	住　　所	電　　話
折り畳み式ボート	1	本町分団		江津町本町	（分団長）
折り畳み式ボート	1	渡津分団		渡津町長田	（分団長）
折り畳み式ボート	1	金田分団		金田町	（分団長）
昭和アルミボート（定員４人）	1	松川分団	ヤマハ Ｐ－165(9PS)	松川町市村	（分団長）
折り畳み式ボート 昭和アルミボート（定員４人） 川船（木造）	1 1 1	川平分団	ヤマハ Ｐ－Ａ(9PS)	川平町	（分団長）
折り畳み式ボート	1	跡市分団		千田町	（分団長）
川舟	2	桜江支所		桜江町川戸	0855-92-1211
川舟 折り畳み式ボート	2 2	市山分団		桜江町市山、今田 桜江町今田、江尾	（分団長）
アルミボート 川舟	1 3	川戸分団	ヤマハ Ｐ－Ａ(9PS)	桜江町川戸	（分団長）
川舟 折り畳み式ボート	1 1	谷住郷分団		桜江町谷住郷	（分団長）
川舟 折り畳み式ボート ゴムボート	2 3 1	川越分団		桜江町川越、大貫 桜江町川越、坂本 桜江町大貫	（分団長）

4. 島根県総合防災システム被害等報告様式

帳　票　一　覧　表

番号	帳　票　記　号	帳　　票　　名
1	様式第 0 号	災害発生即報
2	様式第 1 号	被害状況速報
3	様式第 3 号の 1～3	教育関係被害
4	様式第 3 号の 4	教育関係被害（県立大学及び私立学校関係）
5	様式第 4 号	福祉施設関係被害
6	様式第 6 号	商業及び鉱工業その他事業関係被害
7	様式第 8 号の 1	土木関係被害（港湾、都市計画、下水道及び公営住宅関係を除く）
8	様式第 8 号の 1	土木関係被害（港湾関係）
9	任意様式	土木関係被害（漂流物被害報告）
10	様式第 8 号の 1	土木関係被害（都市計画関係）
11	様式第 8 号の 1	土木関係被害（下水道関係）
12	様式第 8 号の 2	公営住宅被害
13	様式第 9 号	農地農業用施設被害
14	様式第 9 号の 4	農業被害速報
15	様式第 10 号の 1	農作物関係被害
16	様式第 10 号の 2	果樹等樹体被害
17	様式第 10 号の 3	農業用非共同利用施設被害
18	様式第 12 号	畜産関係被害
19	様式第 13 号	農業共同利用施設被害
20	様式第 14 号の 1	山林関係被害（治山）
21	様式第 15 号の 1	山林関係被害（林道）
22	様式第 15 号の 2	山林関係被害（造林地等）
23	様式第 15 号の 3	山林関係被害（苗木等）
24	様式第 15 号の 4	山林関係被害（苗畑施設等）
25	様式第 15 号の 5	山林関係被害（林産物）
26	様式第 15 号の 6	山林関係被害（林産施設）
27	様式第 15 号の 7	山林関係被害（林産加工施設）
28	様式第 16 号の 1	水産施設被害
29	様式第 16 号の 2	水産物被害
30	様式第 16 号の 3	漁港被害
31	様式第 17 号	医療関係施設被害
32	様式第 18 号	水道関係被害
33	様式第 19 号の 1	災害廃棄物関係被害
34	様式第 19 号の 2	一般廃棄物処理場関係被害
35	様式第 19 号の 3	産業廃棄物処理場関係被害
36	様式第 20 号	火葬場施設被害
37	様式第 21 号	県企業局関係被害
38	様式第 21 号の 2	工業用水道被害状況報告
39	様式第 22 号	自然公園事業関係被害
40	様式第 23 号	公有財産関係被害
41	任意様式	停電状況（状況一覧）
42	任意様式	公共交通機関運行状況

様式第０号

災害発生即報

災害名			市町村名	
発信者			発信日時	
1 災害の発生状況	発生日時	月　日　時　分		
	発生場所又は地区			
	原因および内容			
2 災害に対してとられた措置	災害対策本部等の設置状況			
		災害対策本部設置		水防本部設置
	避難の勧告・指示等の状況			
		対象地区		
		勧告・指示の時刻	月　日　時　分	月　日　時　分
		避難場所		
		所帯人数		
	消防機関の出動状況	その他の状況		
		区分		
		出動の時期		
		出動の人員		
	応急措置の概要			
	救助活動の概要			
	その他			
3 応援要求	他の機関に行った応援要求の概要			
	県に対する要請			

被害の概要

区分				累計		この報告の被害	備考（被害の特記事項を記入）
人的被害	死者		1		人		
	行方不明		2		人		
	負傷者	重傷	3		人		
		軽傷	4		人		
		計	5		人		
住家	全壊・流失		6		棟		
			7		世帯		
			8		人		
	半壊		9		棟		
			10		世帯		
			11		人		
	全焼		12		棟		
			13		世帯		
			14		人		
	半焼		15		棟		
			16		世帯		
			17		人		
	一部損壊		18		棟		
			19		世帯		
			20		人		
	床上浸水		21		棟		
			22		世帯		
			23		人		
	床下浸水		24		棟		
			25		世帯		
			26		人		
非住家	官公署・学校・病院などの公共施設		27		棟		
	その他		28		棟		
田畑被害	田	流出・埋没	29		ha		
		冠水	30		ha		
	畑	流出・埋没	31		ha		
		冠水	32		ha		
その他の被害	道路損壊		33		ヵ所		
	橋梁流出		34		ヵ所		
	堤防決壊		35		ヵ所		
	溜池・水路欠壊		36		ヵ所		
	山・崖くずれ		37		ヵ所		
	船舶被害	沈没	38		隻		
		流失	39		隻		
		破損	40		隻		
			41				
	ろ・かい等による所		42		隻		
	鉄道不通個所		43		ヵ所		
	通信被害		44		回線		
	停電世帯		45		世帯		
	水道障害		46		ヵ所		
	有線放送		47		世帯		
	清掃施設		48		ヵ所		
			49				
被害推定額			50		万円		

※例　○人的被害＝氏名・住所・年令等　　○公共建物＝施設の名称・被害の程度
　　○道路・橋＝路線名・橋梁名等

特に災害に対して何らかの措置を執ったとき、又は、人的被害、住家被害、その他住民の生活に支障をきたすような被害が発生した場合は、昼夜問わず゛報告すること。

（注）この即報は、災害発生の都度、電話で報告のこと。

様式第１号

被害状況速報

市町村				区分				被害
災害名・報告番号	災害名 第　　報 （　月　日　時現在）			その他	田	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
					畑	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
報告者名					文教施設		箇所	
					病院		箇所	
区分			被害		道路		箇所	
人的被害	死者		人		橋りょう		箇所	
	行方不明者		人		河川		箇所	
	負傷者	重傷	人		港湾		箇所	
		軽傷	人		砂防		箇所	
住家被害	全壊		棟		清掃施設		箇所	
			世帯		崖くずれ		箇所	
			人		鉄道不通		箇所	
	半壊		棟		被害船舶		隻	
			世帯		水道		戸	
			人		電話		回線	
	一部破損		棟		電気		戸	
			世帯		ガス		戸	
			人		ブロック塀等		箇所	
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟		り災世帯数		世帯	
			世帯		り災者数		人	
			人		火災発生	建物	件	
非住家	公共建物		棟			危険物	件	
	その他		棟			その他	件	

区分			被害	災害等の対策本部状況	都道府県	
公共文教施設		千円				
農林水産業施設		千円				
公共土木施設		千円				
その他の公共施設		千円				
小計		千円			市町村	
公共施設被害市町村数		団体				
その他	農業被害	千円				
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円		災害救助法適用市町村名		
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
					計　　団体	
	その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人	

備考	
	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・避難勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ボランティアセンター設置状況(設置の有無及び設置場所等) ・ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等） ・その他関連事項

※被害額は省略することができるものとする。

教育関係被害

様式第３号の１

大雨（降雪）などによる学校への影響

教育委員会

幼稚園	平常通り	臨時休業	始業時間を遅らせたもの	終業時間を早めたもの	集団下校措置	小学校	平常通り	臨時休業	始業時間を遅らせたもの	終業時間を早めたもの	集団下校措置	中学校	平常通り	始業時間を遅らせたもの	終業時間を早めたもの	集団下校措置
			：→： （時間　分）													
			：→： （時間　分）													
合計						合計						合計				

様式第３号の２

被害金額報告書（速報）

平成　年　月　日現在（単位：千円）

被災年月日		災害名		都道府県名	

設置者名	学校名	施設区分								合計 C＋D＋E＋F	被害の概要等
		建物					工作物D	土地E	設備F		
		全・半壊A		補修B	建物計C						
		面積（㎡）	金額		面積（㎡）	金額					
合計	校										

様式第３号の３

第　　号
平成　年　月　日

殿

市町村長名　印

災害報告書

平成　年　月　日の（災害名）により、公立学校施設に下記のとおり被害が発生しましたので報告します。

（単位：千円）

被害学校名	被害状況											負担事業補助事業の別
	建物							工作物被害金額	土地被害金額	設備被害金額	被害金額計	
	要新築				要補修	計						
	全壊		半壊		大破以下	面積	金額					
	面積	金額	面積	金額	金額							
計　校												

（注）１．金額欄には、復旧に要する経費を記入する。
　　２．国庫負担（補助）事業として、申請予定の学校は、被害学校名に○印を付す。

様式第３号の４

物 的 被 害 に 関 す る 報 告

学校法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（平成　年　月　日現在）　　担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

学校名	所在地	児童・生徒数	被害状況（単位：㎡、千円）																
			建物								土地			工作物		設備		合計金額
			全壊		半壊		大破以下		計		被害区分	面積	金額	被害件数	金額	被害件数	金額	
			面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額								

（注）１．建物の被害区分は次のとおりとする
　　全　　壊　建物が全壊、流出、焼失、埋没等のため、新築復旧を要する状態
　　半　　壊　全壊には至らないが建物が傾斜し、柱、梁等が破損したもので、傾斜直し、補強等では復旧できず、解体して建て直しする必要がある状態
　　大破以下　上記以外の被害により補修を要する状態
　２．土地の被害区分は、例えば土砂流出、流入、石垣崩壊等の別を記入する

福祉施設関係被害

様式第4号

福 祉 施 設 関 係 被 害

災害名：　　発生日時：
報告元：　　報告日時：
報告者：　　報告番号：

被害区分				全壊		流失		半壊		浸水		敷地崩壊		備考
施設区分	施設名	市町村名	大字名	㎡	金額（千円）	㎡	金額（千円）	㎡	金額（千円）	㎡	金額（千円）	㎡	金額（千円）	

施設区分　01:老人福祉施設 02:保育所(児童館) 03:児童入所施設 04:身体障害者更正援護施設 05:精神薄弱者援護施設
　　06:社会福祉事業施設 07:生活保護施設 99:その他

様式第６号

商業及び鉱工業関係被害

市町村：

災害名：＿＿＿＿＿＿＿＿　　発生時間：＿＿＿＿＿＿＿＿

報告元：＿＿＿＿＿＿＿＿　　報告日時：＿＿＿＿＿＿＿＿

報告者：＿＿＿＿＿＿＿＿　　報告番号：＿＿＿＿＿＿＿＿

項目名				単位	番号	内容	備考
商業	被害事業所数				1		
	建物被害	全壊		(棟)	2		
			金額	(千円)	3		
		流出		(棟)	4		
			金額	(千円)	5		
		半壊		(棟)	6		
			金額	(千円)	7		
		浸水		(棟)	8		
			金額	(千円)	9		
		破損		(棟)	10		
			金額	(千円)	11		
		敷地崩壊		(棟)	12		
			金額	(千円)	13		
		合 計		(棟)	14		
			金額	(千円)	15		
	施設商品関係被害	施設		(棟)	16		
			金額	(千円)	17		
		商品 製品		(棟)	18		
			金額	(千円)	19		
		仕掛品 原材料		(棟)	20		
			金額	(千円)	21		
		その他		(棟)	22		
			金額	(千円)	23		
		合　計		(棟)	24		
			金額	(千円)	25		
	商業被害合計金額		金額	(千円)	26		
工業	被害事業所数				1		
	建物被害	全壊		(棟)	2		
			金額	(千円)	3		
		流出		(棟)	4		
			金額	(千円)	5		
		半壊		(棟)	6		
			金額	(千円)	7		
		浸水		(棟)	8		
			金額	(千円)	9		
		破損		(棟)	10		
			金額	(千円)	11		
		敷地崩壊		(棟)	12		
			金額	(千円)	13		
		合　計		(棟)	14		
			金額	(千円)	15		
	施設商品関係被害	施設	数量	(棟)	16		
			金額	(千円)	17		
		商品 製品	数量	(棟)	18		
			金額	(千円)	19		
		仕掛品 原材料	数量	(棟)	20		
			金額	(千円)	21		
		その他	数量	(棟)	22		
			金額	(千円)	23		
	合　計		数量	(棟)	24		
			金額	(千円)	25		
	工業被害合計額		金額	(千円)	26		

項目名				単位	番号	内容	備考
その他	被害事業所数				1		
	建物被害	全壊		(棟)	2		
			金額	(千円)	3		
		流出		(棟)	4		
			金額	(千円)	5		
		半壊		(棟)	6		
			金額	(千円)	7		
		浸水		(棟)	8		
			金額	(千円)	9		
		破損		(棟)	10		
			金額	(千円)	11		
		敷地崩壊		(棟)	12		
			金額	(千円)	13		
		合　計		(棟)	14		
			金額	(千円)	15		
	施設商品関係被害	施設	数量	(棟)	16		
			金額	(千円)	17		
		商品 製品	数量	(棟)	18		
			金額	(千円)	19		
		仕掛品 原材料	数量	(棟)	20		
			金額	(千円)	21		
		その他	数量	(棟)	22		
			金額	(千円)	23		
	合　計		数量	(棟)	24		
			金額	(千円)	25		
	その他被害合計額		金額	(千円)	26		

＜集計欄＞

建物被害	棟数	(棟)	27		
	金額	(千円)	28		
施設商品関係被害金額	金額	(千円)	29		
総計	金額	(千円)	30		

様式第８号の１

災 害 報 告 書(公共土木施設災害用)

事 業 主体名		災　害　原　因	
		発　生　年　月　日	自:令和　年　月　日～至:令和　年　月　日
		砂防課への報告年月日	令和　　年　　月　　日

	工種	河川・海岸 砂防・道路 橋梁・(名)	被災箇所			被害額 (千円)	工事概要	摘　要
			市郡	町村	地域			
1							L=	
2							L=	
3							L=	
4							L=	
5							L=	
6							L=	
7							L=	
8							L=	
9							L=	
10							L=	

注:報告箇所は、国土交通省所管の公共土木施設としてください(集計表は様式2)
被害額には、内未成・内転属額を除いてください
摘要欄には、被害状況(破堤、堤防決壊、護岸決壊、路側決壊、崩土等)、人的被害、住家被害、応急工法の概要(期間)、交通規制月日(全面・一部)、迂回路の有無、及びバス路線・孤立集落の有無、工区数等を記入してください。
工種ごとに小計をし、最後に合計してください。

様式第８号の１（集計表）

災 害 報 告 集 計 表

■災害原因　(　　)■発生年月日（自　月　日　～　至　月　日）　(単位：千円)

区 分		河 川		海 岸		砂防設備		地すべり防止施設		急傾斜地崩壊防止施設		道 路		橋 梁		港 湾		下水道		公 園		計	
		箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
県土事務所名																							
市町村名																							
合 計																							

※災害原因別に作成してください。
訂正報告は、訂正前を上段に(　)書きしてください。

様式第８号の２

公営住宅関係被害

市町村：

災害名：　　発生時間：

報告元：　　報告日時：

報告者：　　報告番号：

項　目　名			番号	内　容	備　考
滅失	全焼	棟	1		
滅失	全焼	金額(千円)	2		
滅失	全焼	棟	3		
滅失	全焼	金額(千円)	4		
滅失	全流失	棟	5		
滅失	全流失	金額(千円)	6		
損傷	半壊	棟	7		
損傷	半壊	金額(千円)	8		
損傷	半焼	棟	9		
損傷	半焼	金額(千円)	10		
損傷	半流失	棟	11		
損傷	半流失	金額(千円)	12		
損傷	一部損傷	棟	13		
損傷	一部損傷	金額(千円)	14		
床上浸水		棟	15		
床上浸水		金額(千円)	16		
敷地崩壊		棟	17		
敷地崩壊		金額(千円)	18		
合計		棟	19		
合計		金額(千円)	20		

（注）備考欄に公営、地区改良住宅の別を記入する。

様式第９号

【令和　　年】

農地・農業用施設関係被害

市町村：

災害名：＿＿＿＿＿＿＿＿　　発生時間：＿＿＿＿＿＿＿＿

報告元：＿＿＿＿＿＿＿＿　　報告日時：＿＿＿＿＿＿＿＿

報告者：＿＿＿＿＿＿＿＿　　報告番号：＿＿＿＿＿＿＿＿

項目名			番号	内容	備考
農地	田	面積　(ha)	1		
農地	田	箇所	2		
農地	田	金額　(千円)	3		
農地	畑	面積　(ha)	4		
農地	畑	箇所	5		
農地	畑	金額　(千円)	6		
農地	畦畔	面積　(ha)	7		
農地	畦畔	箇所	8		
農地	畦畔	金額　(千円)	9		
農地	計	面積　(ha)	10		
農地	計	箇所	11		
農地	計	金額　(千円)	12		
農業用施設	ため池	箇所	13		
農業用施設	ため池	金額　(千円)	14		
農業用施設	頭首工	箇所	15		
農業用施設	頭首工	金額　(千円)	16		
農業用施設	水路	箇所	17		
農業用施設	水路	延長　(m)	18		
農業用施設	水路	金額　(千円)	19		
農業用施設	堤防	箇所	20		
農業用施設	堤防	延長　(m)	21		
農業用施設	堤防	金額　(千円)	22		
農業用施設	揚水機	箇所	23		
農業用施設	揚水機	金額　(千円)	24		
農業用施設	道路	箇所	25		
農業用施設	道路	延長　(m)	26		
農業用施設	道路	金額　(千円)	27		
農業用施設	橋梁	箇所	28		
農業用施設	橋梁	金額　(千円)	29		
農業用施設	農地保全	箇所	30		
農業用施設	農地保全	延長　(m)	31		
農業用施設	農地保全	金額　(千円)	32		
農業用施設	計	箇所	33		
農業用施設	計	延長　(m)	34		
農業用施設	計	金額　(千円)	35		
負担法	地すべり	箇所	36		
負担法	地すべり	金額　(千円)	37		
負担法	海岸	箇所	38		
負担法	海岸	延長　(m)	39		
負担法	海岸	金額　(千円)	40		
負担法	計	箇所	41		
負担法	計	金額　(千円)	42		

様式第９号の４

農林水産業共同利用施設･国庫補助事業で整備した施設・非共同利用施設及び農畜産物の被害状況報告書

災害名：＿＿＿＿＿＿＿＿（　　年　　月　　日　　：　　現在）　　支庁・農林振興センター名：＿＿＿＿＿＿＿＿

市町村名	地区名	被害発生年月日	被害を受けた施設種別・作物名・畜種	被害状況（被災箇所･被災程度･被害態様･被災戸数等）	被害面積（㎡）	被害量（t）	被害金額（千円）	共済加入の有無	共同利用施設に該当する場合に記入		国庫補助事業で整備した施設の場合に記入										備考
									施設名及び所在地	所有者及び所在地	補助事業名	事業実施年度	事業量	対象作物	事業主体	管理主体	事業費（千円）	うち国費（千円）	補助率	復旧方法	

（注）
（１）上表の１行につき１件を記入すること。但し、農畜産物又は非共同利用施設の場合は、数件をまとめて１行に記入可。(１件又はまとめた件数を数行に渡って記入しないこと。)
（２）「被害状況」の欄は、施設の場合は、被災箇所･被災程度・被災戸数・被災棟数、施設内の作物名等を、農畜産物の場合は、作物等の被害態様･被災戸数等を記入する。
（３）「被害量」欄は、農畜産物についてのみ記入する。(品目･畜種に応じて単位を「本」、「頭」、「羽」等に変更し、その旨を「備考」欄に明記の上、数値を記入すること。)
（４）「共同利用施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による災害復旧事業の対象となる施設とする。
（５）「復旧方法」の欄は、現時点での予定（国の災害復旧事業、県、市町村の単独事業、自己資金　等）を、又は検討中と記入する。
（６）共同利用施設の場合は、施行令第１条の３に定める施設名を「備考」欄に記入する。

様式第 10 号の 1

農作物関係被害

市町村：
災害名：　　発生時間：
報告元：　　報告日時：
報告者：　　報告番号：

分類	作物名	農家戸数(戸)	(ha)	減収量(t)	単価(千円/t)	(千円)	被害程度別内訳										備考
							100%		100%未満～70%		70%未満～50%		50%未満～30%		30%未満		
							面積(ha)	減収量(t)	面積(ha)	減収量(t)	面積(ha)	減収量(t)	面積(ha)	減収量(t)	面積(ha)	減収量(t)	

様式第 10 号の 2

果樹等樹体被害

市町村：
災害名：　　発生時間：
報告元：　　報告日時：
報告者：　　報告番号：

分類	作物名	農家戸数(戸)	(ha)	樹体損傷						落葉					備考
					被害程度別内訳(面積：ha)					被害程度別内訳(面積：ha)					
				(千円)	100%	100%未満～70%	70%未満～50%	50%未満～30%	30%未満	100%	100%未満～70%	70%未満～50%	50%未満～30%	30%未満	

様式第 10 号の 3

農業用非共同利用施設被害

市町村：
災害名：　　発生時間：
報告元：　　報告日時：
報告者：　　報告番号：

分類	作物名	施設名	農家戸数(戸)	(㎡)	件数(件)	(千円)	被害程度別内訳										備考
							100%		100%未満～70%		70%未満～50%		50%未満～30%		30%未満		
							面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	

（注）１．損害金額は、「農畜産用固定資産評価標準」（農林省統計情報部）を基準として算出する。

様式第 12 号

畜産関係被害

市町村：

災害名：　　発生時間：

報告元：　　報告日時：

報告者：　　報告番号：

項目名				番号	内容	備考
畜舎	流失・埋没		棟数　（棟）	1		
畜舎	流失・埋没		被害額　（千円）	2		
畜舎	全壊		棟数　（棟）	3		
畜舎	全壊		被害額　（千円）	4		
畜舎	半壊		棟数　（棟）	5		
畜舎	半壊		被害額　（千円）	6		
畜舎	土砂流入		棟数　（棟）	7		
畜舎	土砂流入		被害額　（千円）	8		
畜舎	浸水		棟数　（棟）	9		
畜舎	浸水		被害額　（千円）	10		
畜舎	小計		棟数　（棟）	11		
畜舎	小計		被害額　（千円）	12		
牧草地	改良草地		箇所数　（箇所）	13		
牧草地	改良草地		面積　（ha）	14		
牧草地	改良草地		被害額　（千円）	15		
牧草地	飼料畑用畑		箇所数　（箇所）	16		
牧草地	飼料畑用畑		面積　（ha）	17		
牧草地	飼料畑用畑		被害額　（千円）	18		
牧草地	小計		箇所数　（箇所）	19		
牧草地	小計		面積　（ha）	20		
牧草地	小計		被害額　（千円）	21		
牧野等施設	牧道		箇所数　（箇所）	22		
牧野等施設	牧道		面積　（ha）	23		
牧野等施設	牧道		被害額　（千円）	24		
牧野等施設	牧柵		箇所数　（箇所）	25		
牧野等施設	牧柵		面積　（ha）	26		
牧野等施設	牧柵		被害額　（千円）	27		
牧野等施設	付属施設		箇所数　（箇所）	28		
牧野等施設	付属施設		面積　（ha）	29		
牧野等施設	付属施設		被害額　（千円）	30		
牧野等施設	小計		被害額　（千円）	31		
家畜	死亡流失	乳牛	（頭）	32		
家畜	死亡流失	乳牛	被害額　（千円）	33		
家畜	死亡流失	肉用牛	（頭）	34		
家畜	死亡流失	肉用牛	被害額　（千円）	35		
家畜	死亡流失	馬	（頭）	36		
家畜	死亡流失	馬	被害額　（千円）	37		
家畜	死亡流失	豚	（頭）	38		
家畜	死亡流失	豚	被害額　（千円）	39		
家畜	死亡流失	採卵鶏	（羽）	40		
家畜	死亡流失	採卵鶏	被害額　（千円）	41		
家畜	死亡流失	ブロイラー	（羽）	42		
家畜	死亡流失	ブロイラー	被害額　（千円）	43		
家畜	死亡流失	みつばち	（群）	44		
家畜	死亡流失	みつばち	被害額　（千円）	45		
家畜	傷病	乳牛	（頭）	46		
家畜	傷病	乳牛	被害額　（千円）	47		
家畜	傷病	肉用牛	（頭）	48		
家畜	傷病	肉用牛	被害額　（千円）	49		
家畜	傷病	馬	（頭）	50		
家畜	傷病	馬	被害額　（千円）	51		
家畜	傷病	豚	（頭）	52		
家畜	傷病	豚	被害額　（千円）	53		
家畜	傷病	採卵鶏	（羽）	54		
家畜	傷病	採卵鶏	被害額　（千円）	55		
家畜	傷病	ブロイラー	（羽）	56		
家畜	傷病	ブロイラー	被害額　（千円）	57		
家畜	小計		被害額　（千円）	58		
畜産物	生乳		（kg）	59		
畜産物	生乳		被害額　（千円）	60		
畜産物	鶏卵		（kg）	61		
畜産物	鶏卵		被害額　（千円）	62		
畜産物	小計		被害額　（千円）	63		
飼料	濃厚飼料		（ｔ）	64		
飼料	濃厚飼料		被害額　（千円）	65		
飼料	乾草、ヘイキ		（ｔ）	66		
飼料	乾草、ヘイキ		被害額　（千円）	67		
飼料	稲わら		（ｔ）	68		
飼料	稲わら		被害額　（千円）	69		
飼料	小計		被害額　（千円）	70		
畜産関係被害総額				71		

様式第 13 号

農業共同利用施設被害

市町村：
災害名：　　発生時間：
報告元：　　報告日時：
報告者：　　報告番号：

施設種別	被害程度												合計			被災事業主体数		備考
	全壊			大破			中破			小破								
	件数（件）	面積（㎡）	被害額（千円）	件数（件）	面積（㎡）	被害額（千円）	件数（件）	面積（㎡）	被害額（千円）	件数（件）	面積（㎡）	被害額（千円）	件数（件）	面積（㎡）	被害額（千円）	組合有	その他	

（注）1.　全壊とは、まったく使用に耐えないか流出、埋没したもの、大破とは、時価の 70%以上、中波とは、時価の 70%未満、30%以上、小破とは、時価の 30%未満の修繕費でそれぞれ復旧しうると推定されるものとする。但し、農機具の被害は、単に外面的破損または流出、埋没のほか冠浸水の程度及び冠浸水時間による銹錆状態を検査して、使用価値の変動を検討して件定すること。

2.　林業協同施設は、山林関係被害（様式第 15 号）によって報告すること。

様式第 14 号の 1

山林関係（治山）被害

市町村：
災害名：　　発生時間：
報告元：　　報告日時：
報告者：　　報告番号：

項目名				番号	内容	備考
治山	新生荒廃地	渓流	箇所(箇所)	1		
治山	新生荒廃地	渓流	面積（ha）	2		
治山	新生荒廃地	渓流	被害額(千円)	3		
治山	新生荒廃地	山腹	箇所(箇所)	4		
治山	新生荒廃地	山腹	面積（ha）	5		
治山	新生荒廃地	山腹	被害額(千円)	6		
治山	新生荒廃地	林地崩壊防止	箇所(箇所)	7		
治山	新生荒廃地	林地崩壊防止	面積（ha）	8		
治山	拡大荒廃地	林地崩壊防止	被害額(千円)	9		
治山	拡大荒廃地	災害維持修繕	箇所(箇所)	10		
治山	拡大荒廃地	災害維持修繕	面積（ha）	11		
治山	拡大荒廃地	災害維持修繕	被害額(千円)	12		
治山	被害額小計		(千円)	13		
地すべり	拡大荒廃地		箇所(箇所)	14		
地すべり	拡大荒廃地		面積（ha）	15		
地すべり	拡大荒廃地		被害額(千円)	16		
地すべり	拡大荒廃地	災害維持修繕	箇所(箇所)	17		
地すべり	拡大荒廃地	災害維持修繕	面積（ha）	18		
地すべり	拡大荒廃地	災害維持修繕	被害額(千円)	19		
地すべり	被害額小計		(千円)	20		
施設被害	林野荒廃防止施設	負担法	箇所(箇所)	21		
施設被害	林野荒廃防止施設	負担法	面積（ha）	22		
施設被害	林野荒廃防止施設	負担法	被害額(千円)	23		
施設被害	林野荒廃防止施設	普定法	箇所(箇所)	24		
施設被害	林野荒廃防止施設	普定法	面積（ha）	25		
施設被害	林野荒廃防止施設	普定法	被害額(千円)	26		
施設被害	地すべり防止施設		箇所(箇所)	27		
施設被害	地すべり防止施設		面積（ha）	28		
施設被害	地すべり防止施設		被害額(千円)	29		
施設被害	海岸		箇所(箇所)	30		
施設被害	海岸		面積（ha）	31		
施設被害	海岸		被害額(千円)	32		
施設被害	被害額小計		(千円)	33		
治山被害額計			(千円)	34		

様式第 15 号の 1

山林関係（林道）被害

市町村：

災害名：　　発生時間：

報告元：　　報告日時：

報告者：　　報告番号：

項　目　名			番号	内　容	備　考
路線数		（路線）	1		
路線数	内未成	（路線）	2		
路線数	内転属	（路線）	3		
路線数	橋梁	（路線）	4		
路線数	小災害	（路線）	5		
箇所数		（箇所）	6		
箇所数	内未成	（箇所）	7		
箇所数	内転属	（箇所）	8		
箇所数	橋梁	（箇所）	9		
箇所数	小災害	（箇所）	10		
延長		（m）	11		
延長	内未成	（m）	12		
延長	内転属	（m）	13		
延長	橋梁	（m）	14		
延長	小災害	（m）	15		
被害額		（千円）	16		
被害額	内未成	（千円）	17		
被害額	内転属	（千円）	18		
被害額	橋梁	（千円）	19		
被害額	小災害	（千円）	20		

様式第 15 号の 2

山林関係（造林地等）被害

市町村：　　森林計画区：
災害名：　　発生時間：
報告元：　　報告日時：
報告者：　　報告番号：

合振	被害										要復旧											備考
	人工林										天然林		砂		改植			その他			砂	
	スギ		ヒノキ		マツ類		その他		人工林計													
	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	被害額 (千円)	面積 (ha)	単価 (千円)	経費 (千円)	面積 (ha)	単価 (千円)	経費 (千円)	経費 (千円)	

（注）1.　被害の「面積」欄は、火災にあっては被災全域、病虫獣害にあっては中害以上のものの区域面積、その他の被害にあっては被害率 30%以上のものの区域面積とする。
2.　「備考」欄には、復旧事業の種類(要復旧経費のその他の明細)
3.　造林地等の被害で崩壊等の被害にあっては、面積が治山と重複する。
4.　被害計の「面積」欄は、要復旧の「面積計」欄の数と復旧可能性の合計の「面積」欄の数の和にら一致する。
5.　被害額総計の「計」欄は、造林地等の被害の被害、被害計の被害額の「計」欄と苗畑等被害の被害量「被害額」欄と苗畑施設被害の計の「被害額」欄の和を記入する

様式第 15 号の 3

山林関係（苗木等）被害

市町村：
災害名：　　発生時間：
報告元：　　報告日時：
報告者：　　報告番号：

樹種	計画量						被害量								備考
	面積 (a)	本数（千本）				経営者数 (人)	面積 (a)	本数（千本）				被害率 (%)	被害金額 (千円)	経営者数 (人)	
		1年生	2年生	3年生	計			1年生	2年生	3年生	計				

様式第 15 号の 4

山林関係（苗畑施設等）被害

市町村：
災害名：　　発生時間：
報告元：　　報告日時：
報告者：　　報告番号：

被害内容	被害			要復旧				備考
	箇所	被害数量 (m2)	被害金額 (千円)	復旧種類	数量 (m2)	単価 (千円)	復旧金額 (千円)	

（注）苗木被害　6.　「計画型」当年度生産予定数量を記入する。
7.　「被害面積」は、区域面積とする。
8.　「被害数量」欄には、下段に総被害量を記入し、上段かっこ内 30%以上の被害を受けた経営者の被害量を記入する。
施設被害　9.　被害種別ごとに記入する。
10.　共同利用施設については、「被害内容」欄に共と記入する。
11.　「被害内容」欄には、畑地流失、畑地埋没、潅水施設破損、堆肥舎倒壊等具体的に記入する。
12.　「復旧の種類」欄には、「被害内容」に対応するよう復旧申請の種類（例えば、土砂排除、跡地整理等）を具体的に記入する。

様式第 15 号の 5

山林関係（林産物）被害

市町村：
災害名：　　発生時間：
報告元：　　報告日時：
報告者：　　報告番号：

項　目　名	番号	内　容	備　考
木材　素材　数　量　(m³)	1		
木材　素材　被害額　(千円)	2		
木材　製材　数　量　(m³)	3		
木材　製材　被害額　(千円)	4		
木材　その他　数　量　(m³)	5		
木材　その他　被害額　(千円)	6		
被害額小計　(千円)	7		
薪炭　原木　数　量　(m³)	8		
薪炭　原木　被害額　(千円)	9		
薪炭　木炭　数　量　(kg)	10		
薪炭　木炭　被害額　(千円)	11		
薪炭　薪　数　量　(束)	12		
薪炭　薪　被害額　(千円)	13		
薪炭　加工炭　数　量　(kg)	14		
薪炭　加工炭　被害額　(千円)	15		
被害額小計　(千円)	16		
特用林産物　椎茸　数　量　(kg)	17		
特用林産物　椎茸　被害額　(千円)	18		
特用林産物　竹材　数　量　(m³)	19		
特用林産物　竹材　被害額　(千円)	20		
特用林産物　その他　名　称	21		
特用林産物　その他　数　量	22		
特用林産物　その他　被害額　(千円)	23		
被害額小計　(千円)	24		
林産物被害額合計　(千円)	25		

様式第 15 号の 6

山林関係（林産施設）被害

市町村：
災害名：　　発生時間：
報告元：　　報告日時：
報告者：　　報告番号：

施設種別	被害項目	全　壊		半　壊		小　破		被害額合計（千円）
		数量（㎥）	被害額（千円）	数量（㎥）	被害額（千円）	数量（㎥）	被害額（千円）	

注）1.　施設の全壊(大破)、半壊(中波)、小破とは、様式第 13 号の農林水産業共同利用施設に準ずる。

様式第 15 号の 7

山林関係（林産加工施設）被害

市町村：

災害名：　　発生時間：

報告元：　　報告日時：

報告者：　　報告番号：

項目名				番号	内容	備考
木材加工施設	建物被害	全壊	数量　（棟）	1		
木材加工施設	建物被害	全壊	被害額　（千円）	2		
木材加工施設	建物被害	半壊	数量　（棟）	3		
木材加工施設	建物被害	半壊	被害額　（千円）	4		
木材加工施設	建物被害	小破	数量　（棟）	5		
木材加工施設	建物被害	小破	被害額　（千円）	6		
木材加工施設	建物被害合計		（千円）	7		
木材加工施設	機械被害	大破	数量　（点）	8		
木材加工施設	機械被害	大破	被害額　（千円）	9		
木材加工施設	機械被害	中波	数量　（点）	10		
木材加工施設	機械被害	中波	被害額　（千円）	11		
木材加工施設	機械被害	小破	数量　（点）	12		
木材加工施設	機械被害	小破	被害額　（千円）	13		
木材加工施設	機械被害合計		（千円）	14		
木材加工施設	加工施設被害合計		（千円）	15		
加工炭	建物被害	全壊	数量　（棟）	16		
加工炭	建物被害	全壊	被害額　（千円）	17		
加工炭	建物被害	半壊	数量　（棟）	18		
加工炭	建物被害	半壊	被害額　（千円）	19		
加工炭	建物被害	小破	数量　（棟）	20		
加工炭	建物被害	小破	被害額　（千円）	21		
加工炭	建物被害合計		（千円）	22		
加工炭	機械被害	大破	数量　（点）	23		
加工炭	機械被害	大破	被害額　（千円）	24		
加工炭	機械被害	中波	数量　（点）	25		
加工炭	機械被害	中波	被害額　（千円）	26		
加工炭	機械被害	小破	数量　（点）	27		
加工炭	機械被害	小破	被害額　（千円）	28		
加工炭	機械被害合計		（千円）	29		
加工炭	加工施設被害合計		（千円）	30		
特用林産物加工施設	建物被害	全壊	数量　（棟）	31		
特用林産物加工施設	建物被害	全壊	被害額　（千円）	32		
特用林産物加工施設	建物被害	半壊	数量　（棟）	33		
特用林産物加工施設	建物被害	半壊	被害額　（千円）	34		
特用林産物加工施設	建物被害	小破	数量　（棟）	35		
特用林産物加工施設	建物被害	小破	被害額　（千円）	36		
特用林産物加工施設	建物被害合計		（千円）	37		
特用林産物加工施設	機械被害	大破	数量　（点）	38		
特用林産物加工施設	機械被害	大破	被害額　（千円）	39		
特用林産物加工施設	機械被害	中波	数量　（点）	40		
特用林産物加工施設	機械被害	中波	被害額　（千円）	41		
特用林産物加工施設	機械被害	小破	数量　（点）	42		
特用林産物加工施設	機械被害	小破	被害額　（千円）	43		
特用林産物加工施設	機械被害合計		（千円）	44		
特用林産物加工施設	加工施設被害合計		（千円）	45		

様式第 16 号の 1

水産施設被害

市町村：
災害名：　　発生時間：
報告元：　　報告日時：
報告者：　　報告番号：

項　目　名	番号	内　容	備　　考
漁船　　滅失　経営体数	1		
漁船　　滅失　数　　量	2		
漁船　　滅失　金　　額（千円）	3		
漁船　　大破　経営体数	4		
漁船　　大破　数　　量	5		
漁船　　大破　金　　額（千円）	6		
漁船　　中破　経営体数	7		
漁船　　中破　数　　量	8		
漁船　　中破　金　　額（千円）	9		
漁船　　小破　経営体数	10		
漁船　　小破　数　　量	11		
漁船　　小破　金　　額（千円）	12		
漁船　　合計　経営体数	13		
漁船　　合計　数　　量	14		
漁船　　合計　金　　額（千円）	15		
漁具　　滅失　経営体数	16		
漁具　　滅失　数　　量	17		
漁具　　滅失　金　　額（千円）	18		
漁具　　大破　経営体数	19		
漁具　　大破　数　　量	20		
漁具　　大破　金　　額（千円）	21		
漁具　　中破　経営体数	22		
漁具　　中破　数　　量	23		
漁具　　中破　金　　額（千円）	24		
漁具　　小破　経営体数	25		
漁具　　小破　数　　量	26		
漁具　　小破　金　　額（千円）	27		
漁具　　合計　経営体数	28		
漁具　　合計　数　　量	29		
漁具　　合計　金　　額（千円）	30		
養殖施設　　滅失　経営体数	31		
養殖施設　　滅失　数　　量	32		
養殖施設　　滅失　金　　額（千円）	33		
養殖施設　　大破　経営体数	34		
養殖施設　　大破　数　　量	35		
養殖施設　　大破　金　　額（千円）	36		
養殖施設　　中破　経営体数	37		
養殖施設　　中破　数　　量	38		
養殖施設　　中破　金　　額（千円）	39		
養殖施設　　小破　経営体数	40		
養殖施設　　小破　数　　量	41		
養殖施設　　小破　金　　額（千円）	42		
養殖施設　　合計　経営体数	43		
養殖施設　　合計　数　　量	44		
養殖施設　　合計　金　　額（千円）	45		
備　　考	46		

様式第 16 号の 2

水産物被害

市町村：
災害名：　　発生時間：
報告元：　　報告日時：
報告者：　　報告番号：

養殖物	養殖方法	経営体数	数量(kg)	単価（円/kg）	金額(千円)	備　考

様式第 16 号の 3

漁港被害

市町村：
災害名：　　発生時間：
報告元：　　報告日時：
報告者：　　報告番号：

漁港名	災害施設名	事業主体名	被災場所		被　害　概　要				築造年度	事業名
			市町村名	大字名	被害金額（千円）	被災施設	工種	数量（m）		

様式第 17 号

医療関係施設被害

市町村：
災害名：　　発生時間：
報告元：　　報告日時：
報告者：　　報告番号：

施設区分	公的区分	施設数	被害接数	被害額（千円）	外来不能施設数	入院不能施設数	備　考

様式第 18 号

水道関係被害

市町村：
災害名：　　発生時間：
報告元：　　報告日時：
報告者：　　報告番号：

水道名	事業名	現在給水人口	影響世帯数	影響人口	断減水状況		被害額（千円）	制限開始日時	応急対策
					減水	断水			

様式第 19 号の 1

災害廃棄物関係被害

市町村：
災害名：　　発生時間：
報告元：　　報告日時：
報告者：　　報告番号：

種　　別	排　出　量（kl）	被　害　額（千円）	応急対策及び復旧の状況

様式第 19 号の 2

一般廃棄物処理場関係被害

市町村：
災害名：　　発生時間：
報告元：　　報告日時：
報告者：　　報告番号：

施　設　名	処理方法	規模（kl/日）	被　害　額（千円）	応急対策及び復旧の状況

様式第 19 号の 3

産業廃棄物処理場関係被害

市町村：
災害名：　　発生時間：
報告元：　　報告日時：
報告者：　　報告番号：

施　設　名	処理方法	規模 （面積：m²）	被　害　額 （千円）	応急対策及び復旧の状況

様式第 20 号

火葬場施設被害

市町村：
災害名：　　発生時間：
報告元：　　報告日時：
報告者：　　報告番号：

項　　目　　名	番号	内　　容	備　　考
施設名	1		
規模	2		
建設年度（Ex.H11/04）	3		
被害内容	4		
被害金額(千円)	5		
応急対策及び復旧の状況	6		

様式第 21 号

県企業局関係被害

市町村：
災害名：　　発生時間：
報告元：　　報告日時：
報告者：　　報告番号：

項　目　名				番号	内　容	備　考
電気事業関係	建物	数　量	（棟）	1		
電気事業関係	建物	被害額	（千円）	2		
電気事業関係	水路	数　量	（箇所）	3		
電気事業関係	水路	被害額	（千円）	4		
電気事業関係	貯水池	数　量	（箇所）	5		
電気事業関係	貯水池	被害額	（千円）	6		
電気事業関係	機械装置	数　量	（箇所）	7		
電気事業関係	機械装置	被害額	（千円）	8		
電気事業関係	諸装置	数　量	（箇所）	9		
電気事業関係	諸装置	被害額	（千円）	10		
電気事業関係	備品その他	数　量	（箇所）	11		
電気事業関係	備品その他	被害額	（千円）	12		
小計		被害額	（千円）	13		
上水道工業用水道事業関係	建物	数　量	（棟）	14		
上水道工業用水道事業関係	建物	被害額	（千円）	15		
上水道工業用水道事業関係	構築物	数　量	（箇所）	16		
上水道工業用水道事業関係	構築物	被害額	（千円）	17		
上水道工業用水道事業関係	機械装置	数　量	（箇所）	18		
上水道工業用水道事業関係	機械装置	被害額	（千円）	19		
上水道工業用水道事業関係	その他	数　量		20		
上水道工業用水道事業関係	その他	被害額	（千円）	21		
小計		被害額	（千円）	22		
その他事業関係	建物	数　量	（棟）	23		
その他事業関係	建物	被害額	（千円）	24		
その他事業関係	埋立地	数　量	（m^2）	25		
その他事業関係	埋立地	被害額	（千円）	26		
その他事業関係	護岸	数　量	（m）	27		
その他事業関係	護岸	被害額	（千円）	28		
その他事業関係	その他	数　量	（m）	29		
その他事業関係	その他	被害額	（千円）	30		
小計		被害額	（千円）	31		
合計		被害額	（千円）	32		

様式第 22 号

自然公園事業関係被害

災害名：　　発生時間：
報告元：　　報告日時：
報告者：　　報告番号：

種類	名称	市町村名		被害金額（千円）	工事概要	摘要
		市町村	町大字			

様式第 23 号

公有財産関係被害

市町村：
災害名：　　発生時間：
報告元：　　報告日時：
報告者：　　報告番号：

項目名				番号	内容	備考
建物	全壊	件数	（棟）	1		
建物	全壊	面積	（m²）	2		
建物	全壊	被害額	（千円）	3		
建物	半壊	件数	（棟）	4		
建物	半壊	面積	（m²）	5		
建物	半壊	被害額	（千円）	6		
建物	一部破損	件数	（棟）	7		
建物	一部破損	面積	（m²）	8		
建物	一部破損	被害額	（千円）	9		
建物	床上浸水	件数	（棟）	10		
建物	床上浸水	面積	（m²）	11		
建物	床上浸水	被害額	（千円）	12		
建物	床下浸水	件数	（棟）	13		
建物	床下浸水	面積	（m²）	14		
建物	床下浸水	被害額	（千円）	15		
土地	流失	件数	（棟）	16		
土地	流失	面積	（m²）	17		
土地	流失	被害額	（千円）	18		
土地	埋没	件数	（棟）	19		
土地	埋没	面積	（m²）	20		
土地	埋没	被害額	（千円）	21		
土地	崩壊	件数	（棟）	22		
土地	崩壊	面積	（m²）	23		
土地	崩壊	被害額	（千円）	24		
その他	立木	件数	（棟）	25		
その他	立木	面積	（m²）	26		
その他	立木	被害額	（千円）	27		
その他	船舶	隻数	（隻）	28		
その他	船舶	面積	（m²）	29		
その他	その他	件数	（棟）	30		
その他	その他	面積	（m²）	31		
その他	その他	被害額	（千円）	32		
合計		被害額	（千円）	33		

5. 江津市防災会議条例

江津市防災会議条例

（昭和38年7月1日
条 例　第255号）

改正　昭和 52 年 12 月 30 日条例第 22 号
昭和 60 年９月 30 日条例第 30 号
平成 12 年３月 23 日条例第３号
平成 16 年８月４日条例第 35 号
平成 23 年６月 24 日条例第７号
平成 25 年３月 19 日条例第９号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき、江津市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　江津市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員 35 人以内をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

（２）　島根県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

（３）　島根県警察の警察官のうちから市長が任命する者

（４）　江津邑智消防組合の職員のうちから市長が任命する者

（５）　市長がその部内の職員のうちから指名する者

（６）　教育長

（７）　消防団長

（８）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

（９）　公共的団体の職員のうちから市長が任命する者

(10)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

６　前項第８号から第 10 号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

７　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

（議事等）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、昭和 38 年７月１日から施行する。

附　則（昭和 52 年 12 月 30 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 60 年９月 30 日条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 12 年３月 23 日条例第３号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　則（平成 16 年８月４日条例第 35 号）

この条例は、平成 16 年 10 月１日から施行する。

附　則（平成 23 年６月 24 日条例第７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 25 年３月 19 日条例第９号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

２　この条例の施行の日から平成 26 年３月 31 日までの間において、第３条第５項第 10 号に掲げる委員として新たに委員に任命される者の任期は、新条例第３条第６項の規定にかかわらず、平成 26 年３月 31 日までとする。

６. 江津市災害対策本部条例

江津市災害対策本部条例

（昭和47年6月30日
条 例　第522号）

平成８年　３月 22 日条例第 15 号
平成 19 年 3 月 26 日条例第 7 号
平成 25 年 3 月 19 日条例第 10 号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、江津市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　本部長は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

２　副本部長は本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　本部員は本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（部）

第３条　本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

３　部に部長を置き、本部長の指名する本部員が、これにあたる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（その他）

第５条　この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 8 年 3 月 22 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 19 年 3 月 26 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 25 年 3 月 19 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

7. 江津市災害対策本部設置規則

江津市災害対策本部設置規則

（平成9年9月24日
規 則　第41号）

改正　平成 19 年 3 月 26 日規則第 15 号

（趣旨）

第１条　この規則は、江津市災害対策本部条例（昭和 47 年江津市条例第 522 号）第 5 条の規定に基づき、江津市災害対策本部（以下「対策本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　対策本部は、市の区域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において市長が必要と認めるときに設置する。

（解散）

第３条　前条の規定により設置された対策本部は、市長が適当と認めたときに解散する。

（本部長及び副本部長）

第４条　災害対策本部長は市長を、災害対策副本部長は副市長をもって充てる。

（地区班及び班）

第５条 対策本部に地区班を、部に班を置く。

（その他）

第６条 この規則に定めるもののほか、対策本部について必要な事項は、江津市地域防災計画に定めるところによる。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　江津市災害対策本部規則（昭和 29 年江津市規則第 20 号）は、廃止する。

附　則（平成 19 年 3 月 26 日規則第 15 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第４条の改正規定は、平成 19 年４月１日から施行する。

８. 災害時の相互応援に関する協定書

災害時の相互応援に関する協定書

島根県（以下「県」という。）及び島根県内の市町村は、島根県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

(3) 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供

(4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

(5) 被災者を一時収容するための施設の提供

(6)　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続等）

第２条　応援を受けようとする被災市町村は、次の各号に定める事項を明らかにして、第４条に定める連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに次の各号に定める事項を記載した文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 前条第１号、第２号及び第３号に掲げるものの品名、数量等

(3) 前条第４号に掲げるものの職種別人員

(4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　被災市町村以外の市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認めるときは、前項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。

この場合、前項の要請があったものとみなす。

３　他県又は他県の市町村の応援を受けようとする被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援要請するものとする。

４　県の連絡担当部局を通じて他県又は他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県の連絡担当部局に通報するものとする。

（応援経費の負担）

第１条　応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

２　応援を受けた被災市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがない旨を要請した場合には、応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第４条　県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

（連絡協議会の設置）

第５条　県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、島根県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

第５条　この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

（その他）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書６０通を作成し、各自が記名・押印をして、各１通を所持する。

平成８年２月１日

９．災害発生時における江津市と江津市内の郵便局の協力に関する協定

島根県江津市（以下「甲」という）と日本郵便株式会社江津市内の郵便局（以下「乙」という）は、江津市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、江津市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項（避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。）

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第７条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては江津市役所防災担当、乙にあっては江津郵便局長とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙両者で協議し決定する。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、締結日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、当該有効満了の日の翌日から起算して１年間、この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自１通を保有する。

平成２９年３月２３日

甲　　江津市

乙　　江津市内の郵便局

10. 島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定書

島根県下市町村及び消防にかかる一部
事務組合の相互応援に関する協定書

（目　　的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２１条の規定に基づき、大規模火災及び特殊災害等の予防・鎮圧のため、県下市町村及び消防にかかる一部事務組合（以下「消防機関」という。）相互の協力体制を確立し、もって災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

（当事者及び区域）

第２条　この協定にかかる当事者とは、前条に規定する消防機関全部とし、区域は、これらの消防機関が管轄する全ての地域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、災害とは、大規模火災及び特殊災害等（救急業務を除く）で応援活動を必要とするものをいう。

（応援の要請）

第４条　応援の要請は、災害発生地を管轄する消防機関の長が、電話その他の方法により次の事項を明らかにして相手方消防機関の長に対し行ない、事後すみやかに文書を提出するものとする。

１．　災害の状況
２．　応援を要する人員、車両、機械器具及び薬剤等の数量
３．　応援隊の集合場所及び日時
４．　その他必要事項

（応援隊の派遣）

第５条　消防機関の長は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、自らの業務遂行上支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

（応援隊の指揮）

第６条　応援隊の指揮は、応援を受ける消防機関の現場における最高指揮者（消防長または消防団長）が応援隊の長に対して行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行なうことができる。

（費用の負担）

第７条　応援に要する費用は、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

１．　応援に要する経費のうち人件費及び燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。ただし、特別の事情があるときは、関係消防機関が協議のうえ決定するものとする。

２．　消火薬剤等現場において使用する消費的資機材に要する経費は、応援を受ける側の負担とする。
３．　応援が長時間にわたり、食料の支給及び燃料の補給等を必要とするときは、これに要する経費は応援を受ける側の負担とする。
４．　前各号以外の経費については、関係消防機関がその都度協議のうえ決定するものとする。

（疑義の解決）
第８条　この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度関係消防機関において協議し、解決するものとする。

（協定書の保管）
第９条　この協定を証するため、協定書６７通を作成し、当事者が記名捺印のうえそれぞれ一通を保管するものとする。

附　　則
１．　この協定は、昭和５２年４月１日から適用する。
２．　この協定の適用と同時に、島根県下市町村間で締結した「島根県広域消防相互応援協定」は廃止する。

昭和５２年４月１日

11. 浜田市消防本部と江津邑智消防組合消防本部との確認書

確　　認　　書

この確認書は、浜田市久代町から江津市波子町に至る島根県立石見海浜公園Ｄゾーン（以下「Ｄゾーン」という。）及び市境界線付近における消防業務の円滑な推進及び利用者の利便性を図るため、浜田市消防本部（以下「浜田消防」という。）と江津邑智消防組合消防本部（以下「江津消防」という。）で協議して、次のとおり確認する。

１　災害出動について

(1) 火災出動

①浜田消防、江津消防の同時出動とする。ただし、管轄範囲が明らかに判明している時は、この限りでない。

②浜田消防が江津消防管内の消火栓を使用した場合は、水道使用量を江津消防へ報告する。（ファックス可）

(2) 救急出動

出動の範囲は、曲川を境にして東側は江津消防が、西側は浜田消防が出動する。

(3) 救助出動

浜田消防が出動する。ただし、他の事案に出動中の場合は江津消防に出動要請を行う。

(4) その他

①一般加入電話及び公衆電話については、Ｄゾーン内はすべて浜田消防で、曲川を境にして東側はすべて江津消防で受信する。

②携帯電話については、曲川を境にして東側は江津消防へ、西側は浜田消防へ転送する。

③災害出動した場合には、互いに通報し連絡を密にする。

２　予防事務について

(1) 建築同意

建築確認申請の受理は市境界線により判断し、管轄する消防本部が行なう。

(2) 防火管理等

防火対象物の立入り検査、違反処理、訓練指導、実態報告及び各種届出の受理は市境界線により判断し、管轄する消防本部が行う。ただし、訓練指導で「しまね海洋館アクアス」を主体とした合同訓練を実施するときは浜田消防が指導し、江津消防に報告する。

(3) 火災原因調査

出火場所の地番を管轄する消防本部が調査、報告する。

なお、応援する消防本部が収集した情報は提供する。

３　その他

特別な事情等により確認事項に変更が生じるときは、双方で協議のうえ決定する。

平成２３年６月１日

以上のことについて確認する。

浜　田　市　消　防　本　部
　消　防　長

江津邑智消防組合消防本部
　消　防　長

12. 島根県防災ヘリコプター応援協定

島根県防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第１条　この協定は、島根県下の市長村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市長村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するために、島根県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第２条　この協定区域は、前条の市長村の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、災害とは、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第１条に規定する水火災又は地震等の災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害をいう。

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市長村等（以下「発災市長村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、島根県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

(1) 災害が隣接する市長村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(2) 発災市長村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合

(3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

２　応援要請の手続きは、島根県環境生活部防災危機管理課防災航空管理所（以下「管理所」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害の発生場所及び被害の状況

(3) 災害発生現場の気象状況

(4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

(5) 応援に要する資機材の品目及び数量

(6) その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第５条　知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状件を確認の上、応援するものとする。

２　前項に規定により応援要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市長村等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第６条　前条第１項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市長村等の消防長（消防本部を置かない町村にあっては、当該町村長。）が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第７条　応援要請に基づき隊員が消防活動（救急業務を含む。）に従事する場合には、発災市長村等の長から隊員を派遣している市長村等の長に対し、島根県下市長村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関

する協定書（以下「消防相互応援協定」という。）及び、平田市、大社町及び消防にかかる一部事務組合の救急業務に関する相互応援協定書（以下「救急相互応援協定」という。）に基づく応援要請があったものとみなす。

２　発災市長村が救急相互応援協定に加盟していない場合の救急業務については前項の規定は適用せず、県の業務としての救急活動とする。

（経費負担）

第８条　前条第１項に該当する活動に従事する場合における応援に要する経費は、消防相互応援協定及び救急相互応援協定の規定にかかわらず次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 応援のために生ずる超過勤務手当などの手当、燃料費等の運航経費及び事故により生じた経費は島根県の負担とする。ただし、特別の事情があるときは県と関係市長村が協議のうえ決定するものとする。

(2) 前各号以外の経費については島根県と関係市長村が、その都度協議のうえ決定する。

２　前項の規定は、災害応援時の費用負担について定めるものであり、防災航空隊の経常的な人件費等の負担については、別に定めるところによるものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項は、島根県及び市長村等の長が協議して定めるものとする。

（適用）

第１０条　この協定は平成６年４月１日から適用する。

この協定の締結を証するために、本書６９通を作成し、知事及び市長村等の長は、記名押印の上、それぞれその１通を所持する。

平成６年３月２８日

13. 島根県防災ヘリコプター運航管理要綱（抜粋）

島根県防災ヘリコプター運航管理要綱（抜粋）

（目的）

第１条　この要綱は、島根県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定め、安全かつ有効な運用を図ることを目的とする。

（防災航空管理所の設置）

第３条　航空機を利用して行う消防防災活動（以下「防災業務」という。）を円滑に遂行するため、県営出雲空港に防災危機管理課防災航空管理所（以下「防災航空管理所」という。）を置く。

２　防災航空管理所には、防災航空管理所長及び防災航空隊を置く。

（運航基準）

第１２条　航空機は、次の各号に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件等が運航可能な場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

交通不便地からの緊急患者の搬送、緊急傷病者発生地への医師の搬送及び医療資機材等の輸送並びに高度医療機関への重篤患者の搬送など

(2) 救助活動

水難事故、山岳遭難事故及び火災等における被災者の救助及び救出など

(3) 火災防御活動

林野火災等の大規模火災における空中消火活動並びに情報収集、伝達広報など

(4) 災害応急対策活動

災害等の状況把握並びに緊急物資、医薬品等の輸送及び応急要員、医師等の搬送など

(5) 災害予防活動

災害危険箇所等の調査、各種防災訓練等への参加など

(6) 技術習得訓練活動

上記活動を実施するに必要となる技術を習得するための訓練

（7 ）一般行政活動

一般行政及び啓発活動での活用

(8) その他総括管理者が必要と認める活動

２　航空機の運航は、整備点検及び気象条件等により運航できない場合を除き、原則として、午前８時３０分から午後５時１５分（以下「運航時間」という。）までの間とする。ただし、第１３条に規定する緊急運航及び総括管理者が特に認める場合は、この限りではない。

（緊急運航）

第１３条　緊急運航とは、前条第１項第１号から第４号に規定する運航をいう。

２　緊急運航は、前条第１項第５号から第８号に規定する運航及び前条第２項に規定する運航時間に優先する。

３　省略

４　省略

（使用手続）

第１６条　航空機の使用（緊急運航を除く。）を希望するものは、使用を希望する月の前々月の末日までに当該使用について、防災ヘリコプター使用申請書（様式第４号）を総括管理者に提出するものとする。

（使用承認）

第１７条　総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的及び内容等を審査のうえ、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

２　総括管理者は、前項の規定により承認した場合は、防災ヘリコプター使用承認書（様式第５号）を交付するものとする。

附　則

１　この要綱は、平成６年２月１日から施行する。ただし、第１２条から第１３条の規定は、平成６年４月１日から施行する。

２　平成６年２月１日から同年３月３１日までの間の運航については、運行管理責任者が定めた業務計画に基づき運航する。

様式第４号

防災ヘリコプター使用申請書

第　　号
平成　　年　　月　　日

島根県環境生活部長殿

申請者　住所
氏名
（担当者：　　TEL　　）

島根県防災ヘリコプターを下記により使用したいので申請します。

記

使用日時					
使用目的					
使用の内容					
搭乗者名	職	氏名	住所	生年月日	性別

（注）目的、使用内容に係る事業計画書等を添付のこと。

14. 島根県防災ヘリコプター緊急運航要領（抜粋）

島根県防災ヘリコプター緊急運航要領（抜粋）

（主旨）

第１条　この要領は、島根県防災ヘリコプター運航管理要項（以下「要綱」という。）第１３条に基づき、島根県防災ヘリコプターの緊急運航について必要な事項を定めるものとする。

（他の規定との関係）

第２条　緊急運航については、要綱及び島根県防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（緊急運航の基準）

第３条　要綱第１３条に規定する緊急運航は、別紙１に掲げる基準に該当する場合とする。

（緊急運航の要請）

第４条　緊急運航の要請は、島根県防災危機管理課防災航空管理所に直接行う。

２　前項の要請は、島根県防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第１号）により行うものとする。

（要請に対する回答）

第６条　所長は、前条の決定結果を直ちに要請者に回答しなければならない。

（受入体制の整備）

第９条　要請者は、第６条により出動決定の回答を受けた場合、次の事項について綿密な調整を行うとともに、結果を速やかに所長に連絡しなければならない。

(1) 離着陸場の確保及び安全対策

(2) 傷病者等の搬送先の離着陸場及び病院等への搬送手配

(3) その他必要な事項

（報告）

第１０条　省略

２　緊急運航を要請した機関の長は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書（様式第３号）により速やかに所長に報告するものとする。

附　則

この要領は、平成６年４月１日から施行する。

様式第１号

島根県防災ヘリコプター緊急運航要請書

1 要請機関名	（発信者）
2 災害の種別	(1) 災　害　(2) 事　故　(3) 火　災　(4) 急　患　(5) その他
3 要請内容	(1) 偵　察　(2) 広　報　(3) 傷病者搬送　(4) 空中消火　(5) 救　助 (6) 輸　送（品名数量）　(7) その他
4 発生場所	市・町・村　地内 （目標）　（離着陸場所）
5 発生日時	平成　年　月　日（　曜日）　時　分頃
6 災害の概要	
7 必要機材等	
8 気象状況	天　候　風　向　風　速　m／s　気　温　℃ 視　界　m　雲　高　m　警報及び注意報
9 現場指揮者	所　属　職　氏名
10 現場との連絡手段	無線種別　携帯TEL
11 他の航空機の活動要請	（有・無）　（機関名）　（機数）
12 その他必要な事項	
13 地図（目標）等	

14 傷病者等搬送の場合

① 輸送要請病院名				診療科		主治医	
② 傷病者	(ふりがな) 氏名		性別	男・女	生年月日 年齢	年　月　日 満　歳	
	傷病名						重傷 中等症
	職業		住所				
③ 世帯主住所氏名							
④ 発病（負傷）の原因、経過等							
⑤ 救急車の手配	要請側		受入側				
⑥ 受入病院名等	診療課　　担当医						
⑦ 空輸区間	要請側着陸地　～　受入側着陸地						
⑧ 登載機材等	酸素吸入機一式・点滴機材一式・担架・毛布						
⑨ 添乗者	医師	(ふりがな) 氏名 病院名	男・女	生年月日 年齢	年　月　日 満　歳		
	看護婦	(ふりがな) 氏名 病院名	男・女	生年月日 年齢	年　月　日 満　歳		
	付添人	(ふりがな) 氏名 職業 住所	男・女	生年月日 年齢 続柄	年　月　日 満　歳		
	付添人	(ふりがな) 氏名 職業 住所	男・女	生年月日 年齢 続柄	年　月　日 満　歳		
⑩ 処理経過	要請日時　年　月　日　～　撤収日時　年　月　日						
⑪ 適要							

島根県航空防災管理所

住所　〒699-05　簸川郡斐川町大字沖洲２６７７番地
TEL 0853(72)7661・7662　FAX 0853(72)7671
防災行政無線　8-524-3　防災無線FAX　8-524-1

様式第３号

平成　　年　　月　　日

防災航空管理所長殿

要請機関の長

災害状況等報告書

要請機関名		（発信者）
災害発生日時		
災害等の場所		
災害等の概要		
処理状況	経緯	
	出動機関及び人員	
	出動機材及び車両	
被害等の概要		
その他		

15. 島根県防災ヘリコプター緊急運航基準

島根県防災ヘリコプター緊急運航基準

1　基本要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に行う。

(1) 県土及び県民の生命、身体及び財産を災害等から保護することが目的である場合

(2) 緊急にヘリコプターが運航を行わなければ、県民の生命、身体及び財産が重大な危険にさらされる恐れがある程の、差し迫った必要性がある場合

(3) 防災ヘリコプター以外の手段では、十分な活動効果がき期待出来ない場合

2　該当事由

防災ヘリコプターの緊急運航該当事由は、次のとおりとする。

(1) 災害対策活動

(2) 火災防御活動

(3) 救助活動

(4) 救急活動

3　緊急運航基準

防災ヘリコプターの緊急運航該当事由の運航基準は、次のとおりとする。

(1) 災害対策活動

ア　災害状況等の情報収集・伝達活動

災害の発生する恐れ、又は発生した場合で、広域にわたり情報収集活動や避難誘導等の情報伝達活動を行う必要のあると認められる場合

イ　緊急輸送

災害が発生した場合で、被災地に救援物資、医薬品及び人員等を搬送する必要があると認められる場合

ウ　その他

災害対策活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

(2) 火災防御活動

ア　被災状況等の情報収集・伝達活動

大規模火災等が発生し、又は延焼拡大の恐れがあり、広域にわたり情報収集活動や避難誘導等の情報伝達活動を行う必要があると認められるとき

イ　空中消火活動

大規模林野火災が発生し、地上消火活動が地理的に困難であると認められる場合

ウ　消火資機材等の搬送

大規模林野火災において、地理的に資機材等の搬送が困難な場合

エ　その他

火災防御活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア　事故等における捜索・救助活動

イ　その他

救助活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

(4) 救急活動

ア　傷病者の救急搬送

離島、山村等の交通遠隔地並びに高速道路等の事故現場から、緊急に傷病者の搬送を行う必要があると医師が認め、かつ医師が搭乗する場合

イ　転院搬送

県内の中核医療機関から県内遠隔地の高度・先進医療機関へ、緊急に傷病者の搬送を行う必要のあると医師が認め、かつ医師が搭乗する場合

ウ　その他

緊急活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

16. 災害時における燃料等供給の協力に関する協定書

災害時における燃料等供給の協力に関する協定書

江津市（以下「甲」という。）と島根県石油協同組合江津支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、江津市の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲の行う応急措置業務等（以下「業務等」という。）を支援し市民生活の早期安定を図るため、燃料等供給の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時等において、次に掲げる事項につき必要があると認めるときは、乙に対して、燃料等の供給が円滑、適正に行われるよう要請することができる。

(1) 甲が行う業務等に従事する自動車への燃料供給

(2) 甲が業務等を行う庁舎、施設における非常電源等への燃料供給

(3) 学校など避難場所の運営管理のための燃料供給

（協力の実施）

第３条　乙は、前条による甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

（燃料等の範囲）

第４条　甲が乙に供給及び仕入れを要請する燃料等は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能なものとする。

(1) ガソリン、軽油

(2) 灯油、重油その他燃料

（要請の方法等）

第５条　第２条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

２　要請にあたっては、協力を要する期間その他必要な事項を連絡するものとする。

３　前項の協力を要する期間は、災害の状況により甲が必要と認めたときは、乙と協議のうえ延長することができる。

（燃料等の運搬）

第６条　燃料等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は必要に応じ乙に運搬の協力を求めることができる。

（経費の負担）

第７条　乙が第３条の規定による協力のために要する経費は、甲が負担する。

２　前項の経費は、災害時等の直前における通常の価格を基礎として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の請求）

第８条　前条に規定する経費は、乙が燃料等の供給を終了し、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書により請求するものとする。

（経費の支払）

第９条　甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡）

第１０条　甲と乙は、災害時等に支障をきたさないよう、定期的に連絡体制、連絡方法等について協議することとし、その相互確認に努めるものとする。

２　乙は､毎年５月末日までにこの協定に基づき協力を実施できる江津市内の給油取扱所等の名称､所在地、電話番号等の必要な資料を甲に通知するものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれその１通を保有する。

平成２０年６月２日

甲　　江津市長

乙　　島根県石油協同組合江津支部長

17. 災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書

災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書

江津市（以下「甲」という。）とNPO法人日本レスキュー協会（以下「乙」という。）は、江津市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、被災者の捜索活動を円滑に実施するため、又は避難所等における住民の心のケアを図るため、災害救助犬及びセラピードッグの出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）
第１条　甲は、被災者の捜索活動のため必要があると認めるとき、又は被災した住民の心のケアが必要と認めるときは、乙に対して災害救助犬又はセラピードッグの出動を要請する。

（出動）
第２条　乙は、前条による要請を受けたときは、特別な理由がない限り速やかに災害救助犬又はセラピードッグを出動させるものとする。この場合において、災害救助犬又はセラピードッグの出動頭数及び出動人員は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲と乙が協議のうえ決定する。

（捜索活動の実施）
第３条　乙は、出動した災害現場においては、甲の指定した現場指揮者の指示に従い、捜索活動を実施するものとする。

（被災した住民の心のケアの実施）
第４条　乙は、出動した避難所等においては、甲の指定した現場指揮者の指示に従い、活動を実施するものとする。

（費用の負担）
第５条　第２条の規定に基づく出動に要する経費は、要請を行った甲の負担とする。

（損害補償）
第６条　この協定に基づく出動又は活動に伴って、乙の出動人員、災害救助犬又はセラピードッグに生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

（訓練への参加）
第７条　乙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（有効期間）
第８条　この協定は、締結日からその効力を適用するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２２年１０月１日

甲　島根県江津市江津町１５２５番地
江津市長　田　中　増　次

乙　兵庫県伊丹市下河原二丁目２―１３
NPO 法人　日本レスキュー協会
理事長　伊　藤　裕　成